



とよはし福祉
サポートマーク

豊橋市次世代育成支援行動計画

子育て応援プラン

(後期計画)



豊橋市

はじめに



本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき平成17年3月に「豊かな愛情で未来への架け橋を育むまち とよはし」を基本理念とする、「豊橋市次世代育成支援行動計画（子育て応援プラン）」の前期計画を策定し、「子どもの豊かな人間形成を支える環境づくり」、「子育て家庭を支える環境づくり」、「子育てを社会全体で担う意識と環境づくり」の3つの基本目標を柱に、平成20年7月には「こども未来館（ここにこ）」を開館し、さらに来たる平成22年4月からは「ほいっぷ」の開設を予定する等、子どもを中心とした事業の推進に取り組んできました。

しかしながら、家庭や地域の子育て力の低下や子どもの安全で安心な居場所の不足など、子どもや子育て家庭をとりまく環境が引き続き厳しい状況の中、社会全体で子どもや子育て家庭を支えていき、仕事と生活の調和を図ることについての意識を高め、その実現に向けた取り組みの推進が求められています。

そこで家庭を中心に子育てに関わる機関が協力連携し、豊橋市全体に「子育て応援運動」を展開し、安心して子育てができ、「未来の宝」である子どもが夢を持って成長できる「子育てにやさしいまち」を目指し、「豊橋市次世代育成支援行動計画（子育て応援プラン）・後期計画」を策定いたしました。

この計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました豊橋市次世代育成支援行動計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントに多くのご意見、ご協力をいただきました市民の皆様にご心からお礼申し上げます。

今後ともこの計画の実現に向け、皆様の一層のご協力とご支援をお願いいたします。

平成22年3月

豊橋市長 佐原 光 一



目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の背景	1
2	計画策定の趣旨	3
3	計画の基本理念と基本目標	5
4	計画の位置付け及び計画期間	6
5	計画の体系	7

第2章 子育てをとりまく環境 ～豊橋市の状況～

1	人口の推移と少子化の動向	9
1-1	人口の推移と世帯構成	9
1-2	少子化の進行	11
1-3	人口動態等の状況	13
1-4	世帯の状況	16
2	就労の状況	19
2-1	就業率	19
2-2	女性の年齢別就業率	19
2-3	就業時間	21
2-4	事業所数	23
3	保育所・幼稚園・小学校等の状況	25
3-1	保育所の状況	25
3-2	様々な保育サービスの状況	26
3-3	幼稚園の状況	28
3-4	子育て支援ショートステイ事業の状況	28
3-5	認可外保育施設の状況	29
3-6	小中学校の状況	30
3-7	放課後児童クラブの状況	31
3-8	児童館、児童遊園等の状況	31
4	地域における子育て支援の状況	32
4-1	保育所等における子育て支援	32
4-2	幼稚園における子育て支援	32
4-3	とよはしファミリー・サポート・センター	32
4-4	地域団体の活動	33
4-5	ボランティア団体による子育て支援	33
4-6	外国人家庭に対する子育て支援	33
4-7	子育てに困難を感じる家庭への支援	34
5	親子の健康づくりと学習の状況	35

第3章 前期計画の評価と今後の子育て支援の方向性

1	これまでの取り組みにおける成果と課題	41
---	--------------------	----

第4章 基本目標と施策の方向

基本目標1	子どもの豊かな人間形成を支える環境づくり	55
施策の方向1-1	家庭・地域における子どもの人間形成	56
施策の方向1-2	学校を通じた子どもの人間形成	64
施策の方向1-3	子どもの主体的な活動の尊重	70
施策の方向1-4	次代の親としての子どもの人間形成	78
施策の方向1-5	子どもの人権を尊重した環境づくり	83
基本目標2	子育て家庭を支える環境づくり	88
施策の方向2-1	全ての子育て家庭を支援するサービスの充実	89
施策の方向2-2	安心して子育てできる環境づくり	102
施策の方向2-3	社会的支援を必要としている家庭への対策の充実	109
施策の方向2-4	健康で子育てできる支援の充実	121
基本目標3	子育てを社会全体で担う意識と環境づくり	133
施策の方向3-1	子育て支援社会づくり	134
施策の方向3-2	男女がともに子育てできる環境づくり	143
■	事業の数値目標	151

第5章 推進に向けて

1	計画推進の考え方	153
2	家庭、地域、企業等に期待される役割	154
3	推進体制	156

資料編

1	用語の解説	159
2	児童の権利に関する条約（概要）	164
3	豊橋市次世代育成支援行動計画策定に関するニーズ調査の概要	168
4	豊橋市次世代育成支援行動計画（後期計画）検討の経過	169
5	子育て支援に関連する週間・月間など	170
6	ライフステージに応じた各種事業	171
7	豊橋市次世代育成支援行動計画策定委員からのメッセージ	172
8	豊橋市次世代育成支援行動計画策定委員会設置要綱	173
9	豊橋市次世代育成支援行動計画策定会議設置要綱	175

* 用語の解説は資料編に50音順に記載しています。

第1章

計画の基本的な考え方

1

計画策定の背景

■ 少子化の進行

結婚、出産、子育ての希望と現実とのギャップを解消し、望む人数の子どもを育てられる社会に転換することは「待ったなし」の状況です。2008年(平成20年)の我が国の出生数は、109万1,156人と前年の108万9,818人よりわずかながら増加しました。合計特殊出生率*は、前年の1.34を0.03ポイント上回る1.37となり、3年連続で上昇しました。しかしながら、人口が長期的、安定的に維持される合計特殊出生率の標準が2.10前後であることを考えると決して楽観できる数値ではありません。

少子化が社会に与える影響には、労働力不足、地域社会の活力の低下、同時に進行している高齢化とあいまって社会保障の負担増など深刻な問題があげられます。

■ 前期計画策定後の動向

国は少子化対策の推進のため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。この法律では、全ての都道府県及び市町村に地域行動計画の策定を、国及び地方公共団体の機関に、職員の子育て支援を目的とする特定事業主行動計画*の策定を義務づけました。また、300人(平成23年4月1日より100人)を超える従業員を有する企業に対しても、従業員の子育て支援を目的とする一般事業主行動計画*の策定を義務付けています。

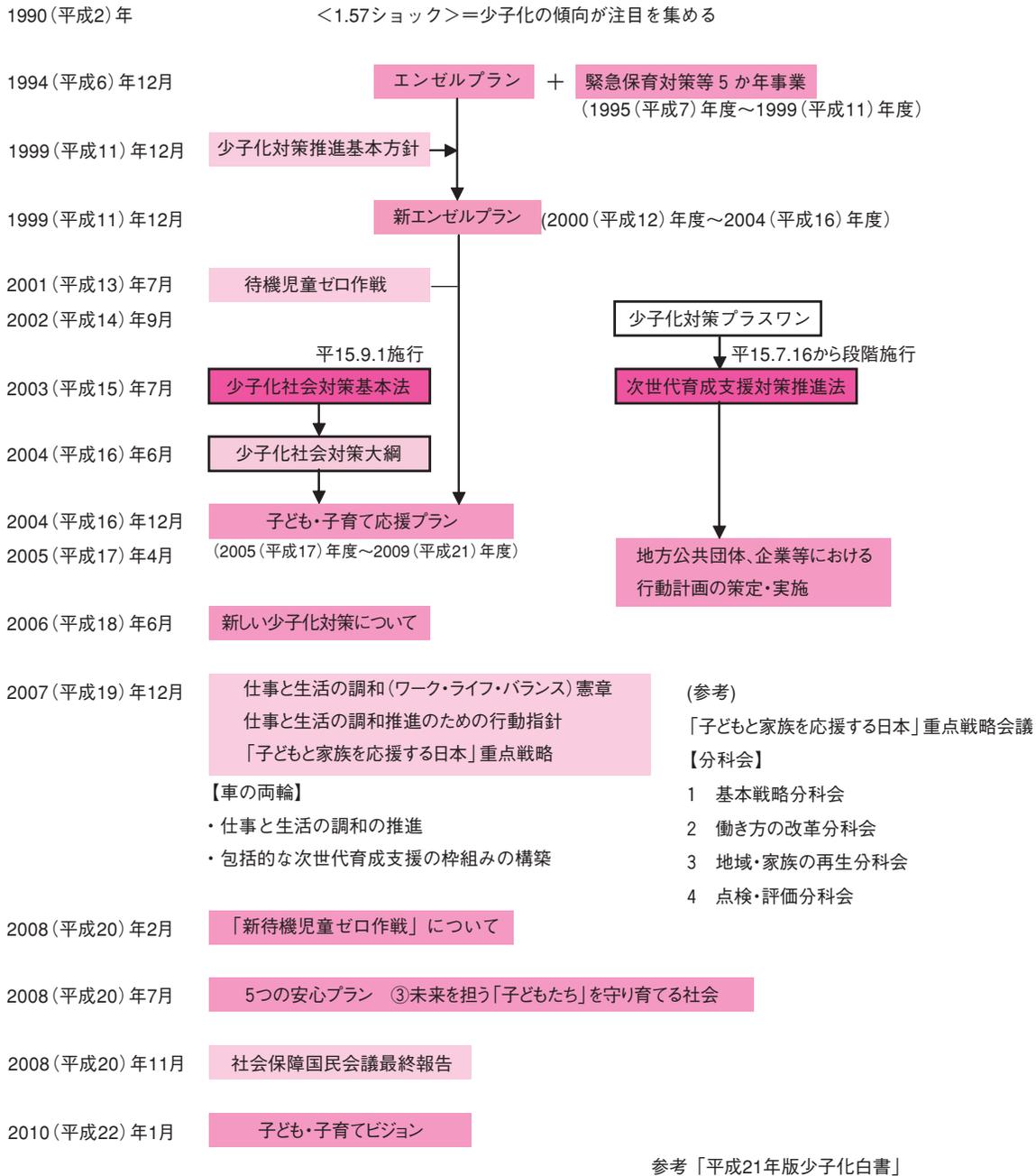
これにより豊橋市でも前期計画を策定し推進してきましたが、後期計画策定にあたり、前期計画にはなかった新たな視点として、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)*の実現」と「子育て支援の社会的基盤の拡充」を車の両輪として取り組むことを加え、取り組みを強化していくことが重要であると考えています。

また、市民協働の気運が高まり、子育て支援の担い手の広がりや多様なサービスへの対応が、これまで以上に期待される状況となっています。

これまでの国の施策

少子化が社会問題として取り上げられてから国では以下のような取り組みを行ってきました。

少子化対策の経緯



2

計画策定の趣旨

■ 子どもが主役の子育て支援

この計画では、誰もが安心して妊娠・出産でき、いきいきと子育てができ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進め、0歳から18歳までの子どもの育ちを応援します。取り組みの対象は子ども、子育て家庭、社会となりますが、どの施策も子どもの育ちに重点を置いたものとします。また、子どもの誕生を願うとともに、現に生まれている子どもの育ちを大切にすることを第一に考えなければなりません。

代表的な子どもの権利

- 生きる権利
- 守られる権利
- 育つ権利
- 参加する権利

■ 豊橋市が目指すもの

孤立した子育てをしている、子育てと仕事の両立にジレンマを感じる、子どもに十分なケアができない、虐待をするなど適切な養育ができない、言語・文化の違いにより子育てに困難を抱える、子どもの障害に悩むなど子育てに困難を抱えている親が豊橋市の中にも存在します。この背景には、父親の不在、長時間勤務、地域のつながりの希薄化、核家族*化、夫婦共働きの増加、経済的困窮、病気、しつけに対する誤解、親自身の育ちの問題、外国人への情報提供不足、障害への理解不足など様々な問題があります。そして、「子どもを育てるのは親の責任」という考えへの認識のズレがあります。

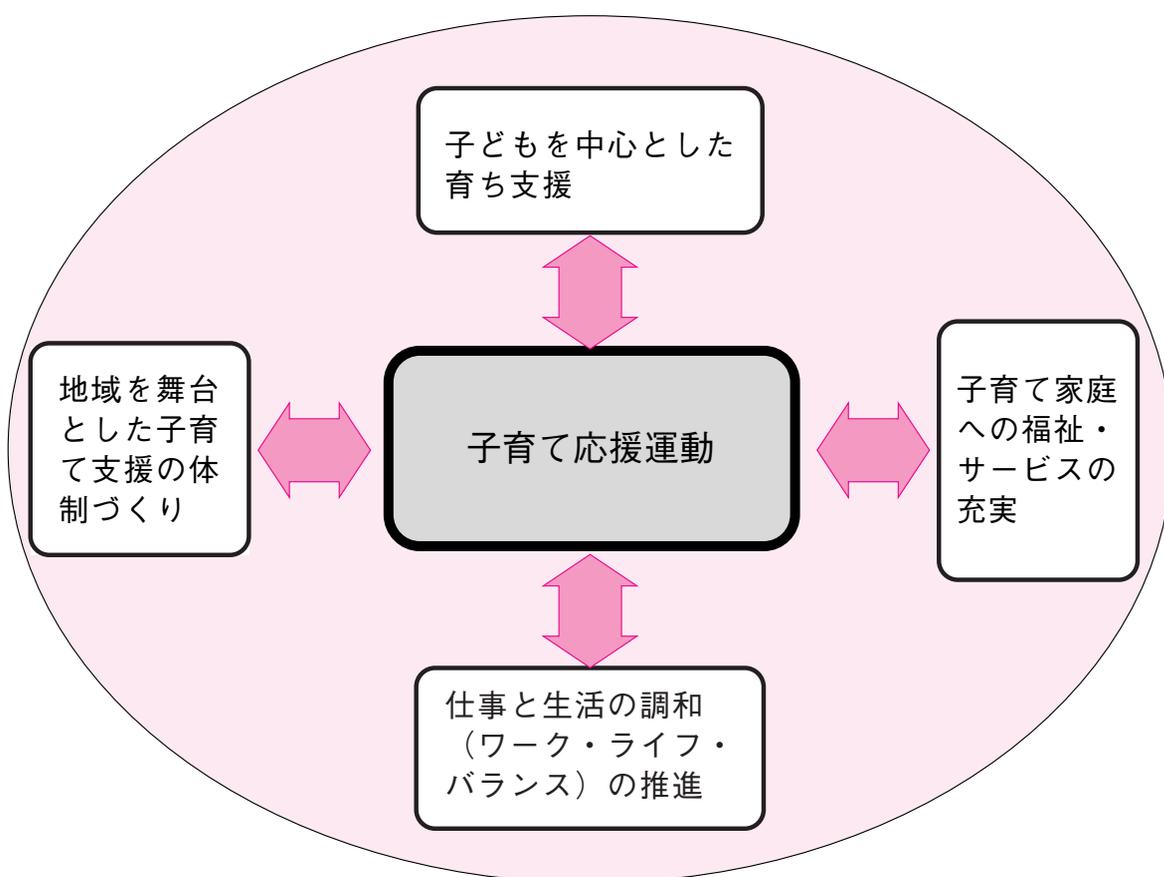
「子どもを育てるのは親の責任」・・・もちろん、この言葉に間違いはありません。子育ての第一義的責任は保護者にあることは事実です。しかし、「親だけの責

任」ではありません。祖父母や親のきょうだいなど親族、友人、地域、行政、企業にも子育て支援をする責任があります。また、本市には子育て支援に意欲のあるNPOが数多く存在します。

今後の豊橋市では、

- ① 子どもを中心とした育ち支援
- ② 子育て家庭への福祉・サービスの充実
- ③ 地域を舞台とした子育て支援の体制づくり
- ④ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

をキーワードに、支援の網から誰もこぼれることのない「子育て応援運動」を進めていきます。



3

計画の基本理念と基本目標

子どもたちは、次代を担う豊橋の希望であり未来の財産です。子どもたちは私たちのまち豊橋の現在と未来をつなぐ架け橋でもあり、子どもたちが健やかに育つことができるよう、家庭や地域社会全体で支えあい、子育てに夢と誇りが持てる環境づくりを目指し、みんなの笑顔と子どもたちの元気な声があふれ子育てしやすいまちの実現に向けて、基本理念を掲げます。

基本理念

豊かな愛情で未来への架け橋を育むまち とよはし

この基本理念に基づき、本市の諸施策、関連計画との整合性を図りながら次の3つの基本目標を柱に取り組みます。

基本目標

- 1 **子どもの豊かな人間形成を支える環境づくり**
- 2 **子育て家庭を支える環境づくり**
- 3 **子育てを社会全体で担う意識と環境づくり**

4

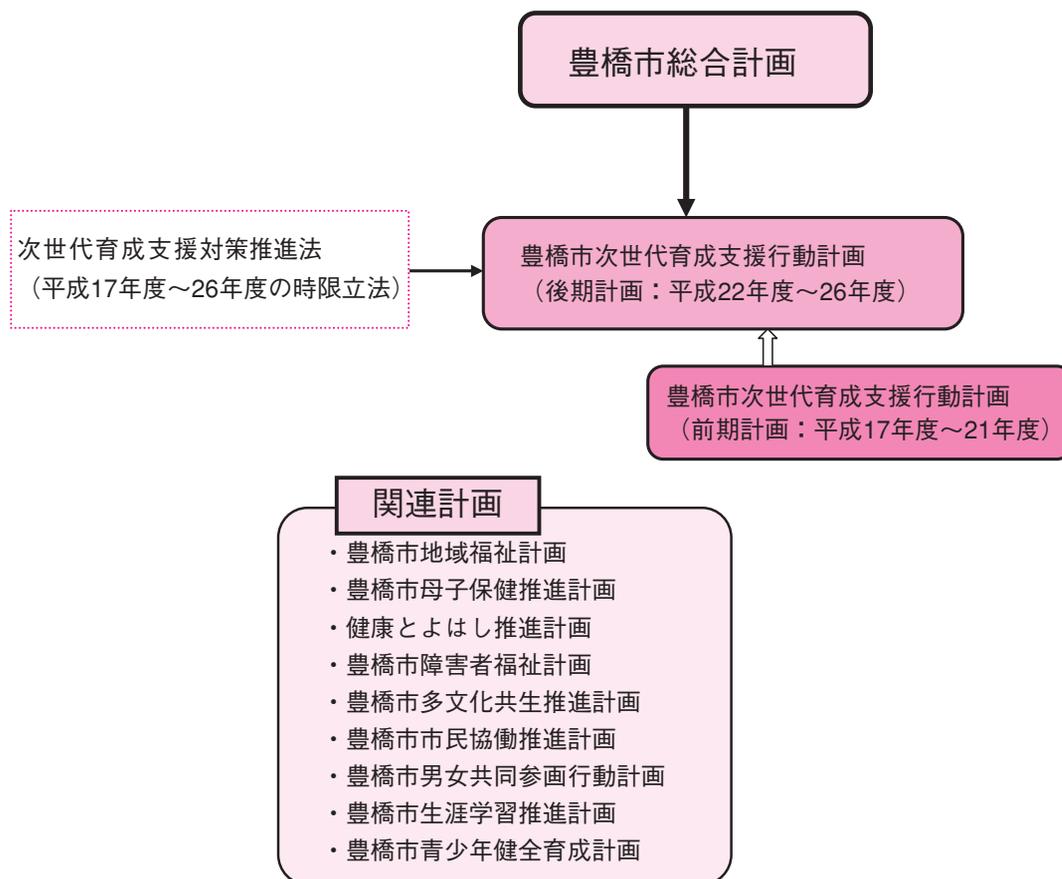
計画の位置付け及び計画期間

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」の規定に基づき、国が定めた行動計画策定指針の趣旨を踏まえ、アンケート調査や子育てに関わる多くの関係者で構成する豊橋市次世代育成支援行動計画策定委員会からの様々な意見等を参考にして策定しました。

豊橋市総合計画を上位計画とし、子育て支援の分野に関連する施策を体系化したものであり、豊橋市母子保健推進計画（すこやか親子とよはしプラン）など、既存の関連計画との整合性を図り推進するものです。

「次世代育成支援対策推進法」は、平成17年度から10年間の集中的かつ計画的な取り組みを促進するために制定されました。

平成17年度から21年度までの5年間で前期計画として推進してきましたが、今回は、この間の成果を検証しながら、平成22年度からの5年間の後期計画を策定することとします。

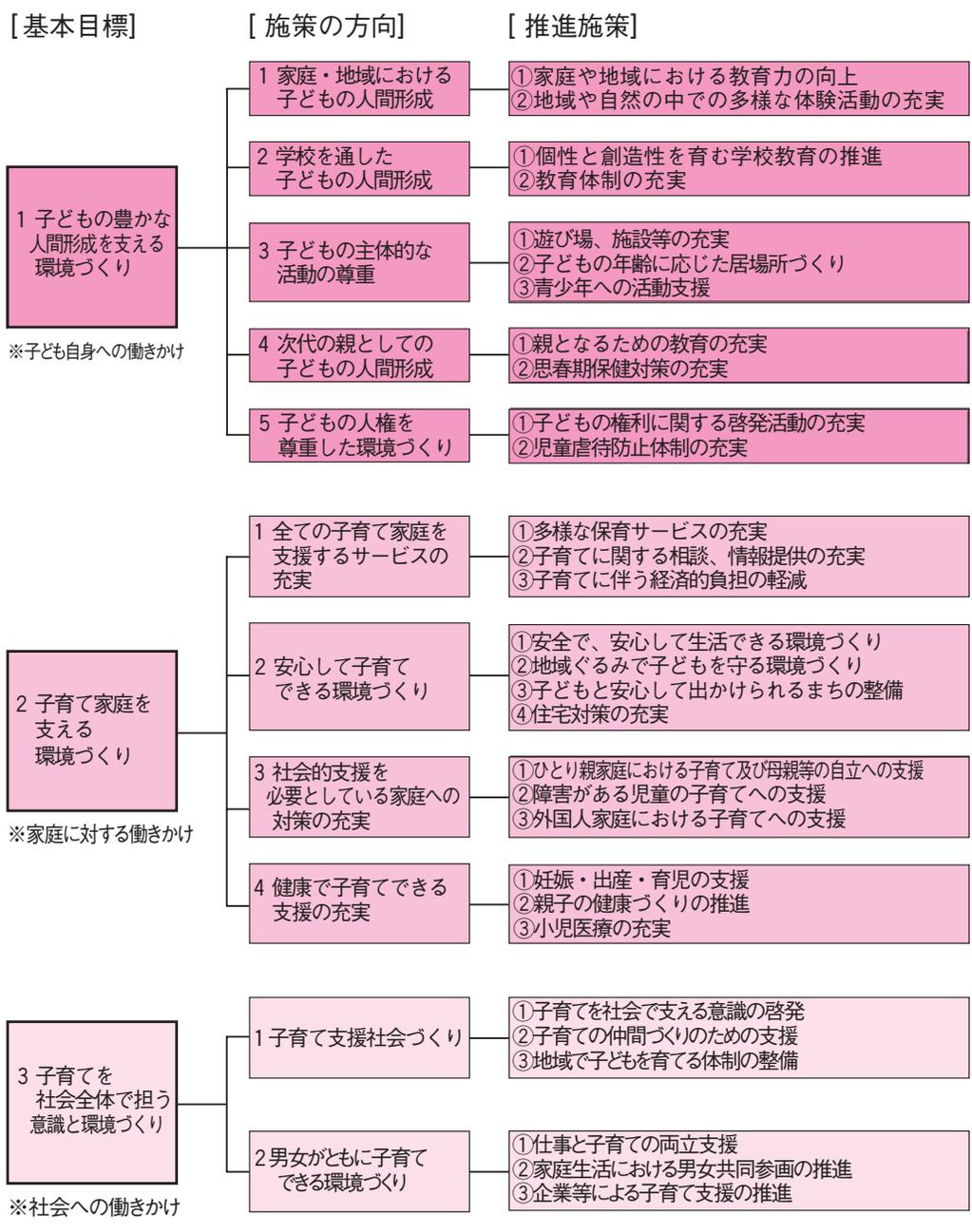


5

計画の体系

基本理念

豊かな愛情で未来への架け橋を育むまち とよはし



第2章

子育てをとりまく環境 ～豊橋市の状況～

1

人口の推移と少子化の動向

1-1 人口の推移と世帯構成

人口の増加が引き続き緩やかになっています

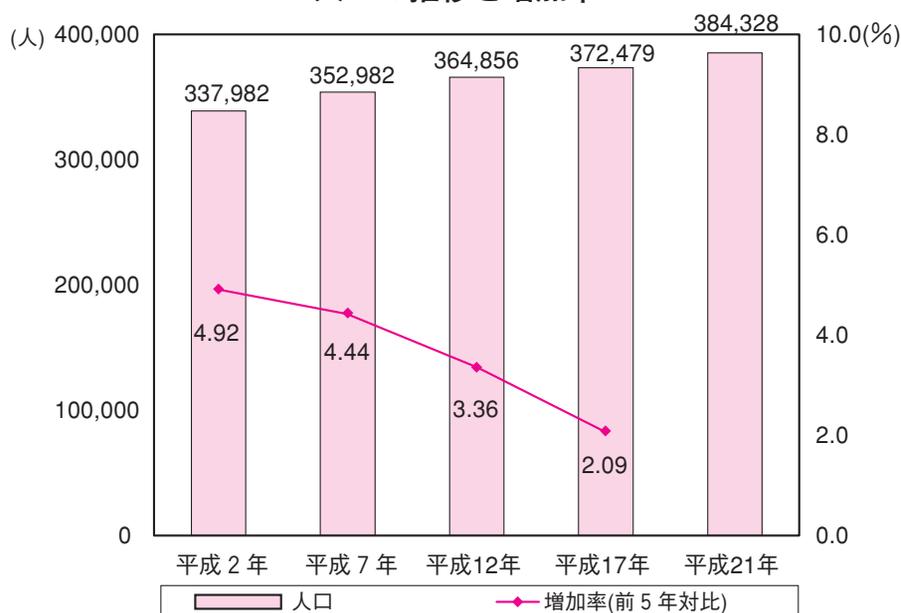
平成21年10月1日現在の豊橋市の人口は384,328人となっています。

人口の推移をみると、人口は増加しているものの、その増加率は前5年対比でみると平成17年まで次第に緩やかになっており、一旦持ち直しましたが、増加率の緩やかな傾向は続いています。

人口の年齢構成についてみると、出生率の低下により、0～14歳の年少人口の減少傾向が続いており、総人口に占める割合(構成割合)も、平成2年の19.4%から平成21年には15.1%へと4.3ポイント低下しています。これに対し、65歳以上の老年人口の構成割合は11.0%から19.3%へと8.3ポイント増加しており、少子・高齢化が着実に進行していることがわかります。

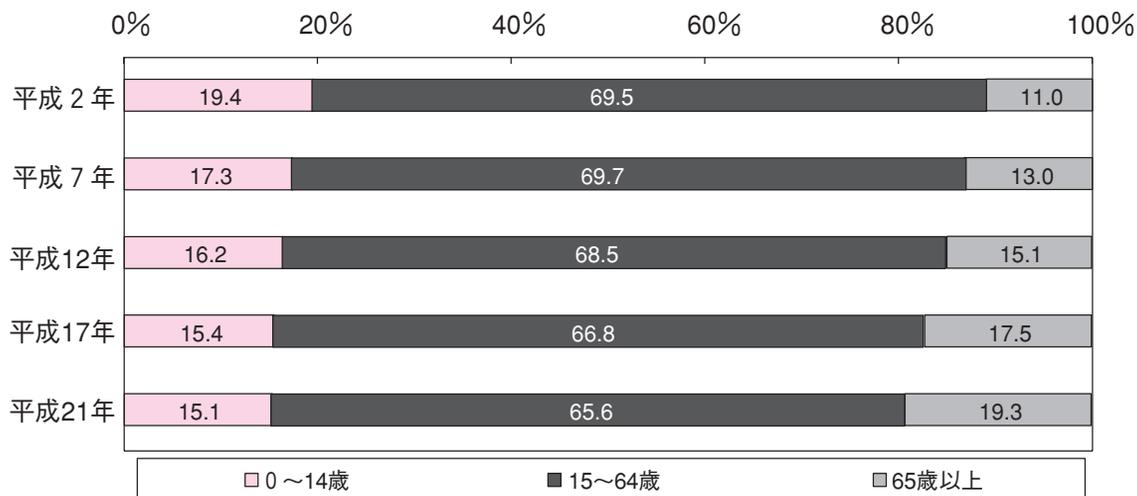
人口ピラミッド*(性別年齢別人口分布)の形態は、平成2年には「つりがね型」に近い形でしたが、平成21年には60～64歳と35～39歳を中心とした2つの膨らみを持つ「ひょうたん型」により近い形となっています。35～39歳をピークに次第に減少しており、少子化傾向が続いていることがここからもうかがえます。

人口の推移と増加率



資料：総務省「国勢調査」 ただし、平成21年は住民基本台帳及び外国人登録(10月1日現在)

年齢3区分別構成割合の推移

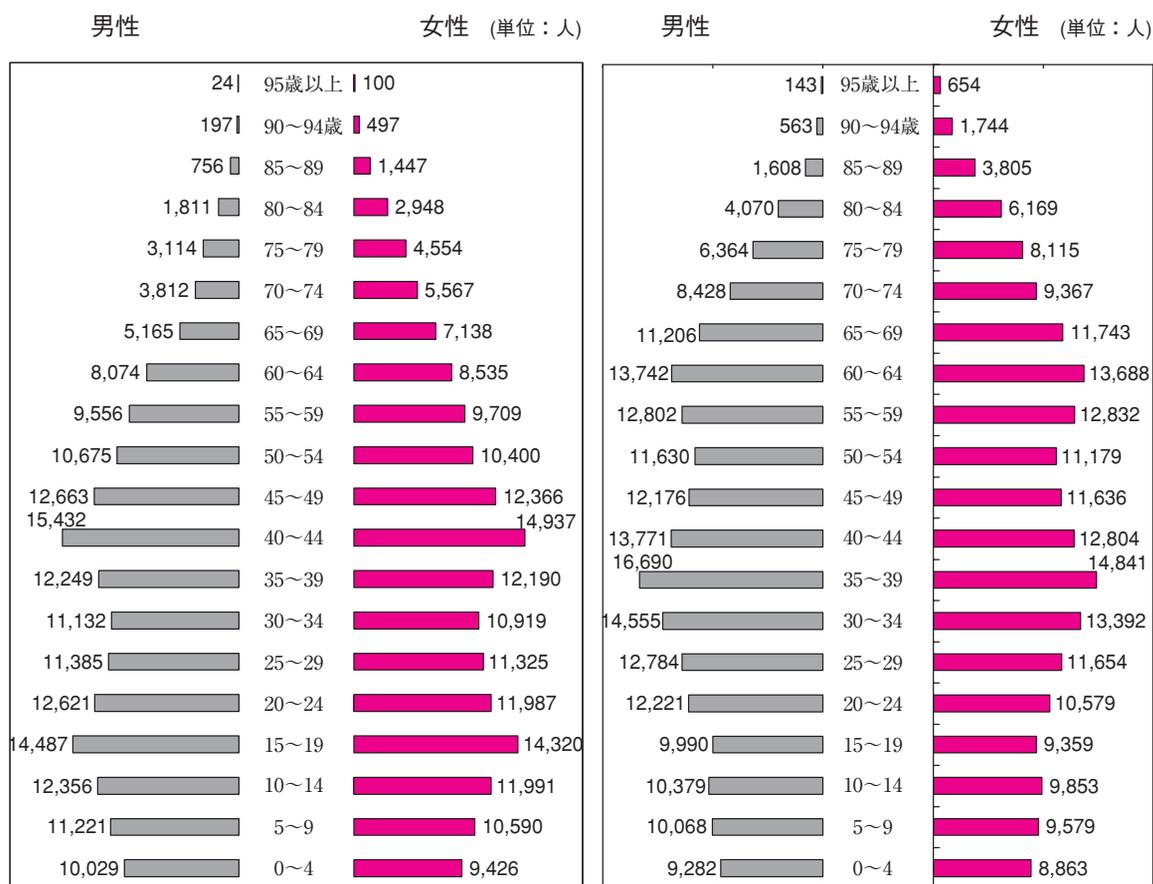


資料：総務省「国勢調査」ただし、平成21年は住民基本台帳及び外国人登録（10月1日現在）
注：年齢不詳があるため、合計が100%に満たない年がある。

人口ピラミッド（性別年齢別人口分布）

（平成2年）

（平成21年）



資料：総務省「国勢調査」ただし、平成21年は住民基本台帳及び外国人登録（10月1日現在）

1-2 少子化の進行

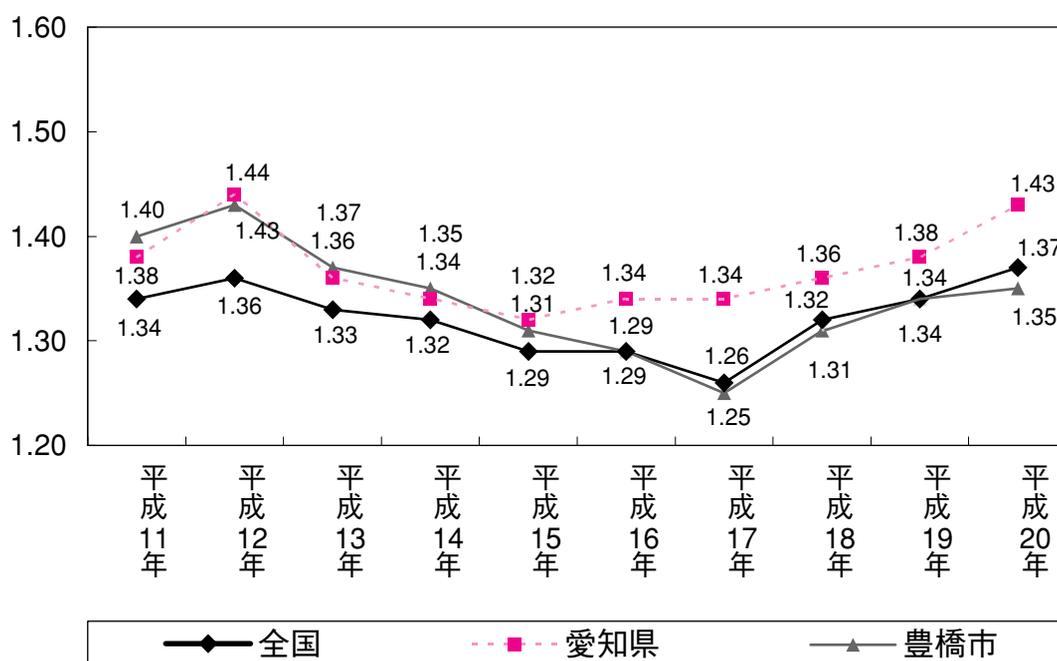
子どもの数が減っています

少子化の進行は、合計特殊出生率が低下していることから確認できます。本市の合計特殊出生率は、平成12年までは増減を繰り返していましたが、その後は減少傾向にあり、平成17年には過去最低の1.25にまで落ち込んでいます。

平成18年以降は若干の増加をみせておりますが、今後の情勢は不透明であり、長期的に人口を維持できる標準と言われる2.10前後をかなり下回っており、人口減少、少子化が進んでいることを示しています。

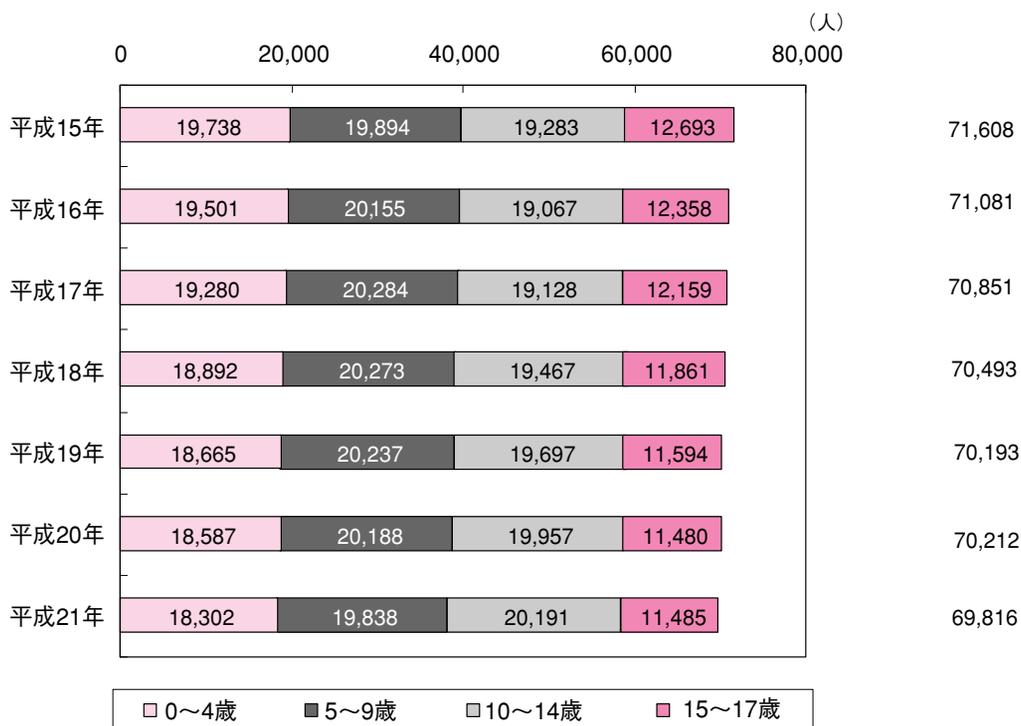
また、少子化の進行は、本市の0～17歳の児童人口が減少していることや、出生数が平成18年より若干の伸びがみられるものの、平成11年以降減少傾向にあることからうかがえます。

合計特殊出生率の推移



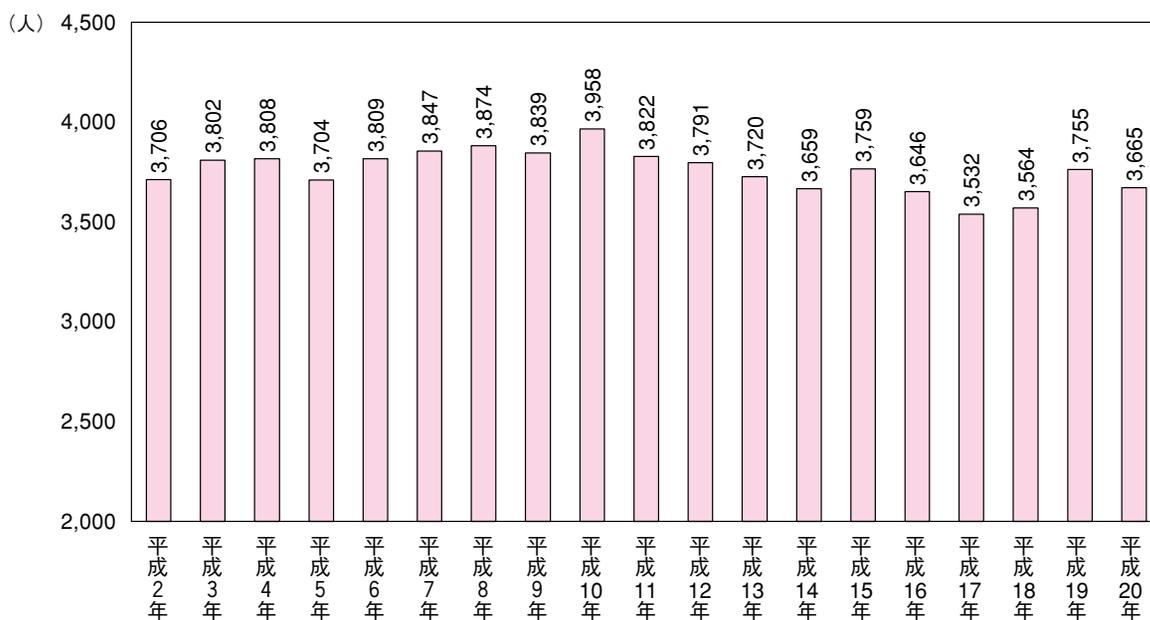
資料：全国、愛知県は厚生労働省「人口動態統計」 豊橋市は保健所管理課（外国人含む）

児童人口の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録（各年4月1日現在）

出生数の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録

1-3 人口動態等の状況

晩婚・晩産化が進んでいます

本市の出生と死亡による自然動態をみると、出生数が死亡数を上回る自然増加が続いていますが、増加人数は平成12年をピークに次第に緩やかになっています。

転入と転出による社会動態をみると、転入数が転出数を上回る社会増が続いています。

婚姻率と離婚率をみると、婚姻率は人口1,000人に対して平成16年から平成19年は5.7件から6.3件へとわずかずつ上昇傾向にありましたが、平成20年は6.0件と若干減少しています。離婚率はわずかながら減少する傾向にあります。

また、本市における20～49歳の未婚率は、男女ともに上昇しています。特に女性の25～29歳の未婚率は著しく上昇し、平成2年の32.9%から平成17年には52.3%と19.4ポイントの増加となっており、女性の晩婚化が進んでいることがわかります。

全国の平均初婚年齢の年次推移をみると、平成2年の男性28.4歳、女性25.9歳から平成20年には男性30.2歳、女性28.5歳となっており、男性で1.8歳、女性で2.6歳上昇しています。

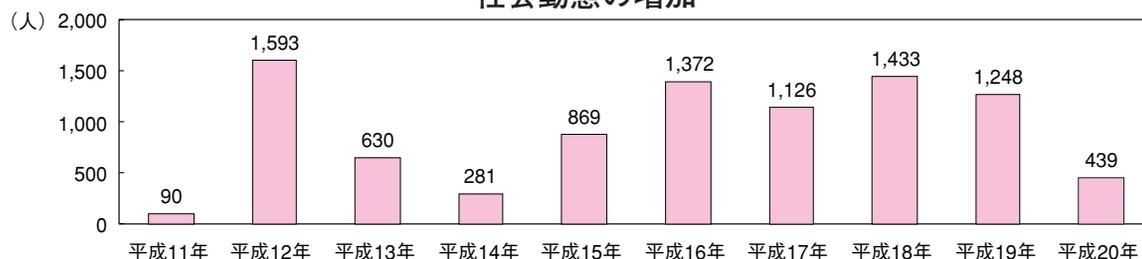
同時に、出生順位別にみた母親の平均年齢の年次推移をみても、第1子を産むときの平均年齢は、平成2年の27.0歳から平成20年には29.5歳へと2.5歳上昇しており、晩婚化と晩産化を表しています。

自然動態の増加



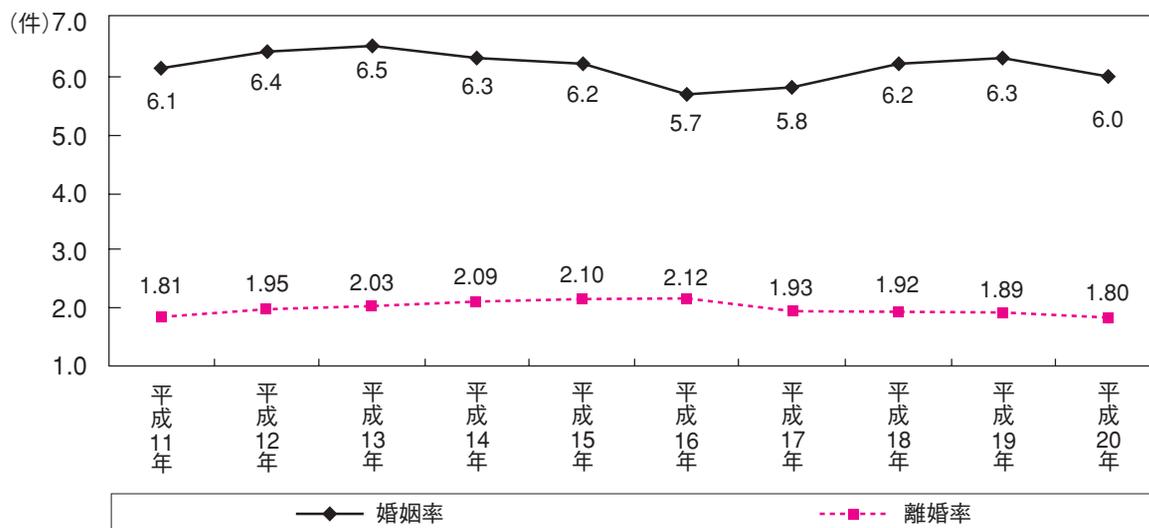
資料：住民基本台帳及び外国人登録

社会動態の増加



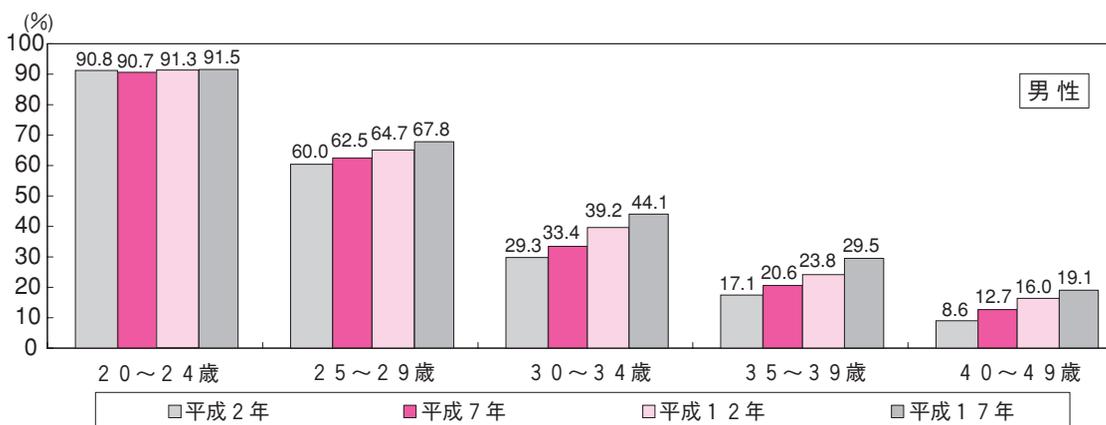
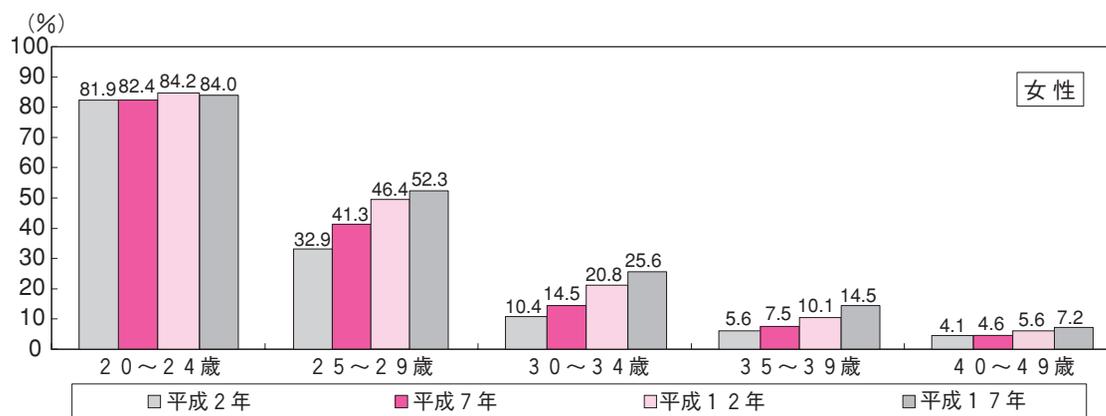
資料：住民基本台帳及び外国人登録

婚姻率・離婚率の推移(人口千人対)



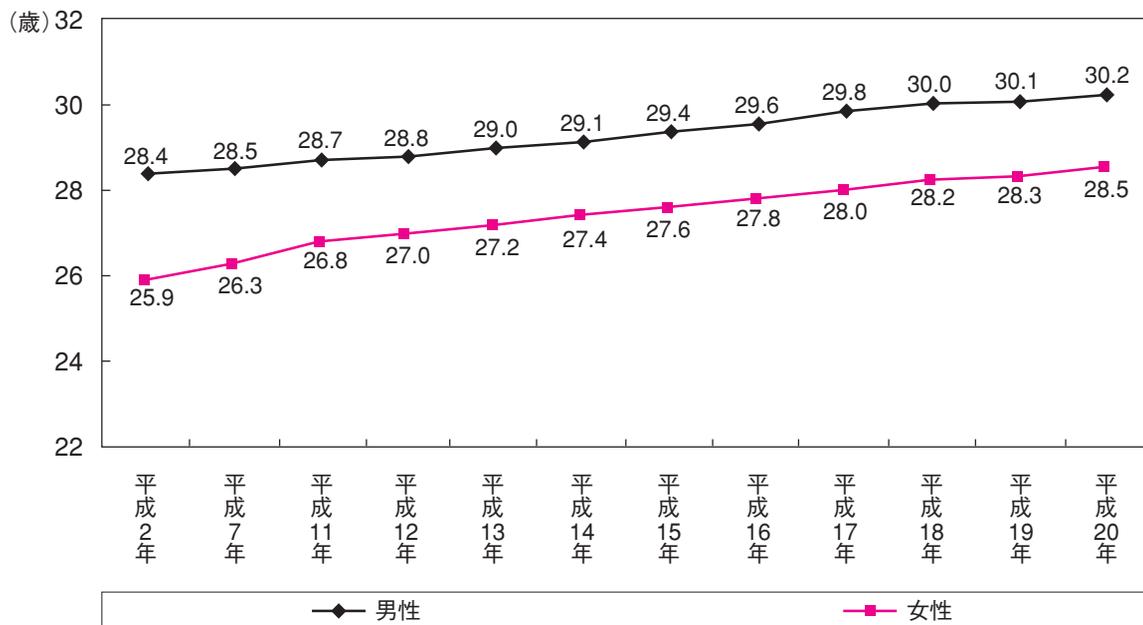
資料：住民基本台帳及び外国人登録

未婚率の推移



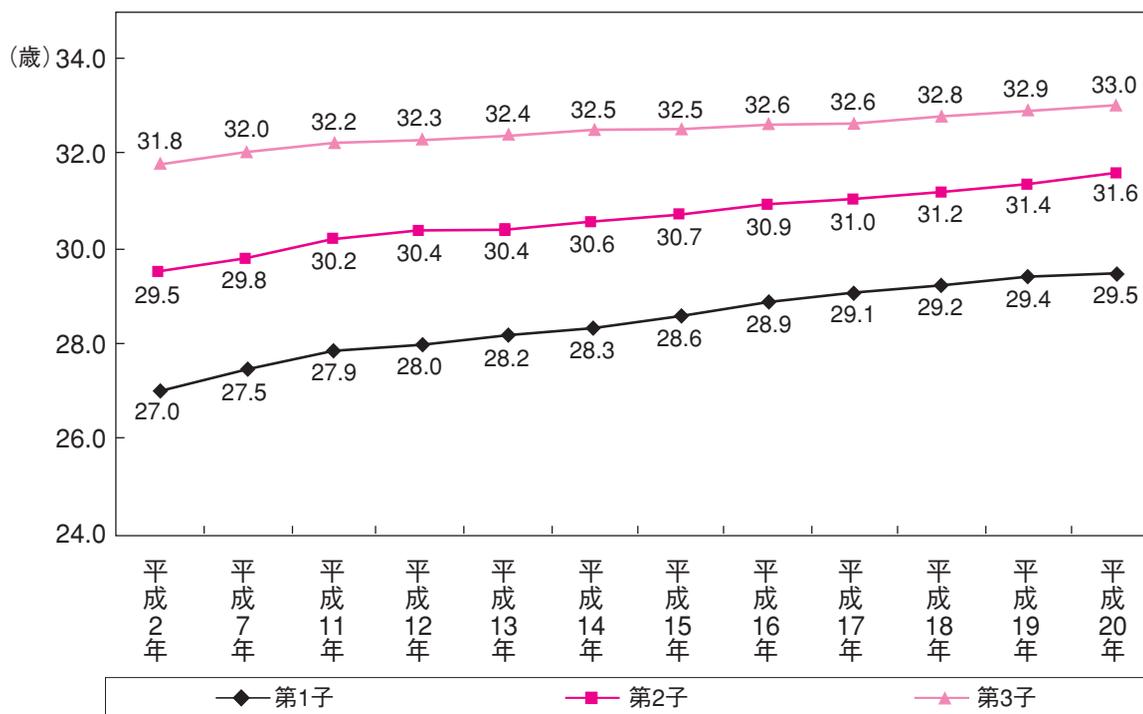
資料：総務省「国勢調査」

平均初婚年齢の年次推移(全国)



資料：厚生労働省「人口動態統計」

出生順位別にみた母親の平均年齢の年次推移(全国)



資料：厚生労働省「人口動態統計」

1-4 世帯の状況

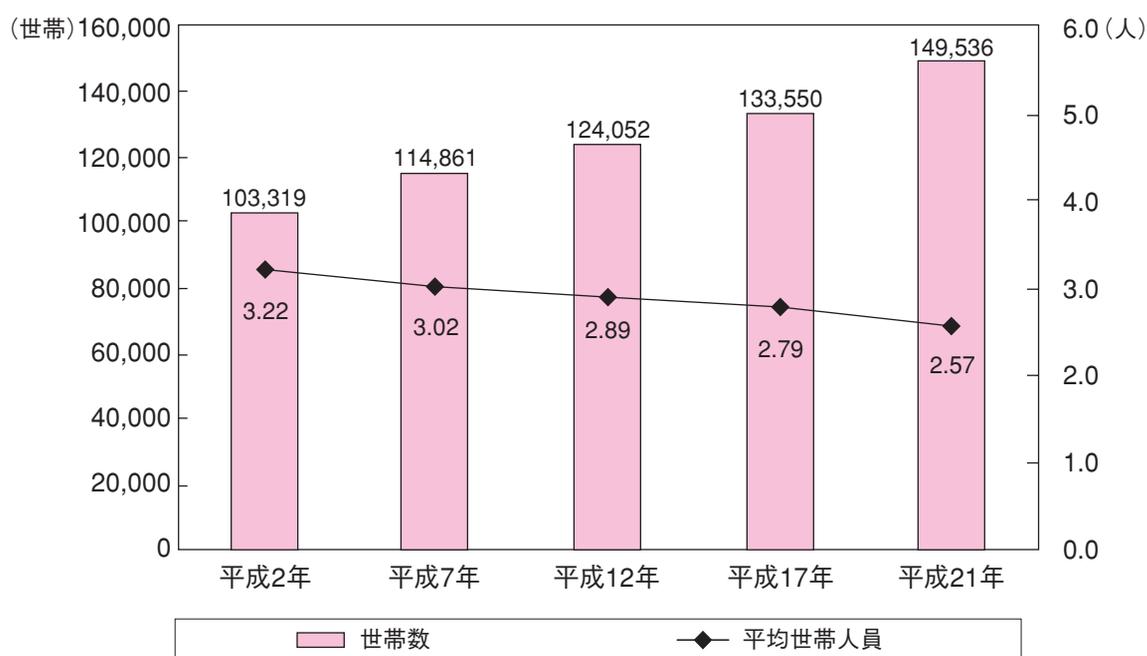
世帯人員が減っています

本市の世帯数は増加を続けており、平成21年には149,536世帯となっています。しかし、平均世帯人員は減少傾向にあり、平成2年の3.22人から平成21年には2.57人へと減少しています。

世帯構造にも変化がみられ、三世代世帯がさらに減少し、単身世帯や核家族世帯、高齢世帯が増加しています。また、6歳未満及び18歳未満の児童のいる世帯は減少しており、総世帯に占める割合も減少しています。

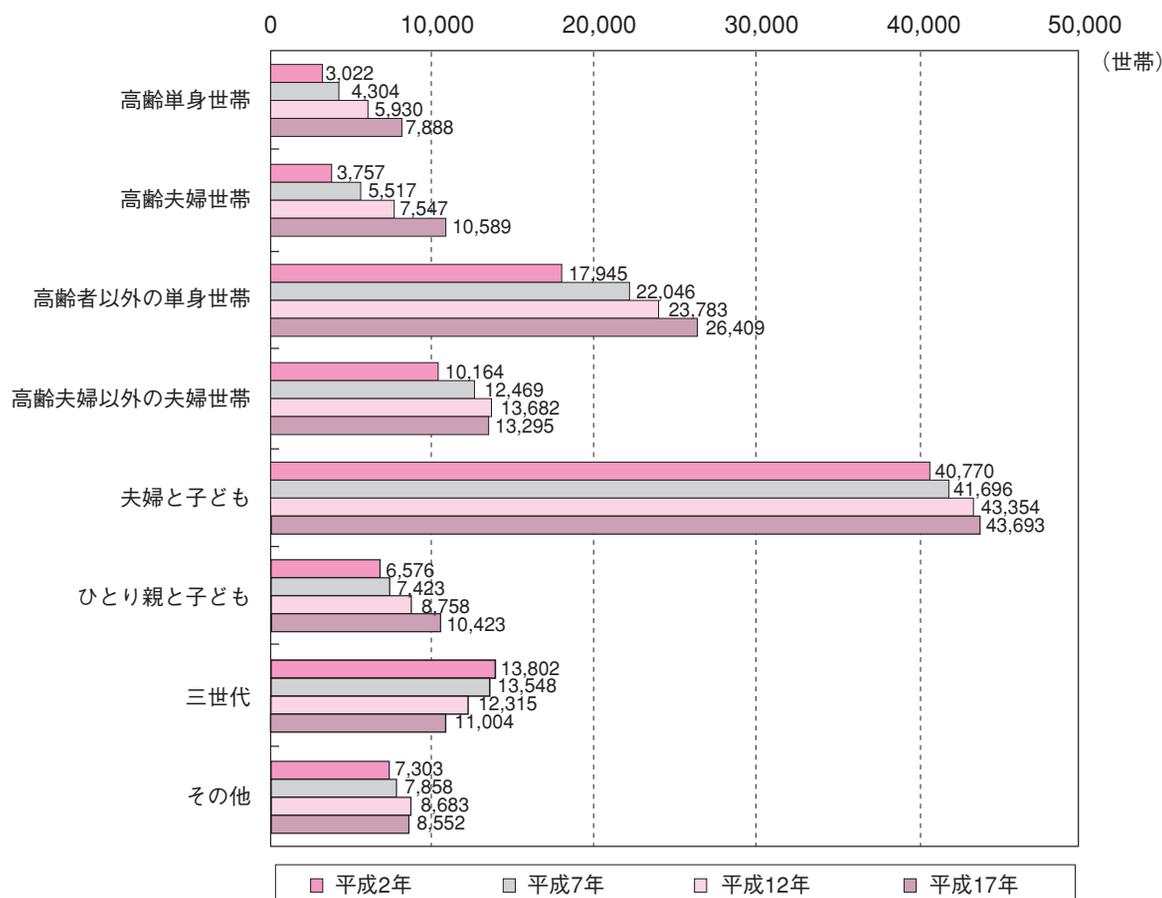
一方、外国人市民は平成21年10月1日現在で18,594人となっています。平成16年からの外国人市民世帯の状況等をみると、世帯、人員ともに若干の増減はあるものの、年平均2%弱の増加率となっています。外国人市民の増加は本市における大きな特徴となっています。なお、外国人市民の年齢構成の推移をみると、総人口でみる年齢構成とは異なり、年齢3区分ともに構成割合はほぼ一定で推移しています。

世帯数と平均世帯人員の推移



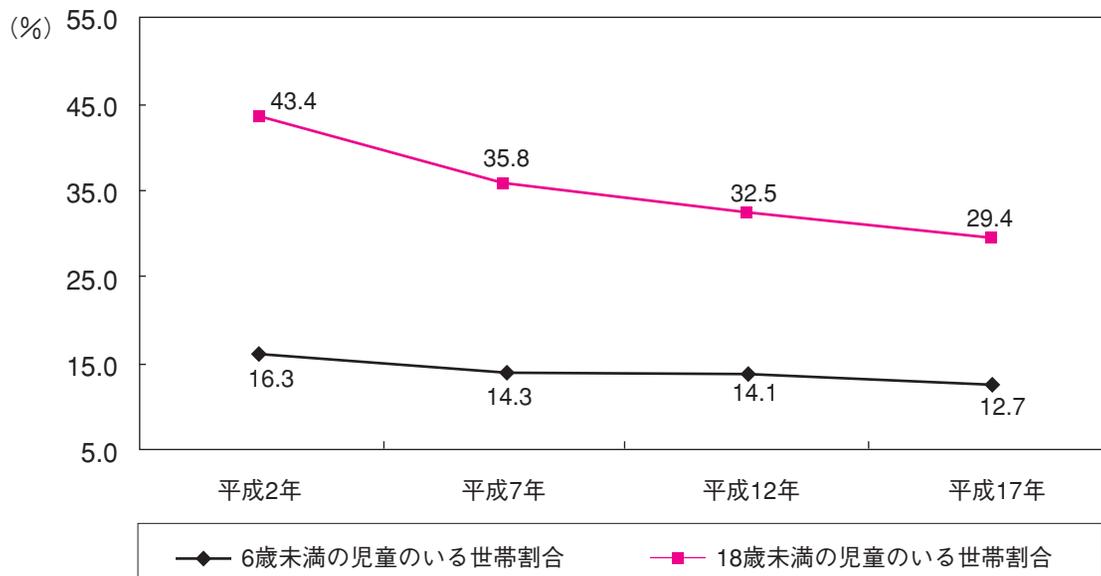
資料：総務省「国勢調査」 ただし、平成21年は住民基本台帳及び外国人登録(10月1日現在)

世帯類型別世帯数の構成



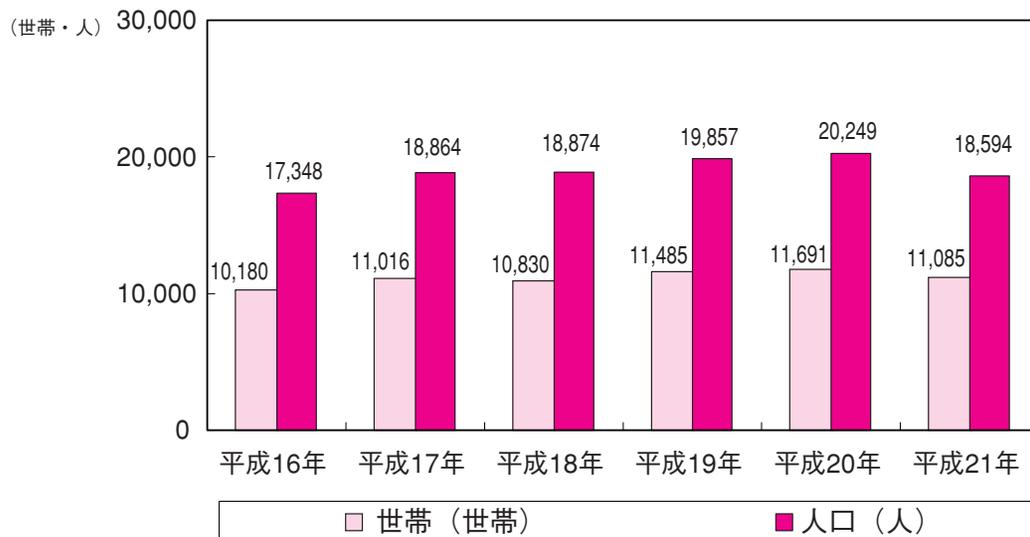
資料：総務省「国勢調査」

6歳未満の児童及び18歳未満の児童のいる世帯割合の推移



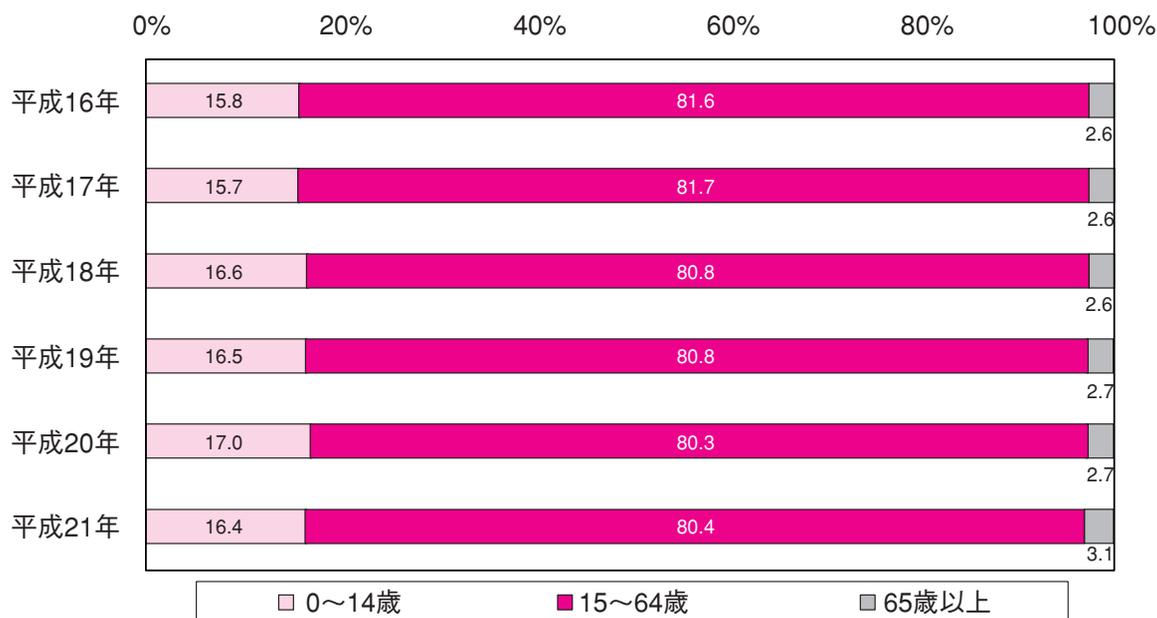
資料：総務省「国勢調査」

外国人市民世帯の状況



資料：外国人登録（各年10月1日現在）

外国人市民の年齢3区分別構成割合の推移



資料：外国人登録（各年4月1日現在）

2

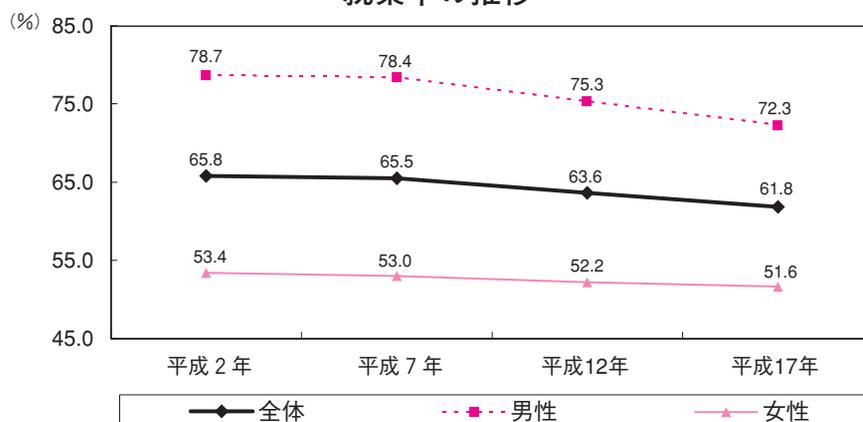
就労の状況

2-1 就業率

就業率が低下しています

就業率*は、近年の経済の低迷や働くことへの価値観の多様化などに伴い、男女とも低下傾向にあり、平成2年の男性78.7%、女性53.4%、全体で65.8%が、平成17年には男性72.3%、女性51.6%、全体で61.8%となっており、男性で6.4ポイント、女性で1.8ポイント低下しています。

就業率の推移



資料：総務省「国勢調査」

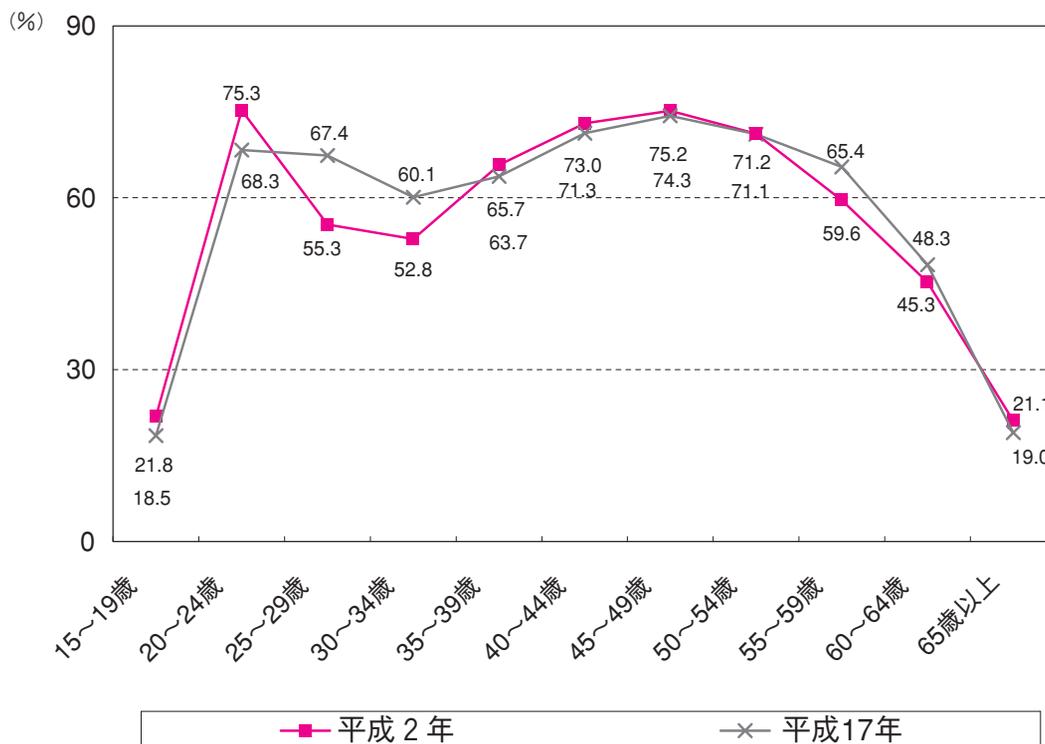
2-2 女性の年齢別就業率

働く若い女性が増えています

結婚・出産・育児の期間に仕事を離れる傾向がわかります

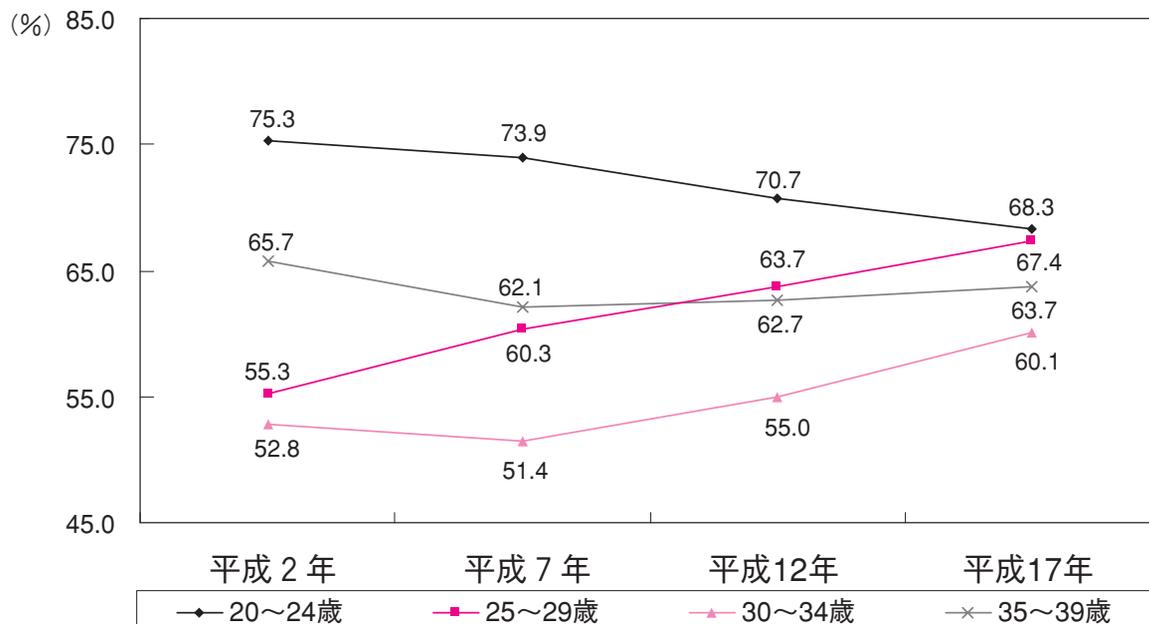
女性の年齢別就業率をみると、本市においても全国と同様に女性労働力の特徴であるM字型カーブを描いています。この現象は、結婚・出産・育児の期間は仕事を離れて家事や育児に専念し、子育てが終了した時点で再就職するという日本の女性のライフスタイルの現れです。M字型カーブの形状の変化に注目すると、平成2年と平成17年の比較では、共に30～34歳がM字型カーブの谷にあたっていますが、平成17年では谷にあたる部分が緩やかになっており、台形に近づいています。このことは、20歳代後半の働く若い女性が増えていることや晩婚化、出産が高齢化していることを示しています。

女性の年齢別就業率の推移



資料：総務省「国勢調査」

女性の年齢別就業率の経年変化



資料：総務省「国勢調査」

2-3 就業時間

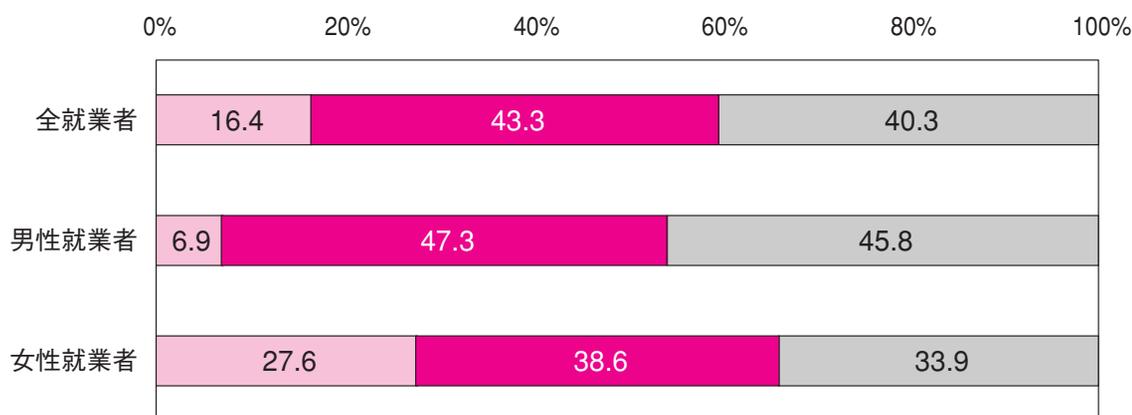
女性は短期間・短時間労働が多い傾向にあります

平成19年の総務省「就業構造基本調査」の、働く人の年間就業日数をみると、200日未満の就業者の割合は男性よりも女性に多く、250日以上就業者の割合は男性に多くみられます。女性就業者についてみると、平成14年と比べ、平成19年は200日未満就業者及び250日以上就業者が微増し、2極化傾向がみられます。

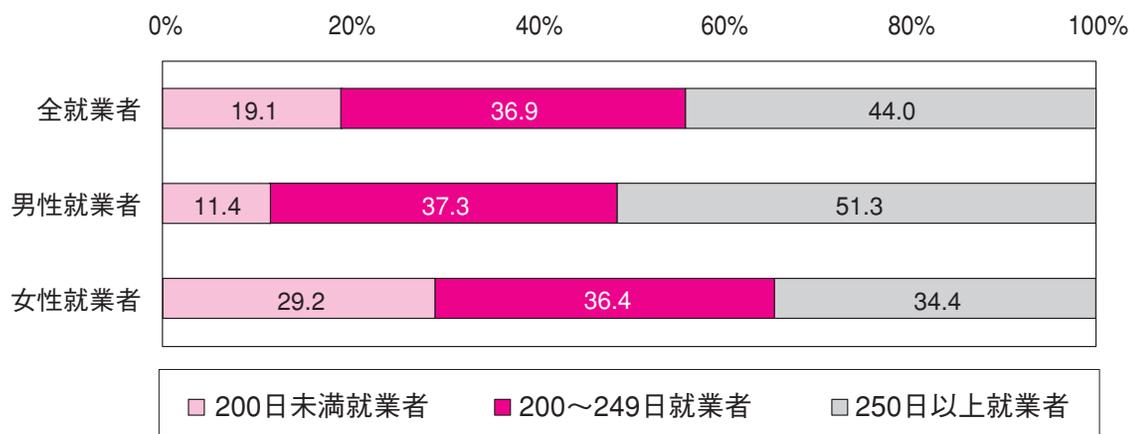
就業日数別の週間就業時間をみると、全就業者に比べ、女性就業者は全体的に30時間未満の短時間就業者の比率が高くなっています。年間就業日数が200日以上女性就業者についてみると、平成14年と比べ、平成19年は週30時間未満の短時間就業者の割合が増えています。

就業日数別就業者数

(平成14年)



(平成19年)

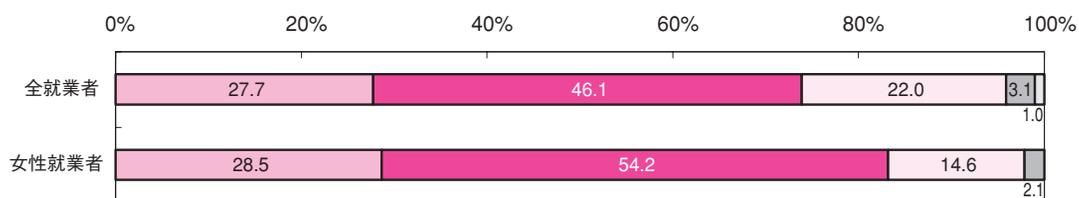


資料：総務省「就業構造基本調査」(各年10月1日現在)

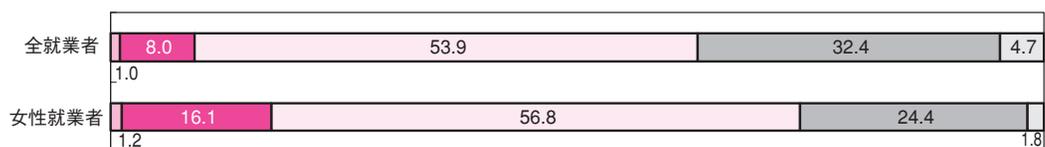
就業日数・就業時間別就業者数（時間／週）

（平成14年）

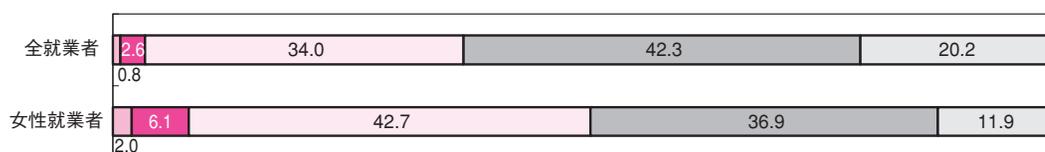
[200日未満]



[200～249日]

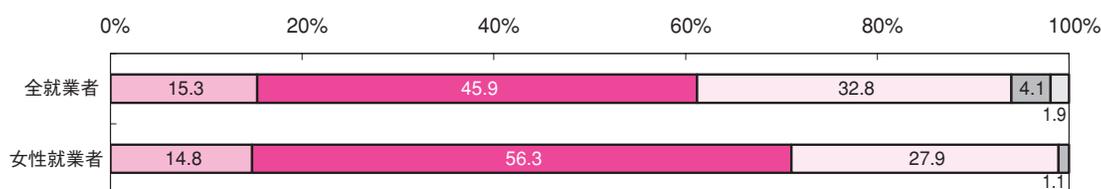


[250日以上]

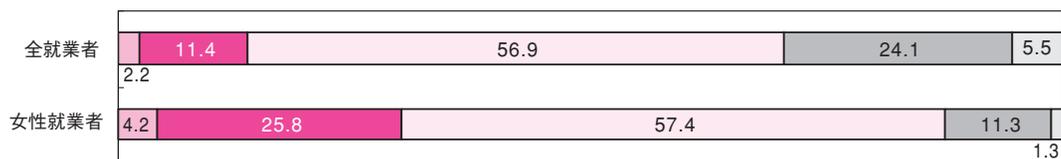


（平成19年）

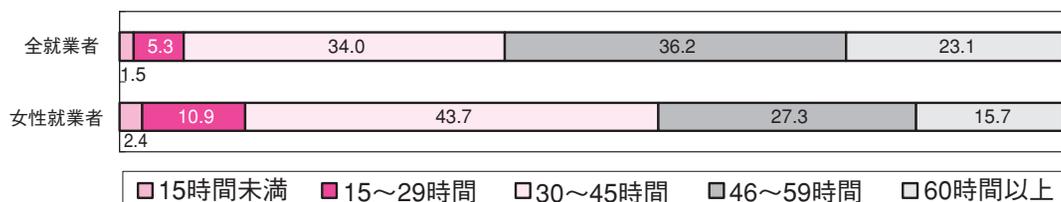
[200日未満]



[200～249日]



[250日以上]



資料：総務省「就業構造基本調査」(平成19年)

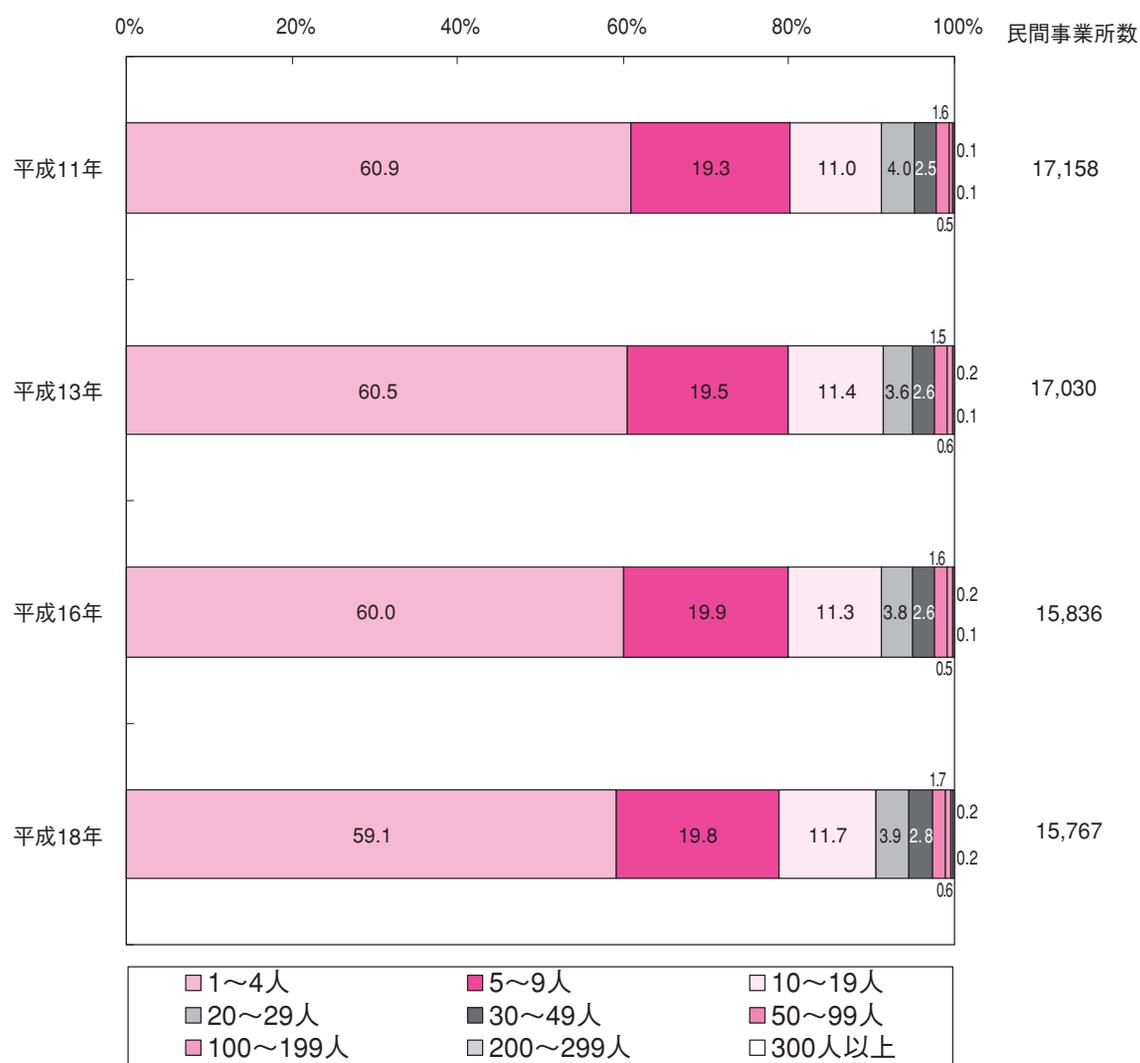
注：数値は四捨五入しているため、100%にならないことがある。

2-4 事業所数

小規模事業所が大部分を占めています

本市の民間事業所は、平成18年現在で15,767か所となっており、事業所数は徐々に減少しています。従業員規模別の構成割合をみると、従業員数が1～19人の事業所が全体の90%以上を占めており、そこで働く人の割合は、全従業員の40%以上を占めています。

従業員規模別事業所構成割合の推移



資料：総務省「事業所・企業統計調査」

規模別従業者数の推移



資料：総務省「事業所・企業統計調査」
注：数値は四捨五入しているため、100%にならないことがある。

3

保育所・幼稚園・小学校等の状況

3-1 保育所の状況

本市では、平成21年4月1日現在、55か所(民間50か所、公立5か所)の保育所において、保護者の就労などの事情により家庭で保育できない0歳から就学前までの子ども8,383人(民間7,793人、公立590人)の保育を実施しています。

本市の子どもの出生数はここ数年減少傾向にあり、保育所入所児童数も平成17年度をピークに減少傾向にあるため、現状にあわせて平成21年度に保育所の定員の見直しを行いました。なお、入所待機児童*数についてはゼロが続いており、保育所の受け入れは全市的には充足していると考えられます。

保育所数、入所児童数、定員等の推移

区分	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
保育所数(所)		55	55	55	55	55	55
入所児童数(人)		8,629	8,789	8,742	8,707	8,539	8,383
定員(人)		8,340	8,390	8,390	8,390	8,390	8,320
入所待機児童数(人)		0	0	0	0	0	0
入所率(%)		103.5	104.8	104.2	103.8	101.8	100.8

資料：保育課（各年4月1日現在）

*定員に対する入所率が100%を超えているが、児童1人あたりの面積等が基準を満たしていれば、定員を超える受け入れも認められている。

年齢別保育所入所児童数の推移

年度	人数	0～2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成16年度		2,151	2,096	2,214	2,168	8,629
平成17年度		2,243	2,111	2,200	2,235	8,789
平成18年度		2,277	2,048	2,197	2,220	8,742
平成19年度		2,289	2,042	2,143	2,233	8,707
平成20年度		2,171	2,048	2,150	2,170	8,539
平成21年度		2,264	1,843	2,108	2,168	8,383

資料：保育課（各年4月1日現在）

3-2 様々な保育サービスの状況

本市では、通常保育に加え、延長保育、休日保育、障害児保育、一時保育、病児・病後児保育といった様々な保育サービスを行っています。全保育所において、概ね生後6か月から受け入れを行っていますが、産休明けから受け入れている保育所もあります。育児休業明けなどに伴う年度途中での受け入れも、すべての保育所で行っています。

保育所における通常保育は、基本的に午前8時から午後4時までの8時間です。延長保育は、通常の保育時間を延長して11時間以上保育を行う事業であり、実施保育所は現在29か所で、開所時間は概ね午前7時30分から午後7時までとなっています。延長保育を利用している児童数は年々増加していましたが、平成20年度は減少しています。

延長保育の利用者数の推移

区分		年度					
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
延長保育	延べ(人)	46,522	51,209	57,340	61,347	57,241	—
	(所)	25	26	27	29	29	29

資料：保育課

休日保育は、就労形態の多様化に伴い保護者が休日に勤務するなど、家庭での保育ができない児童を対象に行うもので、基本的に通常保育の時間内で保育を実施しています。この事業は、平成16年7月から開始し、現在保育所に入所している子どもを対象として、市中心部の「くるみ保育園」において実施しています。

休日保育の利用者数の推移

区分		年度				
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
休日保育	延べ(人)	381	679	623	707	468

資料：保育課

障害児保育は、保護者の就労等の理由により家庭で保育できない、中軽度の障害児を対象に、26か所の指定保育所で障害のない子どもとの統合保育を実施しています。また、指定保育所以外にも、児童の状況により、4か所の実施保育所で障害児の受け入れを行っており、障害のある子どもの入所児童数は増加しています。

障害児保育の利用者数の推移

区分		年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
障害児 保 育	(人)		128	123	131	142	145	163
	(所)		34	34	33	36	34	30
	指定園		21	23	24	25	25	26
	実施園		13	11	9	11	9	4

資料：保育課

一時保育は、保護者の就労形態や病気、入院、冠婚葬祭、育児疲れなどによって、一時的に家庭で保育できない場合に受け入れ、通常の保育時間内で保育を実施しています。この事業は、普段は家庭で保育を行っている世帯を対象にしており、現在、専用保育室等を整備し、担当保育士が配置されている3か所の指定保育所（「往完保育園」、「植田保育園」、「くるみ保育園」）と、通常保育の中で受け入れをしている41か所の実施保育所があります。

一時保育の利用者数の推移（指定保育所）

区分		年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
一時保育	延べ (人)		1,982	1,906	2,515	2,068	2,594	—
	(所)		3	3	3	3	3	3

資料：保育課

病児・病後児保育は、病氣中または病氣回復期にあつて、未だ集団保育が困難な子どもを対象としています。平成8年度から「豊橋ひかり乳児院」にて病後児保育を実施していましたが、平成20年度に「すこやか診療所」にて病児保育を開始したことにより、利用者数は飛躍的に増加しました。

病児・病後児保育の利用者数の推移

区分		年度					
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
病児・病後児保 育	延べ (人)	65	39	22	38	185	—
	(所)	1	1	1	1	2	2
					病児(人)	173	—
					病後児(人)	12	—

資料：保育課

■ 3-3 幼稚園の状況

本市には、私立幼稚園が28園あり、3歳から就学前までの児童を対象として、文部科学省の指導のもとに学校教育法で定められた教育をしています。平成21年5月1日現在の総園児数は4,391人であり、近年、定員を割っている園も見受けられますが、幼児教育の充実を図るとともに、延長（預かり）保育、休業日預かり保育、障害児保育など、幼稚園ごとに特色のある子育て支援を行っています。また、未就園児を対象とした子育て教室や子育て相談、園庭開放などを行っている幼稚園も数多くあります。

幼稚園児数の推移

区分		年度					
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
年齢区分	3歳(人)	1,595	1,548	1,539	1,460	1,443	1,424
	4歳(人)	1,647	1,634	1,612	1,594	1,493	1,480
	5歳(人)	1,791	1,642	1,638	1,631	1,601	1,487
	計(人)	5,033	4,824	4,789	4,685	4,537	4,391

資料：教育委員会総務課・保育課（各年5月1日現在）

■ 3-4 子育て支援ショートステイ事業の状況

子育て支援ショートステイ事業は、保護者の出産や病気などによって家庭での養育を一時的に受けられなくなった子ども、または、夫の暴力などが原因で一時的な保護が必要になった母子などを対象とした事業で、原則7日以内の期間において児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設で養育、保護を実施しています。

子育て支援ショートステイの利用者数の推移

区分		年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
子育て支援 ショートステイ	延べ (人)		136	174	117	98	201
	(所)		4	4	4	4	4

資料：子育て支援課

3-5 認可外保育施設の状況

児童福祉法に基づく児童福祉施設として認可を受けていない保育施設を認可外保育施設*といい、いわゆる託児所やベビーホテル*などがそれに該当します。認可外保育施設は、設置主体が個人や事業所などで、利用形態も様々です。また、事業主が顧客のために設置する施設も該当します。

平成16年度に市内で21か所あった認可外保育施設は、現在27か所で、そのうち事業所内保育所は13か所となっています。

認可外保育施設の状況

施設種別		施設数
事業所内保育施設	医療	10
	食品	1
	販売	2
一般保育施設	一般用	8
	顧客用	1
	外国人市民用	5
合計		27

資料：保育課（平成21年4月1日現在）

■ 3-6 小中学校の状況

本市には公立小学校が52校、私立中学校が1校、公立中学校が22校あり、平成21年5月1日現在の総児童生徒数は35,128人となっています。教職員数については、教育の質を向上させるため、少人数指導などの目的に応じた教職員を配置し、充実を図っています。総児童生徒数の推移をみると、若干の増減はあるものの、ほぼ横ばい傾向にあります。

小中学校数・小中学校児童生徒数の推移

区分		年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		公立小学校数(校)	52	52	52	52	52	52
児童数 (人)	1年生	3,925	3,914	3,913	3,846	3,860	3,727	
	2年生	3,888	3,900	3,918	3,921	3,837	3,814	
	3年生	3,944	3,889	3,873	3,953	3,938	3,822	
	4年生	3,793	3,947	3,901	3,861	3,959	3,903	
	5年生	3,711	3,800	3,937	3,903	3,882	3,948	
	6年生	3,725	3,718	3,801	3,934	3,928	3,878	
	特別支援	196	209	251	276	312	339	
総児童数(人)		23,182	23,377	23,594	23,694	23,716	23,431	
教職員数(人)		1,170	1,188	1,203	1,228	1,266	1,260	
私立中学校数(校)		1	1	1	1	1	1	
生徒数 (人)	1年生	84	91	82	87	73	74	
	2年生	88	86	91	81	86	73	
	3年生	88	84	84	90	82	84	
総生徒数(人)		260	261	257	258	241	231	
教職員数(人)		31	25	28	33	31	34	
公立中学校数(校)		22	22	22	22	22	22	
生徒数 (人)	1年生	3,625	3,637	3,633	3,700	3,844	3,840	
	2年生	3,614	3,623	3,640	3,633	3,689	3,808	
	3年生	3,699	3,615	3,612	3,649	3,627	3,687	
	特別支援	73	79	85	99	118	131	
総生徒数(人)		11,011	10,954	10,970	11,081	11,278	11,466	
教職員数(人)		656	649	657	673	693	724	

資料：学校教育課(各年5月1日現在)

3-7 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、保護者が仕事などで昼間家庭にいない、主に小学校低学年児童を対象として、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。市内には、市で運営する公営児童クラブと、地域の父母会や社会福祉法人が運営する民間児童クラブがあります。

平成21年度の放課後児童クラブ数は55クラブ、登録児童数は2,228人となっています。放課後児童クラブ数は年々増加しています。

放課後児童クラブの推移

区分		年度					
		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
児童クラブ (数)	公営	23	24	26	28	30	31
	民間	19	20	19	19	19	24
	計	42	44	45	47	49	55
登録児童数 (人) (4月1日現在)		1,860	2,054	2,224	2,253	2,380	2,228
年間延べ利用者数 (人)		21,292	23,736	24,800	25,686	26,405	—

資料：青少年課

3-8 児童館、児童遊園等の状況

本市の交通児童館では、児童に健全な遊び場を提供し、健康で情操豊かな児童を育成することのほか、遊びながら交通ルールを身につけられるよう交通安全教室等の事業を行っています。

このほか、平成21年4月1日現在、児童遊園24か所、都市公園378か所、ちびっこ広場35か所などを整備し、子どもの健全な遊び場として広く活用されています。

児童館の状況・利用者数（平成20年度）

施設名	活動内容	利用者数
交通児童館	幼児の親子あそび、運動あそび教室、自転車・一輪車・バッテリーカーの貸出し、ぬり絵、工作、卓球等	年間延べ 315,012 人

資料：子育て支援課

4

地域における子育て支援の状況

■ 4-1 保育所等における子育て支援

本市では、保育所を地域の子育て支援活動の中核施設の一つとして位置付け、様々な事業を実施しています。

吉田方保育園と東山保育園の2か所で実施している地域子育て支援センターでは、育児相談、遊びの広場、親同士の交流の場の提供、子育て情報の提供、育児サークルの活動支援などの事業を行い、孤独になりがちな在宅の子育て家庭の親子が気軽に訪れ、同じ立場の親子と交流することで、子育てに関する不安や悩みの解消を図っています。

また、子育て支援地域活動事業として、33か所の保育所で園庭や遊戯室を開放し、親子の遊び場や交流の場を提供しています。

さらに、保育所地域活動事業として、36か所の保育所で地域コミュニティの活性化と子育て支援機能の強化を図るため、地域の高齢者とのふれあいなど世代間交流や育児講座などを開催しています。

また、つどいの広場を総合福祉センター（あいトピア）とこども未来館子育てプラザにおいて開催し、就園前の乳幼児とその保護者が気軽に集う場を設け、情報交換、仲間づくり、学びの機会を提供しています。

■ 4-2 幼稚園における子育て支援

市内の幼稚園においても、幼稚園子育て支援地域活動事業として、園庭開放による親子の交流、地域の高齢者とのふれあいや育児講座、育児相談などを開催しています。

また、私立幼稚園地域活動事業として、子育てに関する専門的知識を活用し、保育所や幼稚園入園前の児童の保護者を対象に講演会や交流会を実施（現在10園）しています。地域住民との連携強化を図り、地域で安心して子育てできる環境づくりを推進しています。

■ 4-3 とよはしファミリー・サポート・センター

地域において子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育ての援助を行いたい人（援助会員）が、相互に助け合う会員組織として、保育所等への送迎や保護者の急な残業など、既存の保育施設では対応できない子育てニーズに対応しています。

■ 4-4 地域団体の活動

地域では、子育て家庭を支援する様々な団体が活躍しています。

小・中学校のPTA や子ども会、スポーツ少年団、ボーイ・ガールスカウト等は、子どもたちが集団活動を通して遊び、学ぶ多くの機会を提供し、子どもの社会性や自主性を育む活動をしています。

また、多くの地域では父親たちが連携しておやじの会を設立し、子どもたちと一緒に様々な体験活動等を行っています。

民生委員児童委員なども、子育て家庭の一番身近な相談窓口として、子どもたちが育ちやすい環境づくりや、虐待、いじめ、不登校への対応など様々な福祉活動を展開しています。

■ 4-5 ボランティア団体による子育て支援

市内には、約80のボランティア団体が子育てに関する活動をしており、親子の交流や絵本の読み聞かせなど、それぞれの団体が特色を活かした活発な活動を行っています。

これらの団体は、豊橋市民センター市民活動プラザや社会福祉法人豊橋市社会福祉協議会のボランティアネットワークなどに登録され、情報紙、インターネットなどを活用し、団体同士の情報交換や交流を通して活動の輪を広げています。

また平成16年度には、子育て支援に関わるグループ団体がネットワークを結び、「豊橋子育てネットゆずり葉(平成21年4月1日現在26団体が参加)」が誕生しました。

現在、こども未来館やここにこサークルでボランティアの方々との協働事業を進めていますが、今後も子育て支援事業を地域で展開していく上で、ボランティアの方々との協働の輪を広げていくことが重要です。

■ 4-6 外国人家庭に対する子育て支援

多文化共生を目指す本市では、外国人家庭の子どもも健やかに成長するよう保育所、小中学校、地域、NPO が対応していますが、外国人が多く居住する地区を重点としたものになっています。日本文化への適応と自国文化の継承の問題だけでなく、就学や就労など切実な問題があります。

■ 4-7 子育てに困難を感じる家庭への支援

本市では、平成20年より乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）を実施し、早期に子育ての不安を解消・軽減する取り組みを行っています。また、保健師等が行う養育支援訪問事業も、子育てに困難を感じる家庭への支援としてあげられます。

そして、子ども虐待の問題を抱える家庭へは、児童相談所や要保護児童対策ネットワーク協議会を構成する関係機関と連携し、子どもを守る体制を整えています。

5

親子の健康づくりと学習の状況

本市では、安心して妊娠・出産ができるように、母子健康手帳の交付やパパママ教室等を開催し、胎児の成長や妊娠中の生活についての必要な知識を提供しています。

また、病気や心身の異常の早期発見、早期治療を目的に、妊婦や乳幼児の健康診査を行っています。

平成21年2月より、妊婦健康診査については、公費負担回数を14回へ拡大、妊産婦・乳幼児歯科健康診査については、妊産婦への歯科保健強化のため、医療機関委託へ変更するなど、安心して妊娠・出産できるよう母子保健事業を進めています。

また、親子のふれあいや子どもの健全育成の支援を目的に、各種講座、教室が実施されており、多くの親子が参加しています。

母子健康手帳の交付状況

区分	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
交付件数(件)		3,803	3,898	3,946	4,144	4,270

資料：保健予防課

妊婦・乳児健康診査の受診状況（各2回） ※妊婦健診は平成21年2月から14回

区分	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
妊婦延べ 受診者数(人)		7,011	6,897	7,006	7,151	※21,718
乳児延べ 受診者数(人)		6,215	6,137	6,332	6,547	6,587

資料：保健予防課

妊産婦・乳幼児歯科健康診査の受診状況 ※平成20年度からは妊産婦のみ実施

区分	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
妊産婦 受診者数(人)		151	164	177	224	770
乳幼児 受診者数(人)		112	92	101	118	※－

資料：保健予防課

各種健康診査・歯科健康診査の受診状況

区分	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
4 か月児健康診査 (%)		97.6	97.7	97.4	97.4	96.8
1歳6 か月児健康診査 (%)		95.4	94.9	94.9	95.2	94.4
3 歳児健康診査 (%)		91.4	91.2	91.8	92.3	93.1
2 歳児歯科健康診査 (%)		53.5	53.8	60.1	55.3	62.6

資料：保健予防課

各種教室、相談等の状況

事業名	事業内容	年度 区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
パパママ 教室	妊婦及びその夫を対象に、妊娠・出産・育児についての正しい知識を得る。	実施回数 (回)	17	18	18	18	24
		参加人数 (人)	516	507	574	624	499
育児教室	双子及び低出生体重児の保護者同士の仲間づくりを目指す。	実施回数 (回)	12	11	12	12	12
		参加人数 (人)	601	409	429	367	505
離乳食講習会 (モグモグ教室)	保護者が食習慣の第一歩である離乳食の作り方、与え方を習得する。	実施回数 (回)	23	24	24	24	30
		参加人数 (人)	381	399	518	569	468
※ アトピー相談	アトピー性皮膚炎に関する相談（医師による面談相談）で、不安や悩みを解消する。	実施回数 (回)	5	アトピー講演会			
		参加人数 (人)	15	41			
※ 母乳相談	母乳による育児に対する不安や問題を解消する。	実施回数 (回)	36	26	24	24	
		参加人数 (人)	232	187	171	159	
外国人母子 保健相談	乳幼児の健康や育児に関する悩みについて通訳を通して相談し、不安の軽減を図る。	実施回数 (回)	6	6	6	6	6
		参加人数 (人)	13	10	8	14	3

事業名	事業内容	年度					
		区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
長期療養児 親子の つどい	慢性疾患児及び保護者が、仲間づくりや情報交換を通して闘病生活の不安を解消し、親子が病気とつきあいながら、より健康的な生活を続けられるよう支援する。	実施回数 (回)	交流会 1	医師の 講演 1 交流会 1	医師の 講演 1 交流会 2	医師の 講演 1 交流会 2	医師の 講演 1 交流会 2
		参加人数 (人)	交流会10	医師の 講演 19 交流会 8	医師の 講演 11 交流会36	医師の 講演 38 交流会40	医師の 講演 34 交流会79

※アトピー相談は平成18年度から、長期療養児親子のつどいの事業のなかでテーマとして適宜取り上げることに変更。
 ※母乳相談は、平成19年度で終了。

資料：保健予防課

各種講習会、教室等の状況

事業名	事業内容	年度					
		区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
とよはしファミリー・サポート・センター会員講習会	ファミリー・サポート・センターの会員を募集する講座を開催する。	実施回数 (回)	4	4	4	4	4
		参加人数 (人)	200	184	181	176	192
ライフアップセミナー 父と子のふれあい教室	父親と子どもを対象にセミナーを開催し、男性の子育て参加につなげる。	実施回数 (回)	2	2	2	2	2
		参加人数 (人)	32	41	43	58	39
幼児ふれあい教室	手遊び・リズム遊び・工作による親子のふれあいを促進し、乳幼児期の家庭教育学習を行う。	実施回数 (講座)	27	29	32	30	32
		参加人数 (人)	1,205	1,201	1,320	1,221	1,190
親子ふれあい教室	親子のふれあいを深めるため、工作や自然観察などの講座を行う。	実施回数 (講座)	8	8	9	5	12
		参加人数 (人)	202	162	372	290	424

事業名	事業内容	年度 区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
			家庭教育 講座	保護者に、しつけ・発 育・家庭環境などにつ いての家庭教育の学習 機会を提供する。	実施回数 (講座)	5	5
		参加人数 (人)	199	82	148	123	195
地域いきいき 子育て 促進事業	校区市民館にて、地域の ボランティア講師による 囲碁教室や読み聞かせ・ 料理などの講座を開催し、 地域の生涯学習を推進す るとともに、地域ぐるみ で子どもの居場所をつく り、育む。	実施回数 (校区)	36	52	52	52	52
		参加人数 (人)	30,330	46,104	37,201	37,058	31,154
子育て 学習講座	小・中学校で保護者が集 まる機会に家庭教育に関 する講座を開催する。	実施回数 (講座)	47	47	46	45	48
		参加人数 (人)	5,297	4,216	4,399	4,908	5,146
つどいの広場	親子が気軽に語り合い、 交流を図ることや育児相 談を行う機会を設けるこ とにより、子育てに対す る負担感の緩和と安心し て子育てできる環境づく りを進める。	実施回数 (回)			136	143	356
		参加人数 (人)			12,680	15,574	139,877
		(所)			1	1	2
※1 ワイワイ・ すくすく広場	乳幼児とその保護者が自 由に集い、手遊びや歌、 育児の情報交換を行うこ とで、育児不安を軽減し ながら、親子・親同士の 交流を図る。	実施回数 (回)	167	171	171	172	
		参加人数 (人)	15,616	15,284	15,177	14,329	
※2 子育て サロン	地域で乳幼児とその保護 者が交流し、仲間づくり を行う機会を設ける。	実施回数 (回)			102	147	
		参加人数 (人)			2,809	3,438	

第1章

第2章

第3章

第4章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

第5章

資料編

事業名	事業内容	年度 区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ここにこ サークル	地域で乳幼児とその保護 者が交流し、仲間づくり を行う機会を設ける。	実施回数 (回)					333
		参加人数 (人)					10,900
※3 子育て サポーター 養成講座	地域で子育て支援を行う ボランティアの養成講座 を開催する。	実施回数 (講座)	1	1	1	1	
		参加人数 (人)	20	34	16	85	
子育て サポーター 養成講座	こども未来館及び地域で 子育て支援を行うボラン ティアの養成講座を開催 する。	実施回数 (講座)					1
		参加人数 (人)					40

※1 ※2 ワイワイ・すくすく広場、子育てサロンは平成19年度で終了し、こども未来館のここにこサークルに再編。
 ※3 子育てサポーター養成講座は、平成20年度にこども未来館へ移管し、事業内容も変更。

資料：男女共同参画課、社会教育課
 こども未来館、子育て支援課

第3章

前期計画の評価と今後の子育て支援の方向性

1

これまでの取り組みにおける成果と課題

(1) 子育てをとりまく環境の変化

全国的に少子化が進行する中、本市においても出生数及び14歳までの年少人口が減少傾向にあり、年少人口が総人口に占める割合も低下していることから、少子化傾向が着実に進行しています。また、合計特殊出生率が平成12年までは増減を繰り返していましたが、その後は減少し続け前期計画中の平成17年には1.25まで落ち込み、若干の増加を見せたものの、長期的に人口を維持できる標準数値を下回っており、本市の少子化の深刻さがうかがえます。

また、晩婚・晩産化が進んでおり、このことも少子化の進行の一因となっています。世帯構造にも変化が見られ、三世代世帯が減少する一方で、単身世帯や核家族世帯、高齢世帯が増加し、18歳未満の児童のいる世帯が減少しています。少子化や核家族化の進行により、地域における子育てを助け合うような地縁・血縁関係は希薄になり、子育て家庭が孤立する傾向が高まっています。

就労状況からみると、近年の経済の低迷による就業環境の悪化、働くことへの価値観の多様化、就労形態の変化などから、仕事と子育ての両立のための環境づくりが求められています。

このような環境変化の中で、多様な保育ニーズに的確に対応するためにも子育て家庭を支援するサービスとして、保育所を中心とした様々なサービスや、就学後は放課後児童クラブの拡充など子どもの居場所づくりが求められています。

本市においては、延長保育・一時保育・休日保育・障害児保育といった各種事業を進め、新たに病児保育の実施など、多様な保育サービスの充実に努めてきました。

延長保育、休日保育の利用については、平成20年度は減少しましたが、平成19年度までは年々増加しており、また、障害児保育、一時保育についても利用者数は増加傾向にあり、ニーズの高まりを見せています。

また、病児保育を平成20年度から実施したところ、利用者数が飛躍的に増加しており、更なる充実が求められています。

放課後児童クラブについては、未設置校区や大規模クラブの解消により年々クラブ数を増やし、利用者数も増加していますが、授業終了後に適切な遊びや生活の場が求められていることから、引き続き放課後児童の居場所づくりとしての充実が求められています。

さらに、本市の特徴として、外国人市民が増加しており、外国人家庭への子育て支援の環境づくりとともに、子育ての情報提供や相談体制の充実が必要となっています。

一方で、子育て家庭が孤立する傾向が高まっていることから、保護者同士が集い、情報交換できる場の確保が必要となっています。

地域で母親が歩いていけるところに子育てを応援する事業を数多く実施することは大切であり、子育て家庭の不安を解消できるよう、ふれあい交流事業を展開する必要があります。

本市においては、地域において就園前の家庭における子育て不安解消のため、親子の交流事業や相談事業の充実に努めてきました。

特に、「こども未来館」を子育ての拠点施設と位置づけ、地域で子育てを応援する「ここにこサークル」とネットワーク化を進めるとともに、多くのボランティアの育成に努めてきました。地域での子育て支援を充実させる上で、今後もボランティアの方々と協働の輪を広げていくことが重要となります。

また、本市では、保育所を地域の子育て支援の中核施設の一つとして、地域子育て支援センター事業や園庭開放など、親子の遊び場や交流の場を提供し、情報交換などを通じて、子育てに関する不安や悩みの解消を図っています。

その一方で、子育てに悩みを持ちながら相談する相手を見つけられない家庭も少なくなく、子育てに困難を感じている家庭や、育児不安やストレスから子ども虐待の問題を抱える家庭などが生じており、これらの家庭に対する相談体制の充実が求められています。

本市においては、児童虐待防止のためのネットワーク化を図り、関係機関と情報を共有し、早期発見・早期対応・再発防止に努め、要保護児童対策ともつなげて子育て支援を進めてきました。

また、乳児家庭全戸訪問による早期の子育て不安を解消・軽減するための取り組みや、養育支援訪問事業による子育てに困難を感じる家庭への支援に努めています。子育てに困難を感じている家庭に対する相談体制の充実とともに、地域や関係機関と連携しながら様々な支援に努めています。

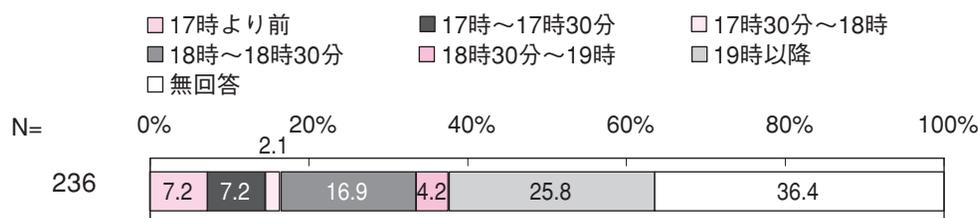
これらの状況を踏まえ、安心して子どもを産み、育てられるよう、子育て家庭を支えるための環境づくりを推進していきます。

(2) アンケートによる意識調査

子育てに悩みや不安を感じる親は数多くいますが、中でも子育てにかかる経済的な負担や、子どもの教育（しつけ、学力）に不安を感じる親の割合が高くなっています。こういった悩みや不安を相談する相手として、親、きょうだいなどの親族や配偶者、また、友人などが非常に高い割合であげられ、身近な地域の中での人間関係が子育ての支えとなっていることがわかります。

子育てに対する様々なニーズがある中で、就学前児童においては、保育所入所待機児童はなく、通常保育に関しては一定充足している状況となっています。しかしながら、延長保育について利用希望時間を「19時以降」とする割合が最も高く、施設数の増だけでなく、サービス内容への要望についても従来とは変化してきていることがわかります。

【延長保育の利用希望時間帯（終了時間）】



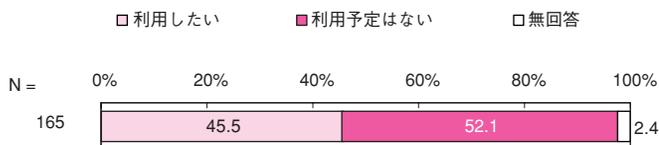
選択肢	就学前児童	
	件数 (件)	割合 (%)
全 体	236	100.0
17時より前	17	7.2
17時～17時30分	17	7.2
17時30分～18時	5	2.1
18時～18時30分	40	16.9
18時30分～19時	10	4.2
19時以降	61	25.8
無回答	86	36.4

〔豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査〕

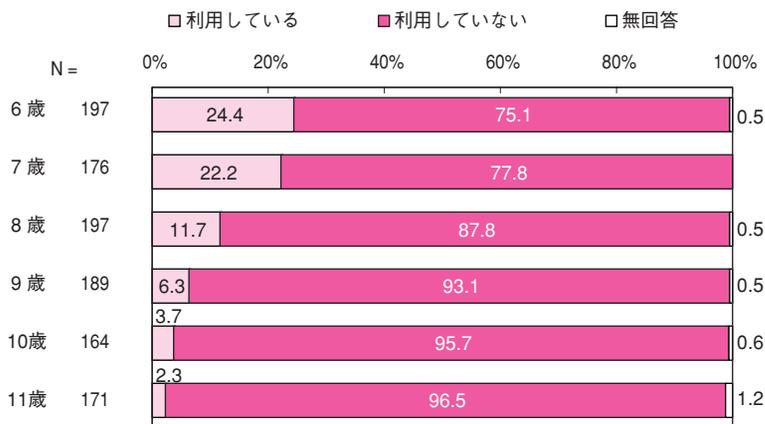
就学児童については、就学前児童の利用意向(45.5%)に比べて、放課後児童クラブの主な利用対象である6歳から8歳までの利用(24.4%未満)は少なくなっています。また、今回の意識調査の結果からは、高学年児童の受け入れや利用料の改定、施設整備、利用時間の延長等への期待が大きいことがわかり、利用者のニーズや利便性についても検討する必要があります。

【放課後児童クラブの利用意向と利用の状況】

〔就学前児童〕

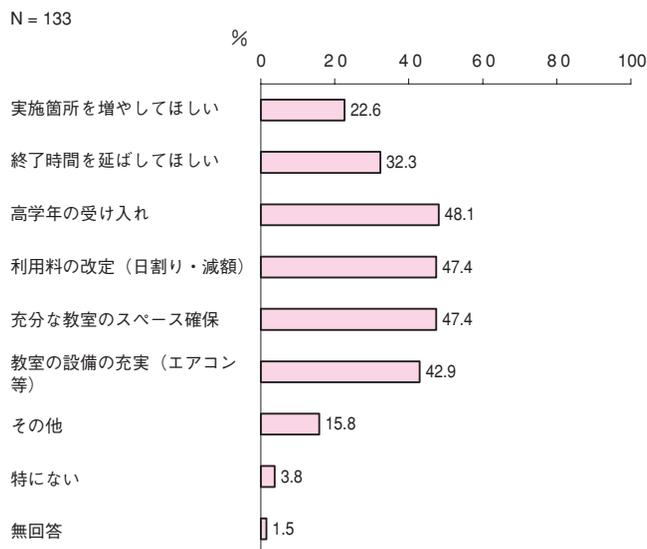


〔就学児童〕



【放課後児童クラブに今後期待すること】

〔就学児童〕



〔豊橋市次世代育成支援行動計画 (後期) 策定に係るアンケート調査〕

子育てに関わる事業については、まず知ってもらう、利用してもらうために情報発信のあり方も検討する必要があります。また、長時間労働が子育て家庭にとって大きな問題の一つになっています。

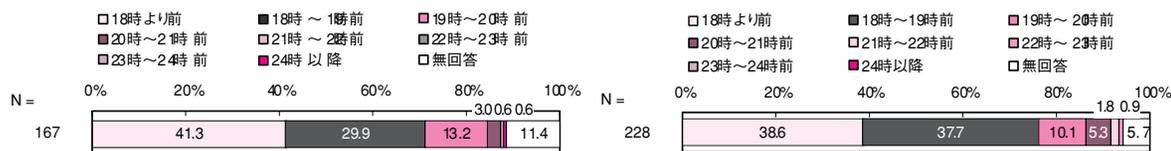
就労している母親の帰宅時間は、フルタイム勤務では「18時より前」が最も多いものの、「18時～19時前」と「19時～20時前」を合わせると、就学前児童では43.1%、

就学児童では47.8%となり、延長保育や放課後児童クラブの利用時間の延長希望につながっています。母親が育児をしながら働き続けるためには、保育サービス等の充実に加え、労働時間の短縮や休暇制度の充実など、労働条件の改善が以前にも増して現実的な課題となっています。

【フルタイムで就労している女性の帰宅時間】

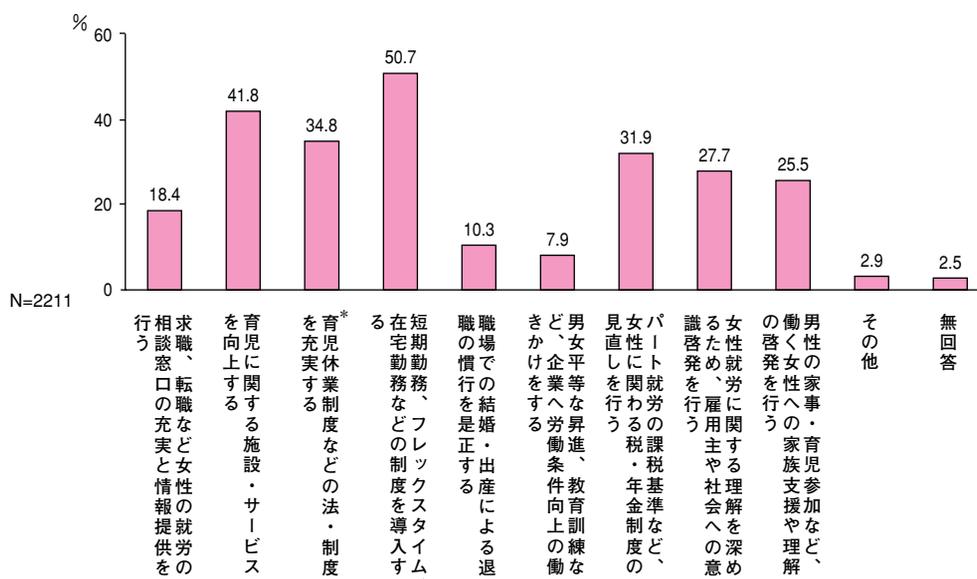
〔就学前児童〕

〔就学児童〕



【女性が育児をしながら働き続けるために必要なこと】

〔就学前児童・就学児童〕



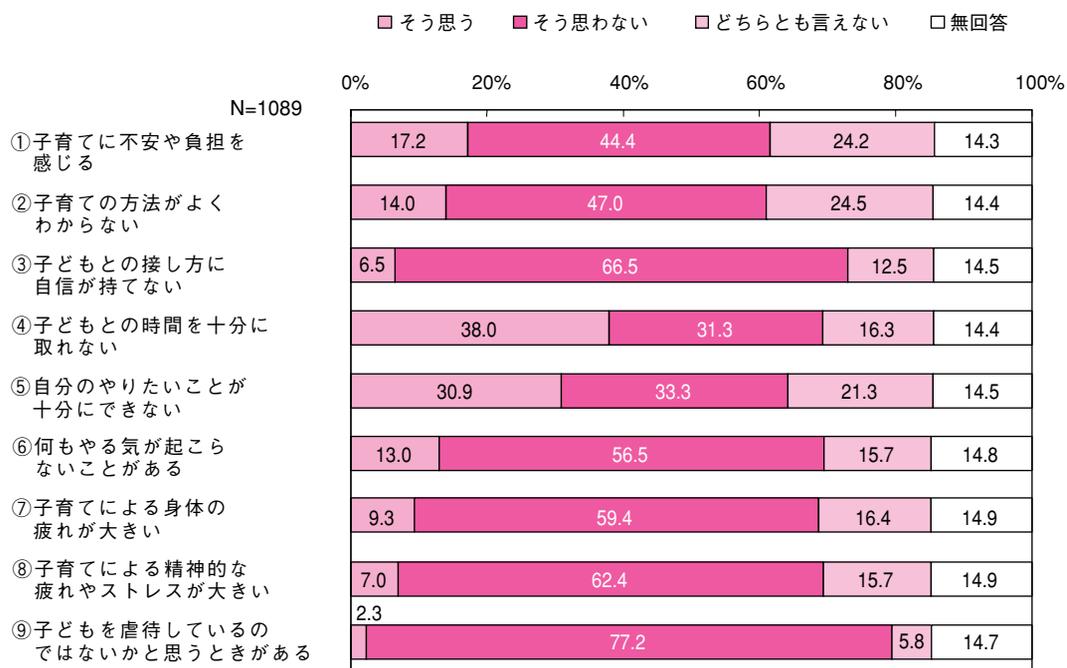
〔豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査〕

子育てをする上での親の意識については、父親と母親との間で若干の相違がみられます。就学前児童、就学児童ともに、父親は「子どもとの時間を十分に取れない」と感じている割合が最も高く、一方で母親は「自分のやりたいことが十分にできない」と感じている割合が最も高くなっています。

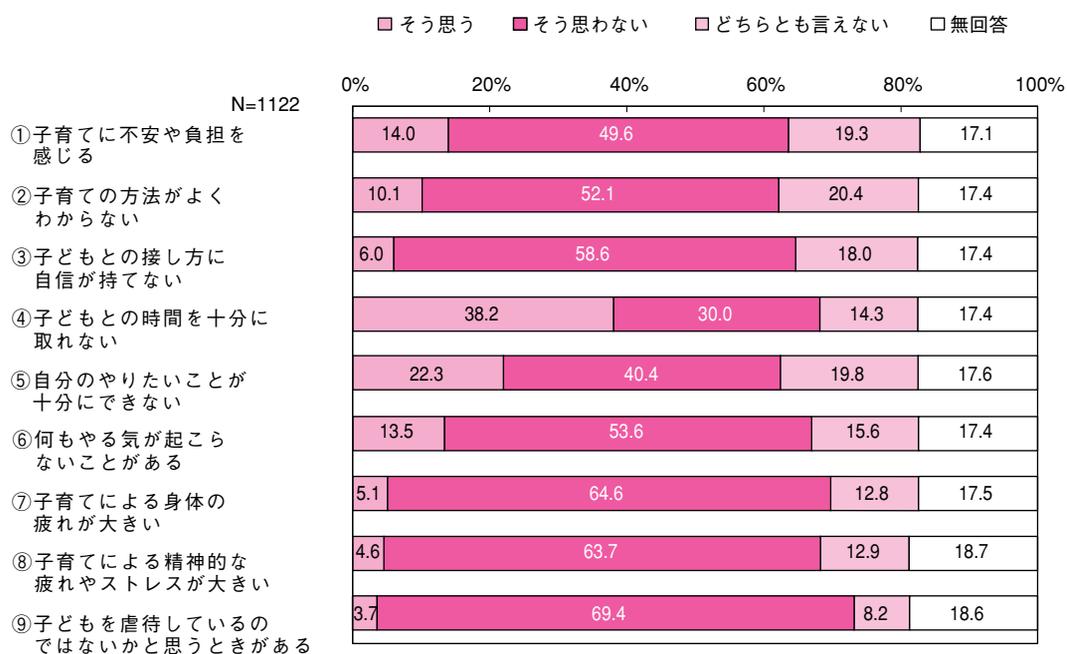
このことから、子育ては主に母親が中心となって関わり、父親は子育てより仕事を優先せざるを得ない傾向にあることがわかります。父親が積極的に子育てに参加するためには、父親自身と職場の理解が不可欠となっています。

【子育てをする上での父親の気持ち】

〔就学前児童〕



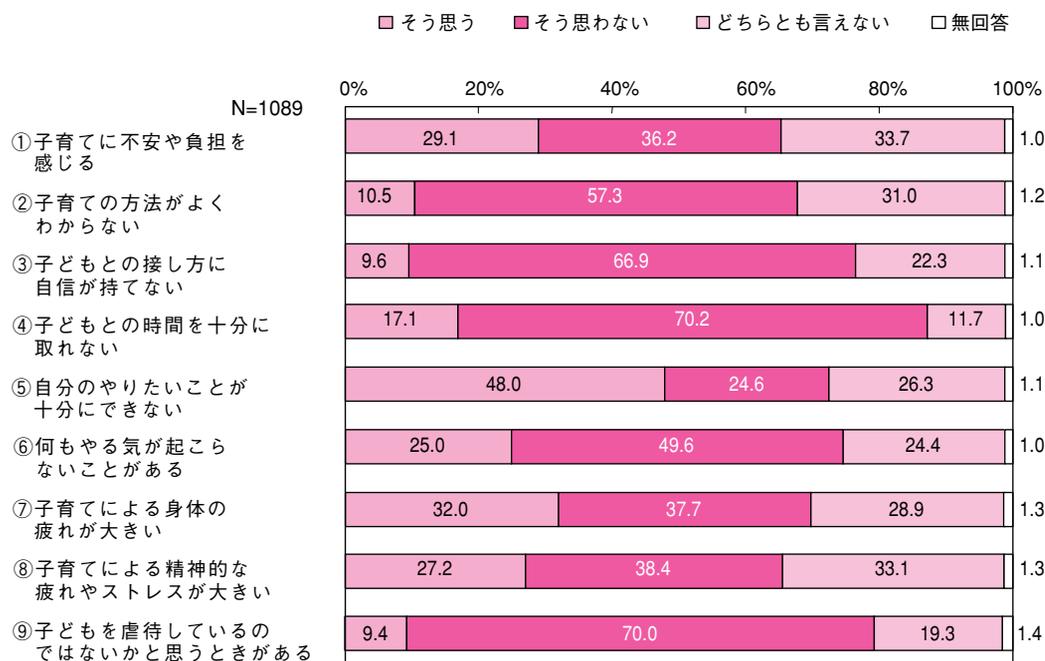
〔就学児童〕



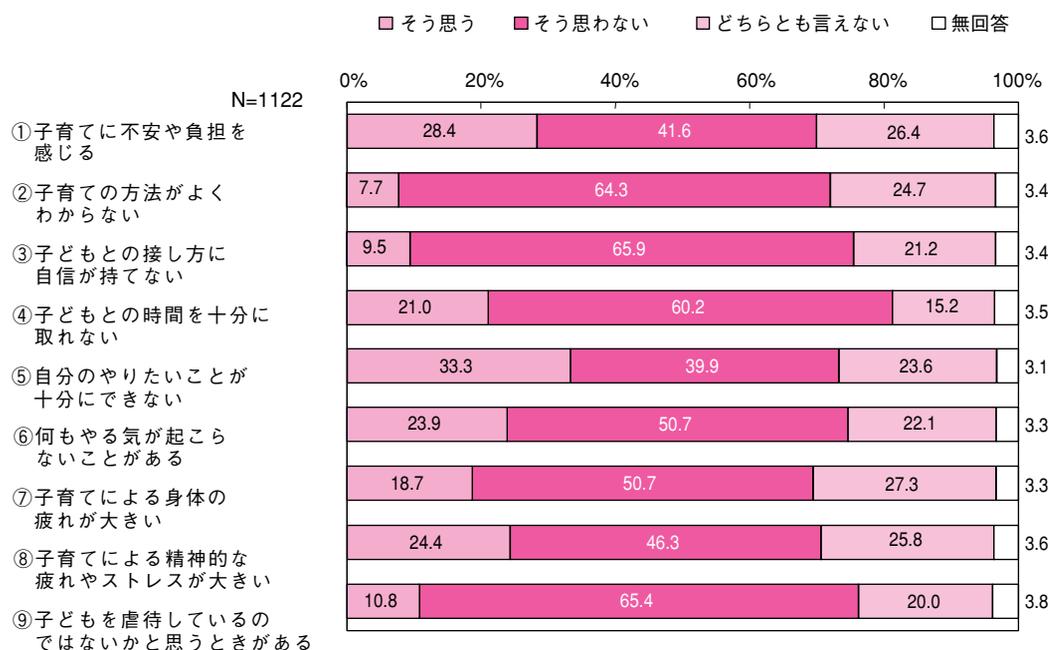
「豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査」

【子育てをする上での母親の気持ち】

〔就学前児童〕



〔就学児童〕



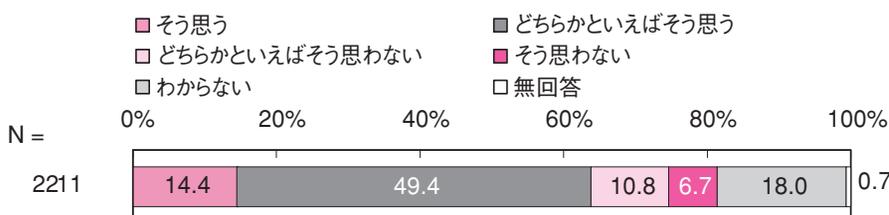
〔豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査〕

前述のような課題はあるものの、「豊橋市は子どもを産み・育てる上で住みよいまちである」について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の回答が63.8%あり、前期計画の際に実施した意識調査(平成15年度)の57.0%から6.8ポイント上昇しました。

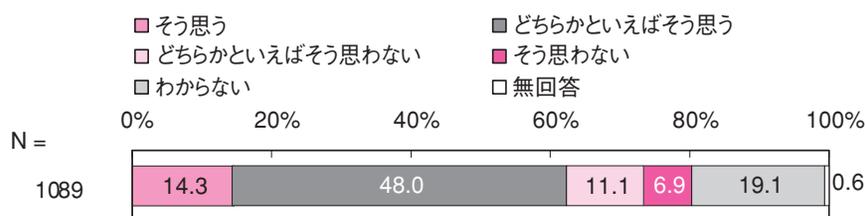
特に就学前児童については、55.2%が62.3%に7.1ポイント上昇しており、前期5年間の乳幼児親子を対象にした様々な取り組みの成果が表れています。

【豊橋市は子育てする上で住みよいまちである】

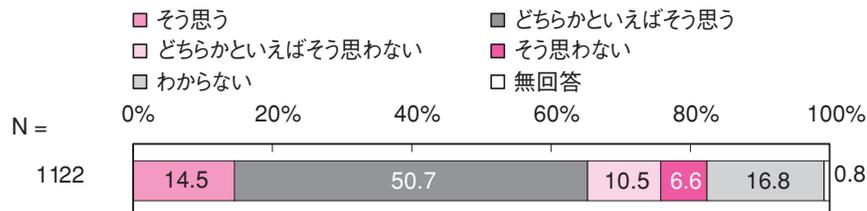
〔就学前児童・就学児童〕



〔就学前児童〕



〔就学児童〕



〔豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査〕

(3) 前期計画の進捗状況

本市の子育て支援施策について、前期計画を総括すると、国が指定する14項目のうち半数の7項目が目標を達成していますが、ニーズが少なかったため目標数値に届かなかつたり、未実施の事業もあります。

通常保育事業

前期計画策定時より多くの校区に保育所を設置することを目指し、56か所の目標設定をしました。

しかしながら、入所待機児童数や近隣の保育所の設置状況等から総合的に判断し、現状の55か所となっています。この間、通常保育の受け入れは順調に対応してきましたが、一方で保護者の就労形態の変化から多様な保育サービスが求められています。

延長保育事業

目標30か所を掲げましたが、保育所の受け入れ体制もあり、1か所が未達成となっています。

意識調査によれば、さらに時間延長の意向が高いことから事業内容についても検討する必要があります。

子育て支援トワイライト事業

夕方から概ね午後10時までの夜間保育を行う事業ですが、3か所を目標としていたものの、この間、利用者からの要望等がなかったところから実施には至りませんでした。

しかしながら、今回の意識調査では、延長保育の時間延長に対するニーズがあることから、今後、必要とされる時間を把握していく中で、実施に向けて検討していきます。

休日保育事業

平成16年度から1か所で実施しており、目標数値としてもう1か所を増やす計画となっていました。保育所の受け入れ体制等の条件整備が進まなかったことから、実施には至りませんでした。

しかしながら、就労形態の多様化から休日保育へのニーズもあり、今後、利用者への利便性の向上を図るため増設に向け、検討する必要があります。

乳幼児健康支援デイサービス事業

平成20年度から病後児保育に加え病児保育を実施したことで目標の2か所を達成し、勤務等の都合によりどうしても家庭で保育できない世帯の育児支援を図ることができました。

特に病児保育の利用状況が高いため、今後も利用者に対するサービスの充実を図っていく必要があります。

放課後児童健全育成事業

放課後児童クラブは、目標数値の47か所を上回る55か所を開設し、放課後の子どもの居場所として整備が進んでいます。

しかしながら、今回の意識調査では、開設時間の延長や利便性についてのニーズが多く、今後、事業内容の充実に向けて検討を進めていく必要があります。

一時保育事業

前期計画策定時に全保育所で実施する目標を設定しましたが、保育所の受け入れ体制の整備を進めながら、44か所で実施をしています。

今後においては、保育所の持つ機能を効果的に活用するためにも、55か所の保育所での実施について検討する必要があります。

特定保育事業

この事業は保護者がパート等で1か月あたり概ね64時間以上の利用を想定したものであり、本市では通常保育事業や一時保育事業で対応可能であったため特定保育事業としての実施はありませんでした。今後も、通常保育事業等の中で対応していきます。

地域子育て支援センター事業

2か所で、育児相談や親同士の交流、子育て情報の提供、育児サークル支援などを行っています。6か所を目標としていましたが、施設の確保等が必要なことから未達成となっています。

しかしながら、地域で親子が交流する各種事業の中での相談や情報提供、全保育所での電話相談を実施することで、子育て家庭への不安や悩みの解消に向けた支援は行っています。

つどいの広場

就園前の乳幼児と保護者が気軽に交流する場であり、2か所の目標は達成できました。

この事業は、親子が気軽にふれあい、交流でき、遊び場として多くの利用があるため、他の事業とも整合性を図りながら、拡大をしていく必要があります。

保育所地域活動事業**子育て支援地域活動事業**

保育所を活用して地域に密着した交流事業を通し、コミュニティの活性化や専門的な知識・機能を活用して、在宅児童や子育て家庭に対して支援する事業です。

両事業ともに目標数値を超える事業が展開できましたが、今後も保育所の協力を得ながら、実施か所を増やしていく必要があります。

ファミリー・サポート・センター事業

既存の保育サービスを補完する大切な事業であり、現状1か所設置していますが、事業の認知度や利用度及び利用意向はあまり高くないため、事業の紹介やPRなど地域の協力を得ながら市民へ啓発していく必要があります。

また、福祉関係機関へも事業のPRを進めることで、様々なサービスをつなげ、継続することが可能となります。一方、会員相互で助け合う組織の中で、援助会員拡大が課題であるため、関係機関とも協力しながら、広く市民へも協力参加をお願いする必要があります。

子育て支援ショートステイ事業

宿泊を伴う一時預かりということで、目標の4か所を設置しています。平成20年度に児童養護施設が1か所改築したため、施設環境も大幅に改善され、今後も利用者のニーズに応じて適切なサービス提供に努めていきます。

地区市民館のリニューアル

本市独自の事業項目であり、目標を達成することができました。今後も子育て支援のためのフリースペースやバリアフリー化を進め、親子が集まりやすい施設にしていくことが大切です。

今回、目標数値に届かなかった事業については、利用状況や保育ニーズを踏まえ、利用者の視点に立って後期計画に反映し、重点事業として位置づけていきます。

前期計画の進捗状況

事業名	平成16年度 (当初数値)	平成21年度 (目標値)	実績値				
			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
通常保育事業	保育所 55か所	保育所 56か所	保育所 55か所	保育所 55か所	保育所 55か所	保育所 55か所	保育所 55か所
	定員 8,340人	定員 8,870人	定員 8,390人	定員 8,390人	定員 8,390人	定員 8,390人	定員 8,320人
延長保育事業	25か所	30か所	26か所	27か所	29か所	29か所	29か所
子育て支援トワイライト事業	0か所	3か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
休日保育事業	1か所	2か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
乳幼児健康支援デイサービス事業	1か所	2か所	1か所	1か所	1か所	2か所	2か所
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	42か所	47か所	44か所	45か所	47か所	49か所	55か所
一時保育事業	40か所	56か所	41か所	42か所	43か所	44か所	44か所
	指定保育所 3か所 ・ 実施保育所 37か所	全園	指定保育所 3か所 ・ 実施保育所 38か所	指定保育所 3か所 ・ 実施保育所 39か所	指定保育所 3か所 ・ 実施保育所 40か所	指定保育所 3か所 ・ 実施保育所 41か所	指定保育所 3か所 ・ 実施保育所 41か所
特定保育事業	0か所	3か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
地域子育て支援センター事業	2か所	6か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
つどいの広場	0か所	2か所	0か所	1か所	1か所	2か所	2か所
保育所地域活動事業	32か所	35か所	33か所	34か所	34か所	35か所	36か所
子育て支援地域活動事業	25か所	30か所	26か所	27か所	29か所	31か所	33か所
ファミリー・サポート・センター事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
子育て支援ショートステイ事業	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
地区市民館リニューアル	2か所	6か所	3か所	4か所	5か所	6か所	7か所

(4) 今後の取り組みの方向性について

少子化が進む中、子育てをとりまく環境の変化や、意識調査からの多様なニーズ、さらには前期計画の目標達成状況から様々な課題が浮かび上がっています。これまでの施策のみでは対応できない時代に突入したといっても過言ではありません。

地域には、地域の実情を知っている多くの方々や熱意を持って積極的に子育て支援の活動をしているNPO、ボランティアの方々が見えます。地域に潜在している人と人のつながり、子育てを行う上で人々が支えあう仕組みを再生し、地域の子育て力を高めていくことは極めて大切です。

子育てを応援することの重要性は、市民誰しも理解するところです。子どもを中心に、未来の担い手である子どもたちのために、そして親への支援を進めていくことを、地域社会全体の中で理解し、協力していくことが求められています。

また、行政が進めていく事業においては、子どもを中心に、親の主体性を尊重し、支え、励まし、育てるという視点で取り組む必要があります。福祉、保健、教育、医療など分野は広がっていますが、各事業が個々の目的を達成するための事業推進ではなく、子育て家庭のためには何が最も必要なのか、子育て家庭が利用しやすい事業なのか、絶えず利用者の視点に立った事業展開が必要です。

そして、各事業が相互に連携し、継続的な支援となるよう、行政や関係機関と連携を図りながら各事業を点検・評価して改善につなげていくことが求められます。

今後も子育て支援に関するニーズは、ますます高まると考えられますので、新たな目標数を設定しその達成に向けて取り組むとともに、実施方法の検討や事業内容の質の向上も進めていく必要があります。

さらに、子育て支援として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が大きな課題となっています。これには、働き方を見直すなど企業等の協力が不可欠であり、企業、行政、関係機関等でそれぞれが担うべき役割を明らかにすることが重要です。また、家庭では、仕事に多くの時間を取られ、子どもと関わる時間が圧倒的に少ない父親の育児参加を進める大きな機会でもあります。夫婦の意識改革が何よりも重要ですが、子育てを通して、子どもだけでなく父親も地域とつながる、そんな機会が増えるような取り組みが必要です。

家族の大切さ、家族を支える地域の力、世代を超えて子育ての大切さが受け継がれるよう、子育てに関わる関係者が、行政とともに子育てを応援する気持ちを持ち、全市的に広げていくことを目指します。

第4章

基本目標と施策の方向

基本目標1**子どもの豊かな人間形成を支える環境づくり****目標の趣旨**

子どもが心豊かで健やかに成長していくことは社会全体が望むことです。しかしながら現在、子どもや子育て家庭をとりまく環境の変化により、子育てに困難を感じる保護者が増加していくことにとどまらず、様々な知識や人間性を身につけるなど子ども自身の成長にも影響があることは見逃せないことです。

核家族化や共働き家庭の増加傾向は、今後も進行することが考えられますが、家庭や地域の子育て力は、取り組みによって向上させていくことができるものです。

子どもが家庭、地域、学校などで心豊かに成長し、社会の重要な構成員になって次世代の親になっていくことを社会全体で支えていくことが重要です。

子どもが家庭で愛情深く育てられ、地域の人々に支えられながら様々な経験を通して自信をつけていくことができるような環境整備を進めなくてはなりません。

施策の方向 1-1 家庭・地域における子どもの人間形成

現況と課題

子どもが豊かな人間性を身につけていくためには、家庭や地域、保育所・幼稚園、学校などで様々な体験や学習をすることが大切です。

特に家庭は、子どもが自立するまでの心身の基地である一方、外部からは介入できないプライベートな場所であり、親の価値観が子どもに大きく影響する場所でもあります。乳幼児期の子どもや子育て中の親にとっては、核家族化や子育ての孤立化など、子育てには厳しい現実があります。また、きょうだいがいなかったり、少なかったりする子どもが増え、家庭内で子ども同士が学びあう機会は減少しています。

こうしたことから、様々な機関や人が協力して子ども同士や親子の交流の機会を提供していくことが以前にも増して重要となっています。

そのため、地域において親子のふれあい・交流事業を展開する「ここにこサークル」を平成20年度からスタートしてきましたが、今後市内全域に広がるよう、スタッフの確保と地域の協力が必要になってきます。

今後5年間の目標

評価指標	現状値	平成26年度
○子育てをする環境についての現状 「親子のふれあい、自然とのふれあい事業が充実していると感じる」割合(%)	就学前児童 51.2 就学児童 52.4	就学前児童 60.0 就学児童 60.0

※現状値は、平成20年度実施「豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査」によるもの

推進施策①

家庭や地域における教育力の向上

保護者に対して子育てに関する学習機会を提供したり、地域の交流活動を支援し、親子のふれあいや子育て家庭の交流を促進していきます。

主な事業

①ここにこサークル（旧：ワイワイ・すくすく広場）					
乳幼児とその保護者を対象に月1～2回程度、午前中に気軽に親子・親同士の交流が出来る場を提供し、地域に密着した子育てを応援するふれあい・交流活動を拡大します。また、こども未来館とネットワーク化を進めていきます。					
方向性：〔拡大：実施か所の増〕					
担当課	こども未来館				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

②子育てサポーターの養成					
こども未来館及び各地域で開催する「ここにこサークル」で子育て支援を行うボランティアに対し各種養成講座を開催し、また、新たな参加者を募集するためPRを進めていきます。					
方向性：〔拡大：講座の拡充及び参加者の増〕					
担当課	こども未来館				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

③幼児ふれあい教室					
地区市民館等で、親子同士の交流と幼児期の家庭教育を学習する場を提供します。また、乳幼児期の親子のふれあいや仲間づくりの活動を進めます。					
方向性：〔拡大：講座数の増〕					
担当課	社会教育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

推進施策②

地域や自然の中での多様な体験活動の充実

地域や自然の中で文化、スポーツ活動などを体験する機会を提供し、子どもが豊かな感性を培うことを助けます。

主な事業

①子育て支援地域活動事業					
地域の在宅児童や子育て家庭等に対して、保育所の園庭開放による親子の交流活動を行います。また、保育室・遊戯室等を利用した子育てサークルなどの育成・活動支援、子育て家庭の育児への不安などについての助言・相談等を行います。					
方向性：[拡大：実施施設の増]					
担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			
②保育所地域活動事業					
高齢者とのふれあい、地域に住む子ども同士の年齢差を超えた交流の実施や育児講座の開催など、地域に密着した交流活動を実施します。					
方向性：[拡大：実施施設の増]					
担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			
③地域スポーツ推進事業					
心身ともに健全な状態を保持していくために、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団の活動を支援し、新たなクラブの設立を進めていきます。					
方向性：[拡大：クラブ活動の継続と新たな立ち上げ]					
担当課	スポーツ課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		

④私立幼稚園地域活動事業

幼稚園が持つ子育てに関する専門的機能を活用して、地域の子育て家庭を対象とした研修会の開催、地域住民との交流会等を実施し、地域で安心して子育てできる環境づくりを進めます。

方向性：[継続]

担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			

⑤幼稚園子育て支援地域活動事業※

園庭開放による親子の交流、高齢者とのふれあい、子育て相談や育児講座の開催など、地域に密着した交流活動を実施します。

方向性：[継続]

担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			

※事業の所管は愛知県民生活部私学振興室

⑥親子のふれあい、自然とのふれあい事業

青少年センター、少年自然の家で三世代ふれあいキャンプなどを実施します。

方向性：[継続]

担当課	青少年課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		

⑦健康の道利用の促進事業（旧：健康の道整備事業）

市内全10コースの健康の道を有効活用できるよう、コースへ様々な付加価値を加えてウォーキングの楽しさを伝え、身近な環境で健康づくりを進めていきます。

方向性：[継続]

担当課	健康増進課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		

施策の方向 1-2 学校を通した子どもの人間形成

現況と課題

人生のうちで心が最も大きく成長する時期に、子どもは多くの時間を学校で過ごすことから、様々な学びを習得する学校教育は大変重要な役割を担っています。子どもが知識を広め、社会性を学んでいきながら、個性や自主性を伸ばし、豊かな心を身につけていくことが期待されます。

教科学習はもちろん、子どもが社会に出ていくときに糧となる勤労体験などの体験学習の充実も求められています。

また、家庭の教育力低下を背景に学校に対する市民の期待が大きくなっていますが、不登校、いじめ、発達障害、外国人児童・生徒へのサポートなど学校が抱える問題も多く、そのための対応が重要となっています。

そのため、学校教育を推進する上での仕組みや指導において、きめ細かな対応が求められますが、関係各課との連携や情報の共有できる体制づくりが今後の課題であります。

今後5年間の目標

評価指標	現状値	平成26年度
○子育てをする環境についての現状 「子どもの教育環境が充実していると感じる」 割合 (%)	就学前児童 48.1 就学児童 50.9	就学前児童 60.0 就学児童 60.0

※現状値は、平成20年度実施「豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査」によるもの

④わくわく Work in とよはし					
<p>中学2年生が地域の商店・企業・公共施設などで5日間程度の職場体験をします。その中で、働くことの意義や喜びを体感し、責任感、あいさつ、言葉遣いなどの社会性を身につけるよう指導します。また、小学3年生を対象に、こども未来館での仕事体験及びまちなかの商店街見学を通して、働くことに対する見方や考え方を育成します。</p> <p>方向性：[継続]</p>					
担当課	学校教育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		

⑤小・中学校の2学期制による教育の推進（旧：小中学校への2学期制の導入）					
<p>子どもたちが時間的、精神的なゆとりを持って学習や体験活動に取り組めるように各学校の実態に即した柔軟な、特色ある教育課程の編成を目指します。</p> <p>方向性：[継続]</p>					
担当課	学校教育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		

⑥特色ある学校づくり推進事業					
<p>地域の人に学ぶ活動、環境保護活動、勤労・福祉体験活動など、「生きる力」を育む特色ある学校づくりを推進し、豊かな心と実践力のある児童・生徒を育成します。</p> <p>方向性：[継続]</p>					
担当課	学校教育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		

⑦福祉教育活動の推進（旧：豊橋市福祉協力校事業）					
<p>小・中・高等学校の児童・生徒に、福祉に関する学習機会の提供や、いきいきフェスタなどボランティア活動の場を設けることにより、福祉に対する意識の向上や、ボランティア活動の普及、啓発を図ります。</p> <p>方向性：[継続]</p>					
担当課	福祉政策課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		

推進施策②

教育体制の充実

保育所、幼稚園、小学校や中学校の連携を進め、問題を抱えた児童・生徒も安心して教育が受けられるような体制の整備に努めます。

主な事業

①英会話のできる豊橋っ子の育成					
英語運用能力の育成と英語でのコミュニケーションへの意欲喚起を図るために、小学3・4年生はスクールアシスタント、小学5・6年生及び中学生はALT（外国人英語指導員）を活用して「英会話」の授業を行います。「ここにこde英語っこ」をはじめとする発展的な活動を企画、開催し、英語教育を推進します。					
方向性：[拡大：英会話教育の推進]					
担当課	学校教育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		
②子ども多文化共生センター（仮称）の設置 [新規]					
国際学級を担任する教員の技量の向上やノウハウの蓄積、外国人児童・生徒への就学支援などをさらに推進するため、「子ども多文化共生センター（仮称）」の設置を目指します。また、関係各課との連携や情報の共有できる体制を検討します。					
方向性：[新たな取り組み]					
担当課	学校教育課、多文化共生・国際課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		
③幼年期教育の推進（旧：幼年期教育）					
保育所、幼稚園及び小学校の三者の交流と連携を深めることにより、幼年期の子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼年期教育の充実を図ります。					
方向性：[継続]					
担当課	学校教育課、保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		

⑧小・中学校不登校対策支援事業					
生活サポート主任の授業軽減のための非常勤講師を配置し、校内適応指導教室での支援を充実させるとともに、組織的な不登校対策を進めます。					
方向性： [継続]					
担当課	学校教育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		

施策の方向 1-3 子どもの主体的な活動の尊重

現況と課題

子どもは遊びやふれあいなどの経験を通して学び、成長するものです。

小学生になると子どもの行動範囲も広がり、友だちの家に遊びに出かけたり、子ども同士で遊びに出かけたりする機会も出てきます。しかしながら、交通事故や犯罪への心配から子どもだけでの外出の抑制やゲーム機に代表される室内での遊びの普及など、子どもの遊びをとりまく環境も年々変化しています。

本市のアンケート調査結果では、5年前の調査と同様に、子ども同士が交流する場への希望として「子どもが放課後などに集まって、子ども同士が自主活動などができる場」への希望が多く寄せられています。

そこで、子どもの居場所となる児童クラブについて、毎年設置か所を増やしてきましたが、本市のアンケート調査結果では、「児童クラブを知っている」と回答した保護者が96.4%あるのに対し、「児童クラブを利用している」と回答した割合が11.9%となっており、今後事業内容を充実するとともに、利用者の条件や利便性について検証し取り組む必要があります。

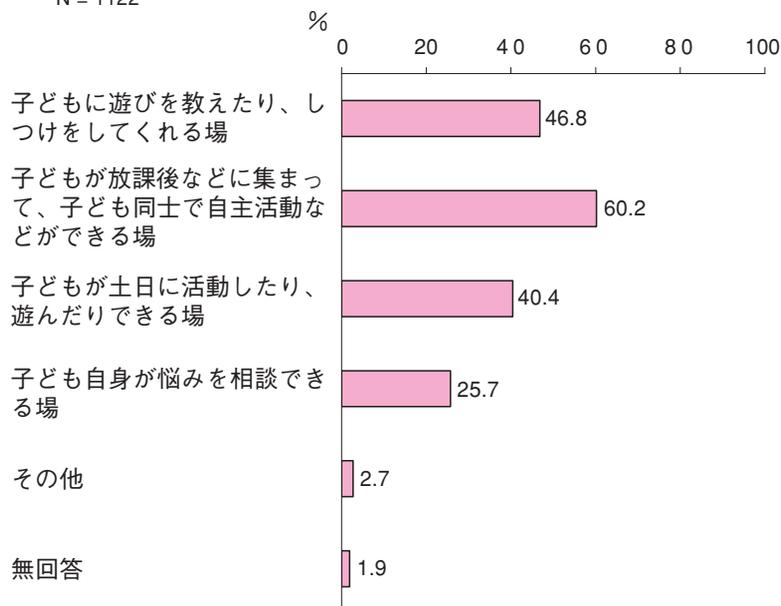
また、小学生の過ごし方としては、16時から18時まででは「保護者や祖父母等の家族・親族と過ごす」(31.3%)、「学習塾や習い事などに行っている」(24.7%)に次いで「友だちと子どもだけで遊んでいる」が18.3%あり、公共施設の利用では公園の利用が非常に高いことから、公園の整備が大切なことがわかります。

年齢に応じた遊び場や居場所づくりが大切となっています。

【子ども同士の交流場所に対する希望】

〔就学児童〕

N = 1122

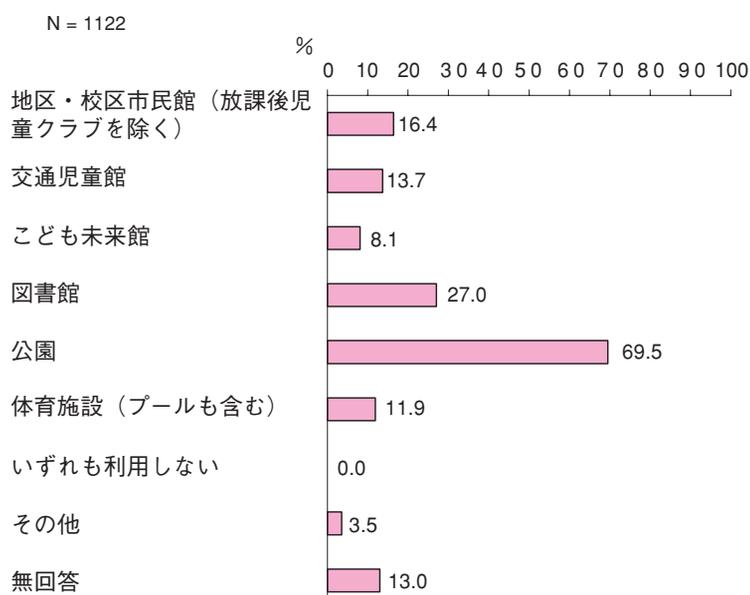


〔豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査〕

【放課後の過ごし方】

選択肢	14～16時		16～18時		18～20時		20時以降	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
全 体	1,122	100	1,122	100	1,122	100	1,122	100
正確には知らない	9	0.8	5	0.4	2	0.2	5	0.4
学校にいる	617	55	24	2.1	3	0.3	5	0.4
放課後児童クラブで過ごす	92	8.2	87	7.8	4	0.4	-	-
放課後子ども教室で過ごす	5	0.4	1	0.1	-	-	-	-
保護者や祖父母等の家族・親族と過ごす	144	12.8	351	31.3	957	85.3	1,027	91.5
ファミリー・サポート・センターを利用している	-	-	1	0.1	-	-	-	-
家で兄弟姉妹と子どもだけで過ごす	11	1	37	3.3	28	2.5	20	1.8
家でひとりで過ごす	17	1.5	12	1.1	1	0.1	2	0.2
友だちの家にいる（大人がいる）	46	4.1	66	5.9	-	-	-	-
友だちと子どもだけで遊んでいる	89	7.9	205	18.3	1	0.1	-	-
市民館などの公共の施設にいる	2	0.2	2	0.2	-	-	-	-
クラブ活動や地域活動をしている（子ども会活動やスポーツ活動など。学校の部活は除く）	8	0.7	17	1.5	11	1	1	0.1
学習塾や習いごとに行っている	36	3.2	277	24.7	77	6.9	5	0.4
その他	12	1.1	21	1.9	10	0.9	15	1.3
無回答	34	3.0	16	1.4	28	2.5	42	3.7

【子どもがよく利用する公共施設】



〔豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査〕

■ 今後5年間の目標

評価指標	現状値	平成26年度
○子育てをする環境についての現状 「子どもが気軽に利用できる施設や場所が充実していると感じる」割合 (%)	就学前児童 49.3 就学児童 42.7	就学前児童 60.0 就学児童 60.0

※現状値は、平成20年度実施「豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査」によるもの

推進施策①

遊び場、施設等の充実

子どもの健やかな成長を支えるため、年齢に応じた遊び場を提供し、その質の向上に努めます。

主な事業

①こども未来館の運営					
乳幼児とその保護者を対象とした子育てプラザ、幼児や小学生を主な対象とした体験・発見プラザ、芝生広場やここここ広場などで子どもから大人まで楽しめる多彩なイベントなどを開催して、子どもの健やかな成長及び市民の交流を進めていきます。 方向性：[拡大：事業内容の充実及び入館者の増]					
担当課	こども未来館				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			

②こども未来館子育てプラザの運営					
0～3歳までの乳幼児とその保護者を対象に、遊びの場や子育て情報の提供及び仲間づくりの場として子育て家庭を応援します。また、本市の子育て支援の拠点として地域の子育て事業とネットワーク化を進めていきます。 方向性：[拡大：事業内容の拡充と拠点施設としての機能の充実]					
担当課	こども未来館				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

③つどいの広場					
0～3歳までの乳幼児とその保護者が気軽に集う場を設け、育児に関する情報交換や仲間づくりを進めます。また、子育てに関する講習会を開催するなど、学びの機会も提供します。 方向性：[拡大：実施か所の増]					
担当課	子育て支援課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

推進施策②

子どもの年齢に応じた居場所づくり

年齢に応じて子どもが様々な体験をする機会や場所を提供し、活動を支援します。

主な事業

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）					
<p>昼間保護者のいない家庭の主に小学校低学年の児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供するため、施設の設置率を高めていくとともに、指導員の研修会を開催するなど各クラブの指導力の向上を進め、児童の健全な育成を進めていきます。</p> <p>方向性：〔拡大：未設置校区の解消と定員の適正化〕</p>					
担当課	青少年課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			↔		

②放課後子ども教室運営事業					
<p>すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動等を取り組み、推進します。</p> <p>方向性：〔継続〕</p>					
担当課	青少年課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			↔		

③赤ちゃん広場					
<p>赤ちゃんとお母さんを対象に、赤ちゃん絵本ボランティア会員が絵本の紹介や読み聞かせ、手遊び、わらべうたなどを行い、絵本を介して親子がふれあう場を提供します。</p> <p>方向性：〔拡大：参加者の増〕</p>					
担当課	図書館				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

④おはなしのへや					
中央図書館、地区校区市民館などで幼児、小学生と保護者を対象に、中央図書館読み聞かせボランティア会員による絵本の読み聞かせ、紙芝居、手遊びなどを行い、絵本に親しむ機会を提供します。					
方向性：〔拡大：開催回数の増〕					
担当課	図書館				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			

推進施策③

青少年への活動支援【新設】

青少年の活動を支援し、自立や社会へ出て行くためのサポートを行います。

主な事業

①こども未来館の運営参画【新規】					
高校生がこども未来館のイベントのスタッフとして参加し、事業内容から参画するなど市民協働による運営を推進します。					
方向性：【新たな取り組み】					
担当課	こども未来館				
対象	誕生日前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
					↔
②高校生仕事体験プログラム【新規】					
職人さんや技術者を招き、プロの仕事人から職業の楽しさを教えてもらい働くことの大切さを知ることができる高校生向け仕事体験プログラムを実施します。					
方向性：【新たな取り組み】					
担当課	こども未来館				
対象	誕生日前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
					↔
③青少年の活動への支援					
講座やイベントを通じて、青少年の交流や能力開発を支援します。					
方向性：【継続】					
担当課	青少年課、工業勤労課				
対象	誕生日前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
					↔
④若者の就労意欲の醸成					
NPOへの支援やニートの就労支援事業を通して若者の働く意欲を高め、就労へのきっかけづくりを行います。					
方向性：【継続】					
担当課	青少年課、工業勤労課				
対象	誕生日前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
					↔

施策の方向 1-4 次代の親としての子どもの人間形成

現況と課題

子どもは成長し、やがて親となって子育てをする立場になります。

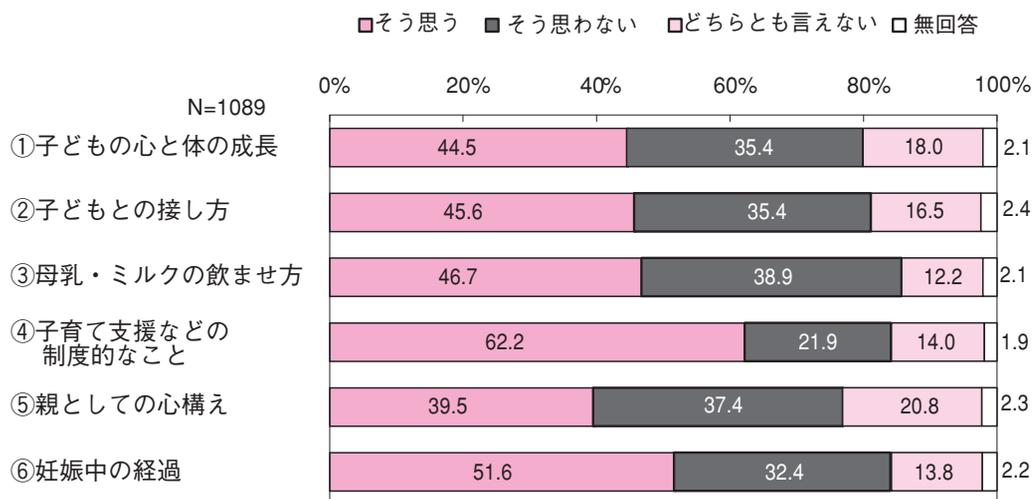
しかし、核家族化や少子化によるきょうだいの減少などにより、乳幼児に接することなく親になる場合もあり、本市のアンケート調査結果では、就学前児童の母親が、子どもが生まれる前に知っておきたかったことでは、「子育て支援などの制度的なこと」が62.2%と最も高いものの、「妊娠中の経過」51.6%に次いで「母乳・ミルクの飲ませ方」(46.7%)、「子どもとの接し方」45.6%が高い比率を占めています。

このことから、次代の親になる子どもが乳幼児とふれあい、自分の命を大切に思うと同時に、乳幼児をいつくしむ心を育てていく機会をつくることの必要性があげられます。

また、固定的な性別役割分担意識に基づいて母親にだけ子育ての責任をおしつけることのないように、男女共同参画*の視点を持つことも重要です。

性に対する正しい知識を身につける教育活動や、心身ともに健康的に過ごすことについての教育も重要です。

【(就学前児童の母親が) 子どもが生まれる前に知っておきたかったこと】



〔豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査〕

今後5年間の目標

評価指標	現状値	平成26年度
○子育てをする環境についての現状 「子どもが生命の大切さや性についての正しい知識を学ぶ機会があると感じる」割合（％）	就学前児童 14.9 就学児童 21.2	就学前児童 50.0 就学児童 50.0

※現状値は、平成20年度実施「豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査」によるもの

推進施策①

親となるための教育の充実

中学生が乳幼児とのふれあいを通して生命の大切さを認識し、子どもをいつくしむ心を育て、男女がともに子育てを担う意識を醸成します。

主な事業

①赤ちゃんふれあい体験					
乳幼児とのふれあい体験を通して、思春期にある中学生を対象に命の大切さや将来親になるための意識を育みます。					
方向性：[継続]					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
				↔	

②中学生と幼児とのふれあい体験などの学習					
思春期にある子どもが、幼稚園や保育園との交流を通して、自分を見つめ、親や周りの愛情を再確認する機会として体験学習を進めていきます。					
方向性：[継続]					
担当課	学校教育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
				↔↔↔	

④性の仲間教育					
思春期の若者に対し、性に関して若者同士で学ぶ機会をつくり、自ら考え適切に行動できるよう講義、講座（仲間教育）を行います。					
方向性：〔継続〕					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
					←→

⑤青少年育成事業					
不登校やひきこもりなどの青少年問題の防止や地域における青少年健全育成活動を支援します。					
方向性：〔継続〕					
担当課	青少年課、学校教育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←→	←→	←→

⑥思春期精神保健相談					
ひきこもりや摂食障害などの心の病についての相談を行います。					
方向性：〔継続〕					
担当課	健康増進課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
				←→	←→

施策の方向 1-5 子どもの人権を尊重した環境づくり

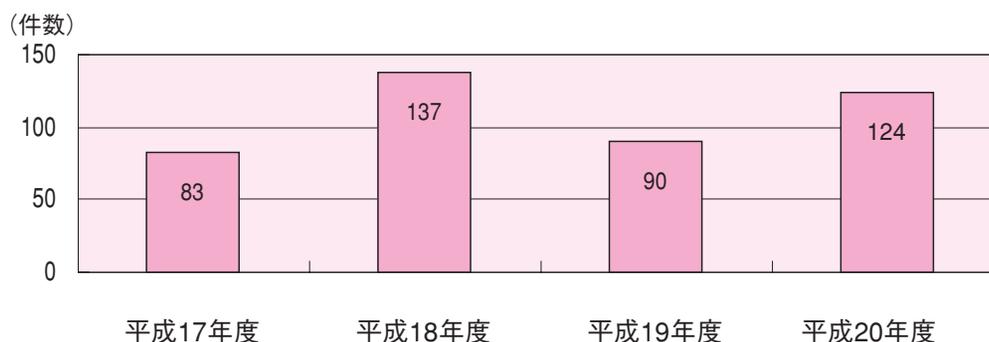
現況と課題

児童虐待など、子どもの人権を侵害する事件が連日報道され、社会問題化しています。

「児童の権利に関する条約*」は、「大人と同様の権利が保障されるべき」「子どもは大人よりも人権を侵害されやすい」という考えから、1989年に国際連合で採択されました。その中では、子どもが子どもとして「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」が保障されなければならないこととされています。社会全体の認識を高めるとともに、子どもを中心とした事業の展開や子どもの人権感覚を磨くことも重要です。

豊橋市では平成17年度から要保護児童対策ネットワーク協議会を立ち上げ、児童虐待などから子どもを守る取り組みを行っていますが、子どもたちの命や心や体の成長を守るためには、子どもに関わる機関が子どもに対して支援的な姿勢を見せ、SOSのサインを見逃すことなく支援を行い、子どもを守る連携をさらに強めていくことが必要です。

児童相談（虐待）新規件数



資料：子育て支援課

今後5年間の目標

評価指標	現状値	平成26年度
○子育てをする環境についての現状 「児童虐待の早期発見や防止等子どもの人権を守る体制が整っていると感じる」割合 (%)	就学前児童 20.3 就学児童 27.4	就学前児童 50.0 就学児童 50.0

※現状値は、平成20年度実施「豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査」によるもの

推進施策①

子どもの権利に関する啓発活動の充実

「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利を守るための意識啓発に努めます。また、子どもに対して、人権に対する正しい理解を促す教育を行います。

主な事業

①子どもが主役の子ども会議の開催 [新規]					
子どもの人権を尊重し、子どもが主役という視点から、今後の子育て事業について意見交換をする子ども会議を開催して、子どもたちの視点からあるべき考え方を提案してもらい、子育て事業の充実を図っていきます。 方向性：[新たな取り組み]					
担当課	子育て支援課				
対象	誕生日前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		

②人権に関する学習機会の提供					
道徳や総合的な学習、学級活動等の様々な場面で命や人権の尊さを学ぶ機会を積極的に設け、人権を尊重する意識を高めます。また、学校においても人権に関する問題が増加しているため、教職員の資質向上、人材育成のための研修会を提供していきます。 方向性：[継続]					
担当課	学校教育課				
対象	誕生日前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		

③人権啓発活動					
人権擁護委員会など関係機関と協力し、保育所・幼稚園・小・中学校への訪問授業、イベントでの啓発活動や人権相談を実施するなど、次代を担う子どもたちに豊かな人権感覚を身に付けてもらえるよう啓発し、人権についての正しい理解を促します。 方向性：[継続]					
担当課	福祉政策課				
対象	誕生日前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		

第1章

第2章

第3章

第4章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

第5章

資料編

④養育支援訪問事業（子育て支援課分）					
<p>養育支援が特に必要である家庭に対し、看護師等が家庭を訪問し、養育の手伝いをし、養育環境の向上を目指します。</p> <p>方向性：〔拡大：訪問件数の増〕</p>					
担当課	子育て支援課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			

⑤家庭児童相談事業					
<p>家庭における適正な児童養育や家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談員が適切な指導・助言を行います。</p> <p>方向性：〔継続〕</p>					
担当課	子育て支援課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			

基本目標2 子育て家庭を支える環境づくり

目標の趣旨

子育ての中でも、特に乳幼児期の子育てには手厚い支援が望まれています。また、働き方の多様化や、女性の社会進出に伴い、保育所や幼稚園を中心に、従来の保育サービスだけでなく、保育時間の延長や休日保育等の実施など、子どもを預かるサービスの充実が求められるようになり、相談や情報提供などの機能にも期待が高まっています。

子育ては第一義的には家庭の責任ではありますが、生活していく上では家庭や家族だけでは解決できない問題も数多くあります。しかしながら、この問題のしわ寄せが子どもにかかり、子どもの成長を阻害するものであってはなりません。温かい家庭、健全な親子関係が子どもには必要です。

特に社会的支援を必要としている家庭としては、母子・父子家庭、障害児のいる家庭、外国人家庭があげられます。子どもだけでなく、保護者を対象とした支援を行う中で、誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、環境整備を進めていかなければなりません。

また、家族が健康的に過ごし、子育てをするためには保健、その中でも妊娠期から就学までの子育てを支援する母子保健の果たす役割には大きなものがあります。

そして、医療の面でも、周産期及び小児医療については、専門医の不足が社会問題として全国的に取り上げられる中、小児救急への対策として休日夜間急病診療所は大きな役割を果たしています。

また、かかりつけ医の利用を推進するとともに東三河地域の中核施設である市民病院の地域周産期母子医療センターの果たす役割も重要です。

施策の方向 2-1 全ての子育て家庭を支援するサービスの充実

現況と課題

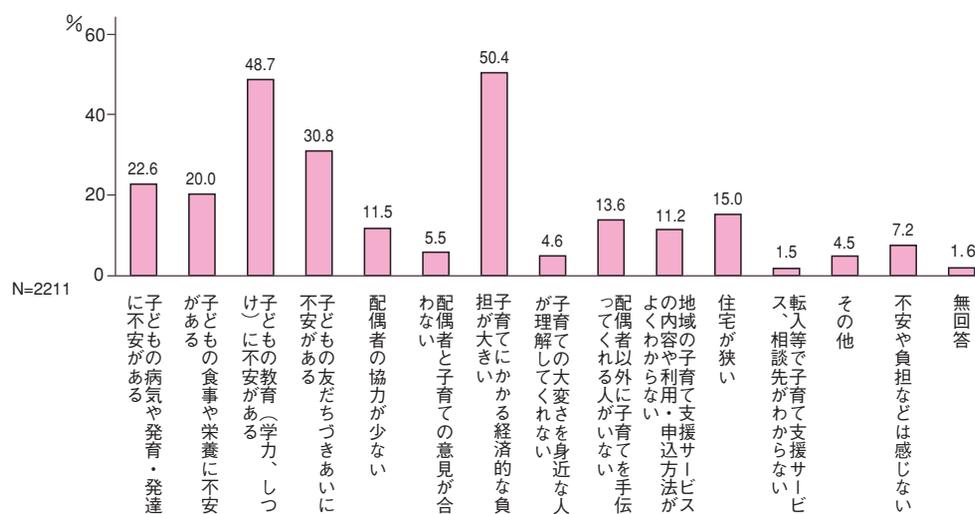
核家族化、共働き家庭の増加などで、家庭だけで子育てをすることは困難になっており、保育所へ子どもを預ける家庭が多くあります。また、働き方の多様化などに伴い、従来のサービスだけでなく、保育時間の延長、休日保育、一時保育、病児・病後児保育の実施など、多様なニーズに対応するサービスの提供が求められています。本市においては、延長保育を始めとする保育サービスを実施してきましたが、病児・病後児保育以外は目標数値に達しませんでした。今後、市内の設置状況を見ながら、その可能性を含めて、新たな目標値を設定するとともに、事業内容の充実につながる育児支援が必要です。

また、3歳以降に幼児教育として幼稚園に通う児童についても、本来の保育時間以外の預かり保育、休業日の預かり保育などへのニーズが高まっています。

一方、不慣れな子育てに悪戦苦闘する保護者にとって、専門的な相談窓口は頼りになる存在です。子育てに関する相談や情報提供の窓口が地域が増えていくことは重要なことです。

また、本市のアンケート調査結果でも「子育てにかかる経済的な負担が大きい」(50.4%)が子育てに関して不安に感じるものの一番であったように、経済的な負担は保護者の重要な問題です。家庭の経済状況に応じて、子どもが健やかに育つことができるよう支援していくことも重要です。

【子育てに関する不安】



〔豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査〕

■ 今後5年間の目標

評価指標	現状値	平成26年度
○保育サービスの利用状況についての現状 「希望した時期に保育サービスを利用することができた利用者」割合(%)	就学前児童 78.4	就学前児童 85.0

評価指標	現状値	平成26年度
○子育てをする環境についての現状 「保育所での多様な保育サービスが充実していると感じる」割合(%)	就学前児童 52.4	就学前児童 60.0
	就学児童 46.0	就学児童 60.0

評価指標	現状値	平成26年度
○子育てをする環境についての現状 「子育てについて相談できる窓口が充実していると感じる」割合(%)	就学前児童 53.8	就学前児童 60.0
	就学児童 43.1	就学児童 50.0

評価指標	現状値	平成26年度
○子育てをする環境についての現状 「子育て家庭への経済的援助が充実していると感じる」割合(%)	就学前児童 25.5	就学前児童 50.0
	就学児童 30.6	就学児童 50.0

※現状値は、平成20年度実施「豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査」によるもの

推進施策①

多様な保育サービスの充実

保護者の働き方の多様化に伴うニーズを把握しながら、保育サービスを充実するよう多様なサービスの提供と質の向上に努めます。

主な事業

①通常保育事業					
保護者の就労などによって家庭で保育できない児童を、概ね午前8時から午後4時まで、57園（私立50園、公立5園、認定こども園2園）で保育します。					
方向性：[継続]					
担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			

②延長保育事業					
通常保育を3時間延長した11時間以上の保育を行い、概ね午前7時30分から午後7時まで保育します。					
方向性：[拡大：実施施設の増及び延長時間の検討]					
担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			

③休日保育事業					
保育所入所児童で休日に保護者が就労のため家庭で保育できない児童（定員20名）を、概ね午前8時から午後4時まで保育します。					
方向性：[拡大：実施施設の増]					
担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			

④一時保育事業					
保護者の就労や疾病、入院、冠婚葬祭、育児疲れなどによって、一時的に家庭での保育ができない場合に保育を実施します。					
方向性：[拡大：実施施設の増]					
担当課	保育課				
対象	誕生日前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

⑤病児・病後児保育事業（旧：乳幼児健康支援デイサービス事業）					
概ね生後6か月から小学3年生までの保育所等に通っている児童が、病気の回復期に至らず、かつ、当面症状の急変が認められない場合、また、病気の回復期で集団保育等が困難な場合に一時的に保育を実施します。					
方向性：[拡大：病児保育の実施施設の増]					
担当課	保育課				
対象	誕生日前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

⑥認定こども園*※ [新規]					
保育所、幼稚園等が就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備えるものです。					
方向性：[新たな取り組み]					
担当課	保育課				
対象	誕生日前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

※事業の所管は愛知県健康福祉部子育て支援課

⑦幼稚園預かり保育事業※ 休業日預かり保育事業※					
通常保育後、保護者が仕事のため家庭で保育できない場合や、夏休みなど幼稚園の休業日に保育の必要な園児を預かります。					
方向性：[継続]					
担当課	保育課				
対象	誕生日前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

※事業の所管は愛知県県民生活部私学振興室

⑧ 幼稚園対象の研修会・講演会（子育て講演会）					
幼稚園教諭や通園児等の保護者を対象とした研修会や講演会を開催し、幼稚園の現場が抱える課題について、学習の機会や情報を提供します。					
方向性：〔継続〕					
担当課	子育て支援課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

⑨ 認可外保育施設の指導監督					
認可外保育施設指導監督基準に基づいて指導監督を行い、保育サービスの質の確保を図ります。					
方向性：〔継続〕					
担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

⑩ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）（再掲）					
昼間保護者のいない家庭の主に小学校低学年の児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供するため、施設の設置率を高めていくとともに、指導員の研修会を開催するなど各クラブの指導力の向上を進め、児童の健全な育成を進めていきます。					
方向性：〔拡大：未設置校区の解消と定員の適正化〕					
担当課	青少年課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			↔		

⑪ 放課後こども教室運営事業（再掲）					
すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動・地域住民との交流活動等の取り組みを推進します。					
方向性：〔継続〕					
担当課	青少年課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			↔		

⑫ファミリー・サポート・センター事業					
地域において子育ての援助を受けたい人と、援助を行いたい人による育児の相互援助を推進します。					
方向性：〔拡大：会員数と利用者の拡大を図るためのPRを工夫〕					
担当課	子育て支援課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年

⑬子育て支援ショートステイ事業					
保護者の病気や出産等により一時的に養育が困難になった児童や、夫の暴力等により一時的に保護が必要となった母子を、児童福祉施設で受け入れます。					
方向性：〔継続〕					
担当課	子育て支援課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年

⑭子育て支援トワイライト事業〔新規〕					
保護者の仕事などにより、恒常的に夜間または休日に家庭での保育に欠ける児童を、児童福祉施設で受け入れる事業の実施について検討します。					
方向性：〔新たな取り組み〕					
担当課	子育て支援課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年

推進施策②

子育てに関する相談、情報提供の充実

子育てについて相談体制の充実を図るとともに、子育てに関する様々な情報の提供をしていきます。

また、サービスを必要としている人が制度を知り、適切なサービスを選ぶことができるよう関係機関の連携とコーディネート体制の確立にも取り組みます。

主な事業

①地域子育て支援センター事業（再掲）					
地域における子育て支援の拠点として保育所等を活用し、子育て家庭の不安や悩みについての相談や育児講座の開催、子育てサークルの育成・支援を行うとともに、保護者同士の交流の場を提供し、他の子育て事業とも連携を進めていきます。					
方向性：〔拡大：実施施設の増〕					
担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			
②子育て支援地域活動事業（再掲）					
地域の在宅児童や子育て家庭等に対して、保育所の園庭開放による親子の交流活動を行います。また、保育室・遊戯室等を利用した子育てサークルなどの育成・活動支援、子育て家庭の育児への不安などについての助言・相談等を行います。					
方向性：〔拡大：実施施設の増〕					
担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			
③保育所地域活動事業（再掲）					
高齢者とのふれあい、地域に住む子ども同士の年齢差を超えた交流の実施や育児講座の開催など、地域に密着した交流活動を実施します。					
方向性：〔拡大：実施施設の増〕					
担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			

④私立幼稚園地域活動事業（再掲）					
幼稚園が持つ子育てに関する専門的機能を活用して、地域の子育て家庭を対象とした研修会の開催、地域住民との交流会等を実施し、地域で安心して子育てできる環境づくりを進めます。					
方向性：〔継続〕					
担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年

⑤幼稚園子育て支援地域活動事業※（再掲）					
園庭開放による親子の交流、高齢者とのふれあい、子育て相談や育児講座の開催など、地域に密着した交流活動を実施します。					
方向性：〔継続〕					
担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年

※事業の所管は愛知県民生活部私学振興室

⑥子育て支援総合コーディネート（旧：子育て支援総合コーディネート事業）					
子育て支援の拠点施設である「こども未来館」と協力連携しながら、多様な子育て支援サービス情報の収集と発信を行うことにより、具体的なサービス利用につなげます。					
方向性：〔継続〕					
担当課	子育て支援課、こども未来館、関係課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年

⑦子育て支援の情報提供					
子育てに関する様々なサービスなどの情報をインターネット等を活用して提供します。					
方向性：〔拡大：子育て情報をニーズ別に提供〕					
担当課	子育て支援課、保育課、こども未来館、関係課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年

④私立幼稚園就園奨励費補助（旧：私立幼稚園就園奨励制度）					
幼稚園が家庭の所得に応じて行う保育料（授業料）、入園料の減免に対して助成します。					
方向性：〔継続〕					
担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

⑤就学援助					
経済的支援を必要とする市立小・中学校に通う児童・生徒のいる家庭の給食や学用品費などの補助を行います。					
方向性：〔継続〕					
担当課	学校教育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			↔		

⑥私立高等学校授業料補助					
私立高校に就学させている家庭に対し、所得に応じて授業料の一部を補助します。					
方向性：〔継続〕					
担当課	教育委員会総務課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
					↔

⑦私立専修学校高等課程授業料補助					
私立専修学校に就学させている家庭に対し、所得に応じて授業料の一部を補助します。					
方向性：〔継続〕					
担当課	教育委員会総務課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
					↔

施策の方向 2-2 安心して子育てできる環境づくり

現況と課題

「安心」「安全」に対する保護者の関心は高いものです。交通事故のみならず、子どもを狙った犯罪から子どもを守るために地域も、「子ども見守り隊」などの取り組みを始めています。社会の大切な子どもを地域で守る意識づくり、体制整備への支援が地域の子育て力の向上につながっています。

また、子どもとの外出が容易になるハード面の充実も重要な課題です。ユニバーサルデザインが普及し、様々な人が快適に過ごす中に親子もいるという環境づくりを進めていく必要があります。

今後5年間の目標

評価指標	現状値	平成26年度
○子育てをする環境についての現状 「子どもが安心・安全に出かけられる環境が整っていると感じる」割合（%）	就学前児童 26.5 就学児童 29.1	就学前児童 50.0 就学児童 50.0

評価指標	現状値	平成26年度
○子どもと外出する時に困ることの現状 「子どもに係る事故や犯罪の被害にあわないか心配であると感じる」割合（%）	就学前児童 52.1 就学児童 66.3	就学前児童 40.0 就学児童 50.0

※現状値は、平成20年度実施「豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査」によるもの

推進施策①**安全で、安心して生活できる環境づくり**

子どもの安全を守るため、保護者の安全意識を高め、子どもにも年齢に応じた安全教育を実施していきます。

主な事業

①交通安全教室					
市内の保育所、幼稚園、小・中・高等学校を対象として、各年代にあった交通安全教室を開催し、交通ルールやマナーを指導して交通事故防止を図ります。					
方向性：〔継続〕					
担当課	安全生活課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←—————→			

②交通安全教育指導者・交通安全教育指導員・交通安全指導員の配置 (旧：交通安全教育指導者・交通安全教育指導員・交通安全指導員の設置)					
交通安全教室での指導、小学生の登下校時の指導・通学路の点検、交通安全広報啓発活動などを行うための教育指導者、教育指導員、交通安全指導員を配置し、子どもの交通事故の防止を図ります。					
方向性：〔継続〕					
担当課	安全生活課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←—————→			

③シートベルト・チャイルドシート着用徹底推進キャンペーン					
年3回の着用徹底強化旬間に街頭においてチラシ・啓発品を配付するなどして、シートベルト・チャイルドシートの着用を呼びかけ、乗車中の子どもの安全確保を図ります。					
方向性：〔継続〕					
担当課	安全生活課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			

④ 幼児交通安全クラブ連絡協議会補助					
各保育所・幼稚園の幼児交通安全クラブで構成する幼児交通安全クラブ連絡協議会へ補助を行い、交通安全意識の高揚、子どもの交通事故防止を図ります。					
方向性： [継続]					
担当課	安全生活課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			

⑤ 防犯教室講座					
保育所、幼稚園、小・中・高等学校、大学を対象とした各年代にあった防犯教育講座を開催し、犯罪から自らを守り、危険を回避する方法を学ぶことにより犯罪被害の抑止を図ります。					
方向性： [継続]					
担当課	安全生活課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			

⑥ 通学路等の安全の確保					
通行車両に注意を促す通学路標示板の設置や、通学路の点検、歩道を設置するなど、子どもを事故から守ります。					
方向性： [継続]					
担当課	安全生活課、道路維持課、道路建設課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			

⑦ 交差点等安全カラー標示					
通学路、路肩をカラー舗装で標示し、通学児童及び歩行者等の安全を図ります。					
方向性： [継続]					
担当課	道路維持課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			

施策の方向 2-3 社会的支援を必要としている家庭への対策の充実

現況と課題

子育て家庭の中には、様々な困難を抱え、社会的支援を必要とする家庭もあります。ひとり親家庭では、仕事と育児の両立が一般の家庭よりも切実であったり、特に母子家庭では経済的な問題を抱えることが多く見られます。母親の就労に向けた支援を豊橋公共職業安定所（ハローワーク豊橋）のマザーズコーナー等と協力していくことも大切です。

また、障害児がいる家庭では、子育て、療育、障害児のきょうだいの養育上の問題等、家族の負担だけでは解決できないものがあります。こうした中、平成22年度にオープンするこども発達センターへは大きな期待が寄せられています。

そして、全国的にも高い比率を占める外国人の子育てにも特別な支援が必要となっています。共生のためには、言語や文化の違いを理解した上で、子どもが自立できる環境をつくっていくことが社会全体のためにも必要です。

今後5年間の目標

評価指標	現状値	平成26年度
○子育てをする環境についての現状 「ひとり親家庭及び障害がある児童への支援が充実していると感じる」割合（％）	就学前児童 29.4 就学児童 33.0	就学前児童 50.0 就学児童 50.0

評価指標	現状値	平成26年度
○子育てをする環境についての現状 「外国人家庭への子育て支援が充実していると感じる」割合（％）	就学前児童 32.2 就学児童 36.1	就学前児童 50.0 就学児童 50.0

※現状値は、平成20年度実施「豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査」によるもの

⑧知的障害児通園事業（高山学園）					
就学前の知的障害児を対象に、日常生活の基本的動作、集団生活への適応訓練、機能低下防止のための訓練・指導など、自立した生活に必要な知識・技能を習得するための支援を行います。					
方向性：〔継続〕					
担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

⑨小・中学校における特別支援教育*の充実					
障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて保護者の理解を得ながら適切な教育的支援を行う「特別支援教育」の充実を図ります。					
方向性：〔継続〕					
担当課	学校教育課、教育委員会総務課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			↔		

⑩介護給付事業（旧：障害児居宅生活支援事業）					
身体・知的障害児（者）、発達障害児（者）等に対し、ホームヘルプサービス・デイサービス・ショートステイサービス等の支援を行います。					
方向性：〔拡大：事業者の増とサービスのPR〕					
担当課	障害福祉課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

⑪障害児自立支援医療（育成）給付（旧：身体障害児育成医療給付）					
身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療等を給付します。					
方向性：〔継続〕					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

推進施策③

外国人家庭における子育てへの支援

行政サービス等に関する情報提供を充実するとともに、外国人児童の成長を支える環境づくりに努めます。

主な事業

①外国人母子保健相談					
ポルトガル語、英語などにより乳幼児とその保護者に対して、妊娠、出産・育児に関する悩みの電話相談や来所相談を実施することで、不安の軽減を図ります。					
方向性：〔継続〕					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
	←————→				
②外国人相談事業					
ポルトガル語、スペイン語、英語などにより、市政全般、日常生活での問題などの相談事業を実施し、生活を支援します。					
方向性：〔継続〕					
担当課	多文化共生・国際課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
	←————→				
③外国語版子育て情報ハンドブックの発行〔新規〕					
外国人の保護者に子育て情報を提供できるよう、子育て支援事業をとりまとめた情報冊子を外国語で作成していきます。					
方向性：〔新たな取り組み〕					
担当課	子育て支援課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			

④プレスクール事業					
<p>ブラジル人託児所等に通う就学前児童に対して、定期的な日本語教室や日本の習慣を学ぶ機会を提供することで円滑な学校生活を支援します。</p> <p>方向性：[拡大：実施施設の増]</p>					
担当課	多文化共生・国際課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			

⑤外国人児童保育円滑化事業					
<p>外国人児童・保護者を対象に、通訳を介して保育に関する情報の提供や相談、指導を行うことにより、保育所への円滑な適応とコミュニケーション機会を提供する事業を実施します。</p> <p>方向性：[拡大：実施施設の増]</p>					
担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			

⑥海外協力交流研修員受入事業					
<p>ブラジルの教職員を研修生として受け入れ、ブラジル人児童・生徒に対する学習支援とその保護者への教育相談を行うとともに、日本の教育制度をブラジル本国に周知します。</p> <p>方向性：[継続]</p>					
担当課	多文化共生・国際課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		

⑦外国人の子どものアフタースクール事業					
<p>外国人集住地域の外国人児童生徒を対象に、学校、地域住民、保護者等が連携して夏休みに、日本語や学習の習得が進むよう支援を行います。</p> <p>方向性：[拡大：実施か所の増]</p>					
担当課	多文化共生・国際課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		

⑧子ども多文化共生センター（仮称）の設置〔新規〕（再掲）					
国際学級を担任する教員の技量の向上やノウハウの蓄積、外国人児童・生徒への就学支援などをさらに推進するため、「子ども多文化共生センター（仮称）」の設置を目指します。また、関係各課との連携や情報の共有できる体制を検討します。 方向性：〔新たな取り組み〕					
担当課	学校教育課、多文化共生・国際課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年

施策の方向 2-4 健康で子育てできる支援の充実

現況と課題

核家族化や少子化の進んだ現在、自分が経験するまで妊娠、出産、子育てに関わる機会がない親も珍しくない状況です。初めての子育てでは、期待と不安が重なり、ホルモンバランスなどの身体的な変化も加わって、母親の健康支援が重要となります。また、第2子目以降については、複数の子どもを育てていく困難さがあります。家族の支援はもちろんのこと、専門機関の支援を活用することもこの時期には重要なことです。そのようなとき、妊婦や乳幼児の健康管理に関わる母子保健サービスの役割は大きなものとなっており、健康診査の拡大や乳児家庭への訪問事業等を実施してきました。

また、子どもの成長にとって健康は大切なテーマの一つですが、生活習慣病の低年齢化や食生活の乱れなどが社会問題化しています。保育所、幼稚園、小・中学校での健康管理と各家庭への働きかけが、子どもの健康を守るためには大切になってきます。

そして、医師不足や過酷な勤務を背景として産婦人科、小児科の周産期医療の危機が社会問題として取り上げられています。現在、出産に支障が生じるような状況にはありませんが、本市においても安心できる医療体制を堅持し、子どもの命や健康を守ることが必要です。

今後5年間の目標

評価指標	現状値	平成26年度
○子育てをする環境についての現状 「妊娠から出産、育児まで親子への健康管理が充実していると感じる」割合(%)	就学前児童 49.3 就学児童 52.2	就学前児童 60.0 就学児童 60.0

評価指標	現状値	平成26年度
○子育てをする環境についての現状 「子どものための医療施設が充実していると感じる」割合(%)	就学前児童 59.9 就学児童 55.4	就学前児童 70.0 就学児童 70.0

※現状値は、平成20年度実施「豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査」によるもの

推進施策①

妊娠・出産・育児の支援

妊娠から出産、育児に至るまで、一貫した健康管理ができるよう各種健診事業等の充実に努めます。

また、産後間もなく育児不安が強い時期の家庭訪問事業などの事業を充実させ、適切なサービスの利用につなげます。

主な事業

①母子健康手帳の交付					
母子の健康管理を妊娠中から効果的に行うために、妊娠届出のあった妊婦に手帳を交付します。					
方向性： [継続]					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
	↔				

②マタニティマークの普及					
妊娠していることを表示し、周囲への配慮を促す「マタニティマーク」を妊婦に配布し、また、市民への啓発を図ることで妊婦にやさしいまちづくりを目指します。					
方向性： [継続]					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
	↔				

③妊婦・乳児健康診査					
妊婦及び乳児の健康保持増進と疾病の予防、早期発見のため、公費負担での健康診査を行い、健康管理を支援します。					
方向性： [拡大：検査内容の拡大]					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
	↔				

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）					
出産後の子育ての不安を軽減し、乳児家庭の孤立化を防止するため、生後4か月までの乳児のいる家庭を看護師等が家庭訪問します。					
方向性：〔継続〕					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

⑤養育支援訪問事業（こども保健課分）（旧：育児支援家庭訪問指導事業）					
育児不安などを持つ出産間もない養育者を対象に、保健師、助産師が家庭訪問により育児に関する専門的相談支援を行います。					
方向性：〔継続〕					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
	↔	↔			

⑥乳幼児健康診査 （4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査）					
心身の発育・発達障害を早期に発見するとともに、育児の相談や指導をすることで、乳幼児の健やかな成長と、健康の保持増進を支援します。					
方向性：〔継続〕					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

⑦4か月児事後健康診査					
4か月児健康診査の結果から、経過観察が必要な乳児に対して健診を実施し、心身の発育・発達障害を早期に発見するとともに、早期治療のために適切な指導を行います。					
方向性：〔継続〕					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

⑧ 健診事後相談					
乳幼児の健康診査の結果から心身の状況、育児など経過観察が必要な乳幼児に対し、保健師による個別相談、心理相談員による発達相談などの支援を行います。					
方向性： [継続]					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

⑨ 健診事後教室					
1歳6か月児及び3歳児健康診査の結果、言葉や精神発達の面で経過観察が必要な児童に対し、遊びを通じた教室を実施し、発達の確認や相談・指導を行います。					
方向性： [継続]					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

⑩ 妊産婦歯科健康診査（旧：妊産婦・乳幼児歯科健康診査）					
妊産婦の口腔疾患の早期発見と予防を図るため歯科健診を実施します。					
方向性： [継続]					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
	↔				

⑪ 2歳児歯科健康診査					
う歯になりやすい時期の健診やフッ素塗布（有料）を行うことにより、むし歯予防と歯の健康づくりへの意識の向上を図ります。					
方向性： [継続]					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

⑫不妊治療費補助					
<p>特定不妊治療及び一般不妊治療に要する費用の一部を補助し、不妊治療の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>方向性：〔継続〕</p>					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
	↔				

⑬赤ちゃんにやさしいまちづくり〔新規〕（再掲）					
<p>親子が安心して外出できるよう、授乳コーナーやおむつ交換ができる環境を整えることを目的に、店舗の情報を収集し、また、協力店舗等を募集していきます。</p> <p>方向性：〔新たな取り組み〕</p>					
担当課	子育て支援課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
	↔				

④産婦・新生児訪問指導					
助産師が産後間もない家庭を訪問し、産後の健康管理や育児等について相談を行うことで、育児の不安軽減を図ります。					
方向性：[継続]					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

⑤未熟児・ハイリスク児*等訪問指導					
低出生体重児や未熟児、支援を必要とする乳幼児の保護者に対し、育児の不安軽減や子どもの健全な発育・発達のために訪問指導を行い、家族を含めた母子の健康保持増進に努めます。					
方向性：[継続]					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

⑥離乳食講習会（モグモグ教室）					
生後5か月前後の子どもを持つ保護者等を対象に、基本的な離乳食の作り方・与え方について講習会を実施することで、生活習慣の基盤をつくることのできるよう支援します。					
方向性：[継続]					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

⑦育児教室（大きくなあれ）					
未熟児及び双子などを育児している保護者同士の交流を行い、育児への不安や孤立感の軽減を図ります。					
方向性：[継続]					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

⑫考えよう 話し合おう みんなの健康づくり（旧：子ども健康学会）（再掲）					
従来の「子ども健康学会」から学校保健委員会との合同事業とし、各学校や児童・生徒が抱える課題や関心ごとにテーマを設定し、子どもたちが主体となり、学校、地域、医療とも連携しながら実情に合った健康づくりを進めていきます。					
方向性：〔継続〕					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		

⑬フッ素洗口事業					
年長児と小学生を対象に継続的にフッ素洗口を実施し、子どもをむし歯から守るとともに、むし歯予防意識の向上を図ります。					
方向性：〔拡大：実施園、実施校の増〕					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		

⑭まちづくり出前講座（学校版）（再掲）					
食事や心の健康、タバコ・アルコールが体に及ぼす影響などについて訪問授業を実施し、子どもの健やかな成長と心身の健康の増進を図ります。					
方向性：〔拡大：実施校の増〕					
担当課	こども保健課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		

⑮禁煙・防煙事業					
未成年者、妊産婦に対し、喫煙の害について知識を普及し、吸わない世代の育成を図ります。また、受動喫煙を防止するために、禁煙・分煙環境を整えます。					
方向性：〔継続〕					
担当課	健康増進課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
	←————→				

基本目標3**子育てを社会全体で担う
意識と環境づくり****目標の趣旨**

地域の子育て力が低下しているというものの、本市では、親子交流会を各地で開催し、親同士の出会いの場は数多く設けられています。しかし、積極的に外出しない親子にとっては、こういった子育て支援も関係のないものになってしまいます。このようなことから、子育て中の家庭に身近な地域の人が声をかけ、支援を必要とする人には手をさしのべることができる環境づくりが必要になってきます。プライバシーを重視することも非常に大切なことですが、気遣いができる地域づくりは、子育て支援には重要なことです。

また、男女の働き方に変化はあるものの、一般的には父親は仕事中心で帰宅が遅く、核家族にいたっては、母親のみで乳幼児の世話をすることになり、孤立した子育てになってしまいます。

子育て家庭のみならず、地域、企業を巻き込んで仕事とプライベートな生活の両立を支援していくことで子どもと過ごす時間を確保でき、子育てを楽しみ、子どももゆとりのある雰囲気の中で育つことができます。

施策の方向 3-1 子育て支援社会づくり

現況と課題

地域には、自治会、子ども会、PTA、子育てサークルなど子育て家庭に関わる団体や組織が存在しています。各種団体等と連携して子育てを積極的に楽しむ家庭がある一方、地域とのつながりが希薄だったり、子どもが就園、就学前だったり、自治会に加入していないことで地域の情報が入手できずに孤立しがちな家庭も存在しています。

このような家庭に子育ての情報を提供し、地域とのつながりが生まれるような仕組みづくりが必要になってきます。

今後5年間の目標

評価指標	現状値	平成26年度
○子どもさんを預かってもらえる現状 「子育てが家族や地域の人に支えられていると感じる」割合 (%)	就学前児童 83.7 就学児童 86.1	就学前児童 87.0 就学児童 90.0

評価指標	現状値	平成26年度
○子育てをする環境についての現状 「同世代の子を持つ親同士が交流する場が整っていると感じる」割合 (%)	就学前児童 48.0 就学児童 37.4	就学前児童 60.0 就学児童 50.0

評価指標	現状値	平成26年度
○子育てに関して不安を感じることの現状 「子育てに関して不安感や負担感を持つ保護者」割合 (%)	就学前児童 92.2 就学児童 90.3	就学前児童 85.0 就学児童 85.0

評価指標	現状値	平成26年度
○子育てをする環境についての現状 「地域で子育てをする環境が整備されていると感じる」割合 (%)	就学前児童 33.4 就学児童 33.8	就学前児童 50.0 就学児童 50.0

※現状値は、平成20年度実施「豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査」によるもの

推進施策②

子育ての仲間づくりのための支援

子育て中の親子が気軽に出かけられる親子交流会などを開催したり、子育てサークルを円滑に行えるような環境整備を行います。

主な事業

①地域子育て支援センター事業（再掲）					
地域における子育て支援の拠点として保育所等を活用し、子育て家庭の不安や悩みについての相談や育児講座の開催、子育てサークルの育成・支援を行うとともに、保護者同士の交流の場を提供し、他の子育て事業とも連携を進めていきます。 方向性：[拡大：実施施設の増]					
担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			
②ここにごサークル（旧：ワイワイ・すくすく広場）（再掲）					
乳幼児とその保護者を対象に月1～2回程度、午前中に気軽に親子・親同士の交流が出来る場を提供し、地域に密着した子育てを応援するふれあい・交流活動を拡大します。また、こども未来館とネットワーク化を進めていきます。 方向性：[拡大：実施か所の増]					
担当課	こども未来館				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			
③つどいの広場（再掲）					
0～3歳までの乳幼児とその保護者が気軽集う場を設け、育児に関する情報交換や仲間づくりを進めます。また、子育てに関する講習会を開催するなど、学びの機会も提供します。 方向性：[拡大：実施か所の増]					
担当課	子育て支援課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

④こども未来館子育てプラザの運営（再掲）					
0～3歳までの乳幼児とその保護者を対象に、遊びの場や子育て情報の提供及び仲間づくりの場として子育て家庭を応援します。また、本市の子育て支援の拠点として地域の子育て事業とネットワーク化を進めていきます。					
方向性：〔拡大：事業内容の拡充と拠点施設としての機能の充実〕					
担当課	こども未来館				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

推進施策③

地域で子どもを育てる体制の整備

地域を基盤として自治会、子ども会、PTA等が連携して子育てを支援する体制の整備に努めます。

また、子育て支援を行うNPO、ボランティア等と連携し、地域の子育て力の向上を目指します。

主な事業

①地域子育て支援センター事業（再掲）					
地域における子育て支援の拠点として保育所等を活用し、子育て家庭の不安や悩みについての相談や育児講座の開催、子育てサークルの育成・支援を行うとともに、保護者同士の交流の場を提供し、他の子育て事業とも連携を進めていきます。					
方向性：[拡大：実施施設の増]					
担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			
②子育て支援地域活動事業（再掲）					
地域の在宅児童や子育て家庭等に対して、保育所の園庭開放による親子の交流活動を行います。また、保育室・遊戯室等を利用した子育てサークルなどの育成・活動支援、子育て家庭の育児への不安などについての助言・相談等を行います。					
方向性：[拡大：実施施設の増]					
担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			
③保育所地域活動事業（再掲）					
高齢者とのふれあい、地域に住む子ども同士の年齢差を超えた交流の実施や育児講座の開催など、地域に密着した交流活動を実施します。					
方向性：[拡大：実施施設の増]					
担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		↔			

④私立幼稚園地域活動事業（再掲）					
幼稚園が持つ子育てに関する専門的機能を活用して、地域の子育て家庭を対象とした研修会の開催、地域住民との交流会等を実施し、地域で安心して子育てできる環境づくりを進めます。					
方向性：〔継続〕					
担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年

⑤幼稚園子育て支援地域活動事業※（再掲）					
園庭開放による親子の交流、高齢者とのふれあい、子育て相談や育児講座の開催など、地域に密着した交流活動を実施します。					
方向性：〔継続〕					
担当課	保育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年

※事業の所管は愛知県民生活部私学振興室

⑥ファミリー・サポート・センター事業（再掲）					
地域において子育ての援助を受けたい人と、援助を行いたい人による育児の相互援助を推進します。					
方向性：〔拡大：会員数と利用者の拡大を図るためのPRを工夫〕					
担当課	子育て支援課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年

⑦子育てサポーターの養成（再掲）					
こども未来館及び各地域で開催する「ここにこサークル」で子育て支援を行うボランティアに対し各種養成講座を開催します。また、新たな参加者を募集するためPRを進めていきます。					
方向性：〔拡大：講座の拡充及び参加者の増〕					
担当課	こども未来館				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年

⑧読み聞かせボランティアの養成					
中央図書館、市民館などで子どもたちを対象に絵本の読み聞かせ、紙芝居、手遊びなどを通して本への興味を起こさせるためのボランティアを養成します。					
方向性：[継続]					
担当課	図書館				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
		←————→			

⑨PTA活動の推進					
児童生徒の健全な育成を図るため、市内各地域のPTA活動が活発に行えるよう、各小中学校PTAの連絡協議会の運営を支援し、相互の連絡、提携、協調を図ります。					
方向性：[継続]					
担当課	社会教育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		

⑩子ども会活動の推進					
子どもたちが集団活動を通じて楽しく心身をきたえ、社会生活を営むための基本的マナーやルールを身につけるために、地域の育成者が行う子ども会活動の推進を図ります。					
方向性：[継続]					
担当課	青少年課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		

⑪青少年育成事業（再掲）					
不登校やひきこもりなどの青少年問題の防止や地域における青少年健全育成活動を支援します。					
方向性：[継続]					
担当課	青少年課、学校教育課				
対象	誕生前	乳幼児	小学生	中学生	高校生・青年
			←————→		

施策の方向 3-2 男女がともに子育てできる環境づくり

現況と課題

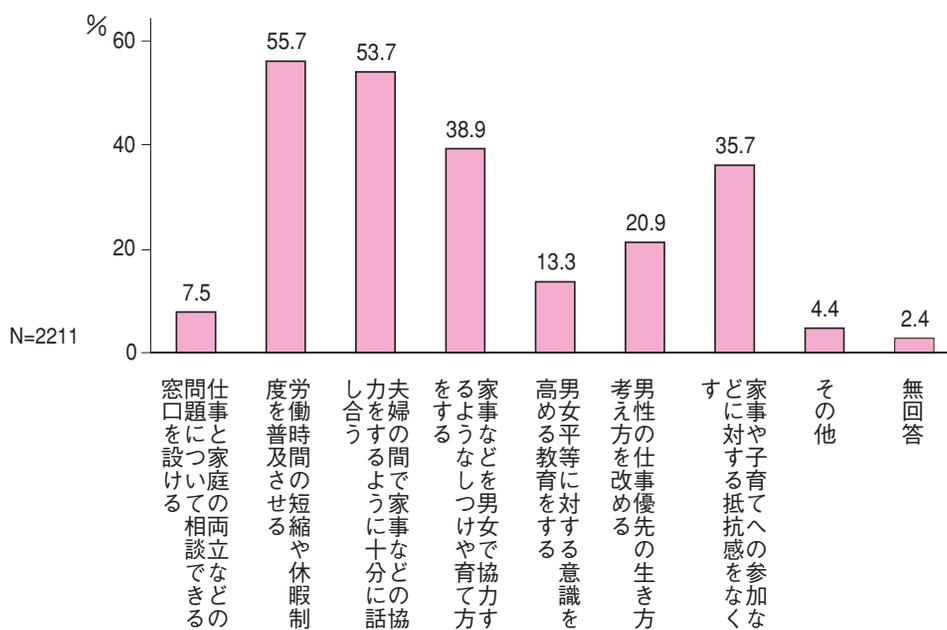
妊娠、出産、授乳が女性しかできないこと、性別による固定的役割分担意識などにより子育ての中心は母親とされ、父親は仕事重視の生活をしてきました。子育てに専念する母親には、子育てを父親不在の中で孤軍奮闘する辛さがあり、働く母親には仕事と子育ての両立が課題でした。ここで登場した概念が、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」です。これを進めていくことは、人生を豊かにし、子育ての面では、父親の子育てに関わる時間の確保、母親の負担軽減につながり、子どもは余裕のある雰囲気の中で成長できるというメリットがあります。

企業や事業主には、労働者への直接的な支援制度の導入のほかに、子育て支援に対する労働者同士の理解や協力を促すことが期待されます。

また、家庭においては、男女がともに子育てに対して主体的に関わり、喜びを実感できるよう男女共同参画意識の浸透と実践が必要になります。

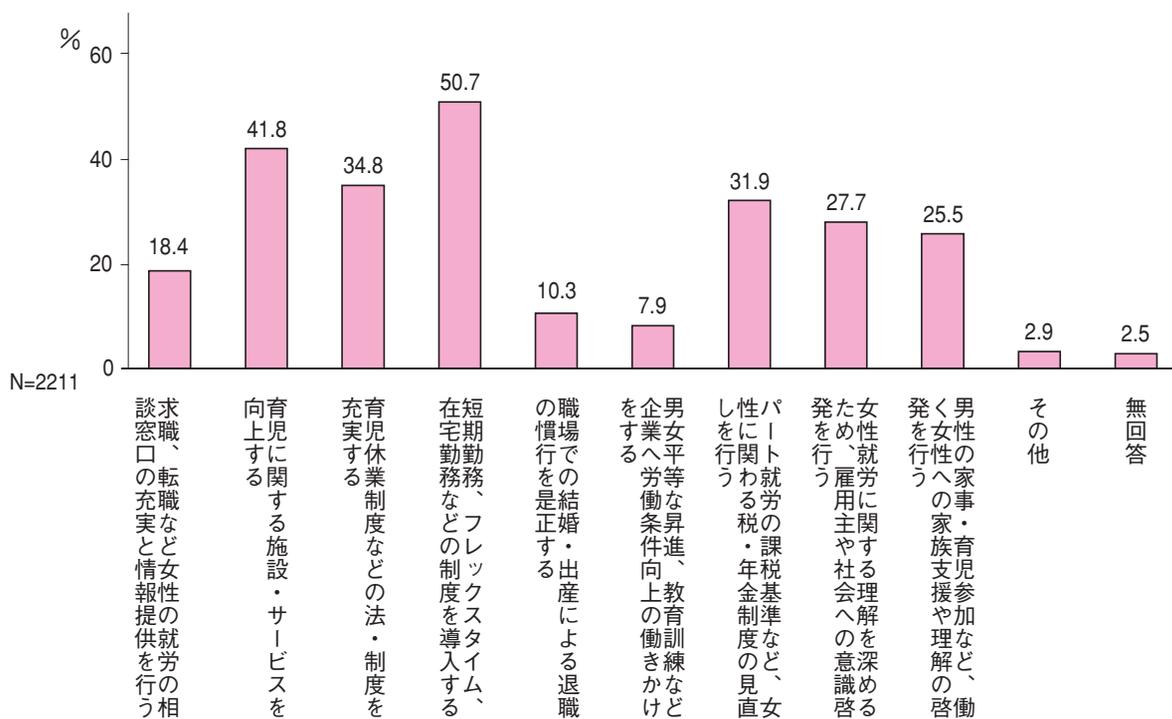
そのため、今後仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するために、企業、労働者、市民、行政など関係者が今できること、望むことなどお互いに意見交換し、地域全体で取り組むことの理解を広げていくことが求められます。

【男性が家事や子育て、教育に積極的に参加するために必要なこと】



〔豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査〕

【女性が育児をしながら働き続けるために必要なこと】



「豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査」

今後5年間の目標

評価指標	現状値	平成26年度
○女性が出産後も就労できている現状 「女性が希望通りに出産後も仕事を辞めずに働き続けることが出来ている」割合 (%)	全体 23.7	全体 35.0

評価指標	現状値	平成26年度
○子育てする上で子どもと接する現状 「子どもと一緒に時間を十分に取れると考える保護者」割合 (%)	就学前児童	就学前児童
	父親：31.3	父親：50.0
	母親：70.2	母親：80.0
	就学児童	就学児童
	父親：30.0	父親：50.0
	母親：60.2	母親：70.0

※現状値は、平成20年度実施「豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査」によるもの

評価指標	現状値	平成26年度
○子育てをする環境についての現状 「子育て支援に積極的な企業が多いと思う」割合 (%)	就学前児童 9.0 就学児童 10.9	就学前児童 20.0 就学児童 20.0

※現状値は、平成20年度実施「豊橋市次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るアンケート調査」によるもの

事業の数値目標

事業名	平成21年度 (目標値)		平成21年度 (現状値)		平成26年度 (目標値)		担当課及び 掲載ページ	
	通常保育事業	56か所 定員 8,870人		55か所 定員 8,320人		57か所 (うち2か所は認定こども園) 定員 8,320人		
延長保育事業	30か所		29か所		31か所		保育課【91】	
子育て支援トワイライト事業	3か所		なし		3か所		子育て支援課【94】	
休日保育事業	2か所		1か所		2か所		保育課【91】	
病児・病後児保育事業	2か所		2か所		3か所		保育課【92】	
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	47か所		55か所		64か所		青少年課【75,93】	
放課後子ども教室運営事業	—		5か所		8か所		青少年課【75,93】	
一時保育事業	56か所(全園)		44か所		55か所		保育課【92】	
拠点事業 地域子育て支援	地域子育て支援 センター事業	6か所		2か所		4か所		保育課 【74,95,137,139】
	つどいの広場 (つどいの広場・ こども未来館 子育てプラザ の運営)	2か所	計 8か所	2か所	計 4か所	3か所	計 8か所	子育て支援課 こども未来館 【73,137,138】
	児童館型	—		なし		1か所		子育て支援課【74】
地域型親子交流会 (ここにごサークル等)	—		20か所		37か所		こども未来館 【57, 137】	
保育所地域活動事業	35か所		36か所		39か所		保育課【61,95,139】	
子育て支援地域活動事業	30か所		33か所		36か所		保育課【61,95,139】	
ファミリー・サポート・ センター事業	1か所		1か所		1か所		子育て支援課 【94,140,147】	
子育て支援ショートステイ事業	4か所		4か所		4か所		子育て支援課【94】	
拠点的地域市民館リニューアル	6か所		7か所		8か所		社会教育課【74】	

第5章

推進に向けて

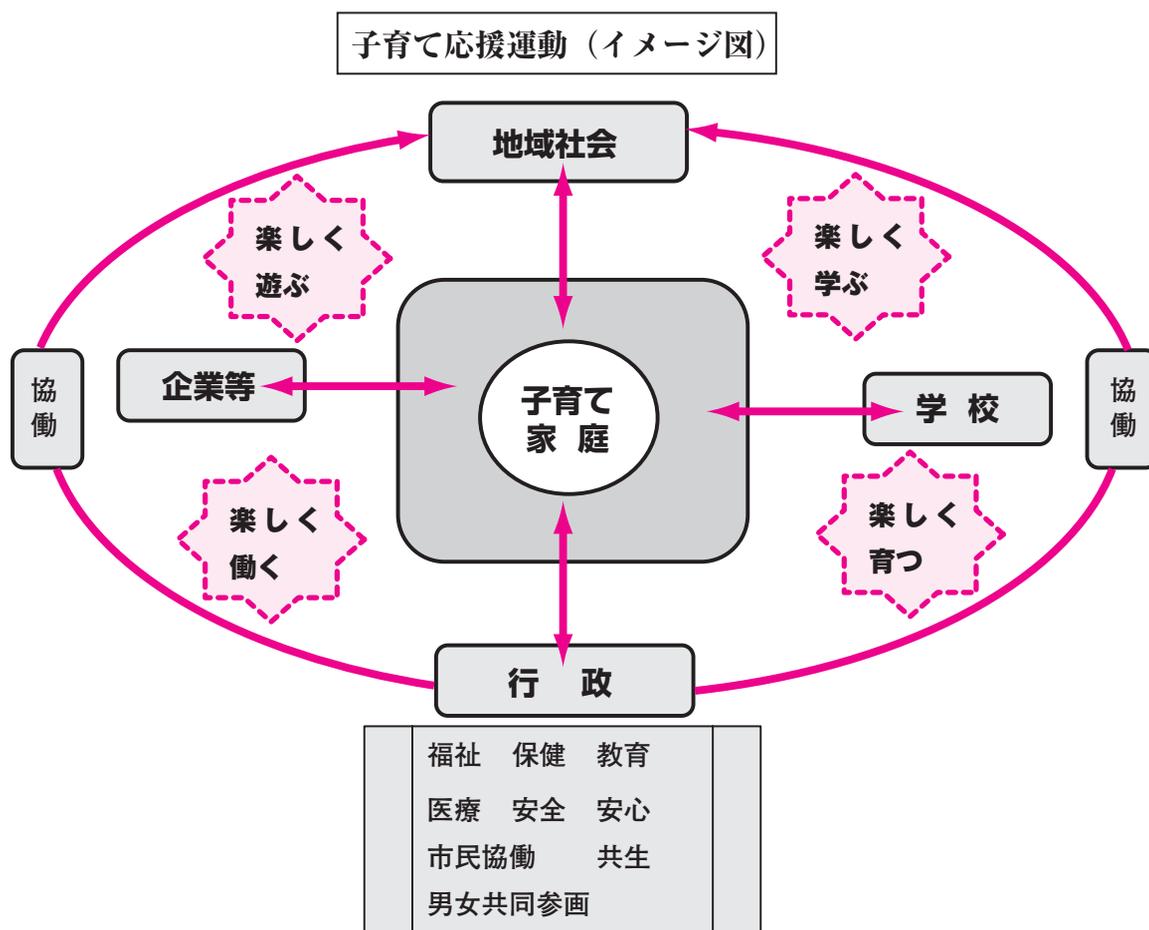
1 計画推進の考え方

この計画は、子育てを社会全体で支えあうことで、子育てに夢や喜びを感じることができ、子ども自身が、家庭、学校、地域社会での様々な体験を通して豊かな人間形成ができる、このような子育てにやさしいまち豊橋を目指すものです。

その実現には、これまで以上に、家庭や地域がともに子育ての大切さ、できること、役割を認識し、責任を果たすことが必要です。

そこで、子育ては家庭が主体的に行うことを基本とする中で、身近な地域社会や企業等の役割、そして、行政が担うべき役割を明確にすることで、本市の中に潜在している子育て力を総合的に引き上げることを目標とします。

豊橋市では、家庭を中心に子育てに関わる機関が相互に連携し、継続的につながるために、産・学・官・民が一体となり協働による子育て応援運動を目指します。



2

家庭、地域、企業等に期待される役割

■ 家庭の役割

家庭は、子どもの心と体の健やかな成長、しつけや教育を通じた人間形成、基本的な生活習慣の確立など、人生の出発点となる場所として、その責任を果たしていかなければなりません。

しかしながら、核家族化の進行や近隣住民との関係の希薄化もあり、相談するところもなく、その責任の重さが親の負担となり、不安感を増大させるなど様々な問題につながる場合があることも事実です。

そこで、「将来の社会の重要な担い手を育てている」という意識をしっかりと持ち、福祉、保健、教育、医療などの情報を常に収集し、家庭での子育てに取り入れるなど、有効に活用することが必要です。

また、親同士の交流や相談サービスの活用などを積極的に行い、自らが子育てに対する不安を解消し、男女がともに協力して楽しい子育てを行っていくことが大切です。特に、父親が育児に参加協力し、子育ての楽しさを知ってもらうことが求められています。

■ 地域の役割

地域には、団塊の世代や既に子育てを終えた人など、多くの人生の先輩が生活しています。また、積極的に子育て支援の活動をしているNPOやボランティアの方々も数多くみえます。

このような人たちとの関わりが非常に重要であり、昔のような地域での子育てや、新しい価値観に基づくボランティアなど、そこに生活するみんなで支え合うこれからの子育て支援について新たな仕組みづくりを考え、地域の子育て力を高めていく必要があります。

■ 企業等の役割

子育て中の親にとって、日常生活の中で、働いている時間のウエイトは高く、労働と子育ての両立は重要な課題となっています。

次世代育成支援対策推進法では、子育てをしながら働きやすい職場環境の実現を目指すため、企業や事業主が取り組むべきこと、努力すべきことが位置付けられています。企業や事業主は、この目標に向け着実に取り組みを進めていくことが求められています。

■ 行政の役割

行政は、多様な保育サービスなどの提供はもちろんのこと、家庭、地域、企業等がそれぞれの役割を果たすための積極的な働きかけを行うなど、側面的な支援を行います。

また、子育ての輪を社会全体に広げるため、関係各課及び関係機関が連携して個々の事業を利用者の視点に立って、継続的な支援となるよう情報提供や様々な施策を有効的かつ効率的に進めていくことが必要です。

3

推進体制

市は、計画に掲げた基本理念を実現するため、次の視点を持って取り組んでいきます。

また、庁内に本計画を推進するための体制を設け、進捗状況のチェックや公表、必要に応じた新たな事業の立案を行います。

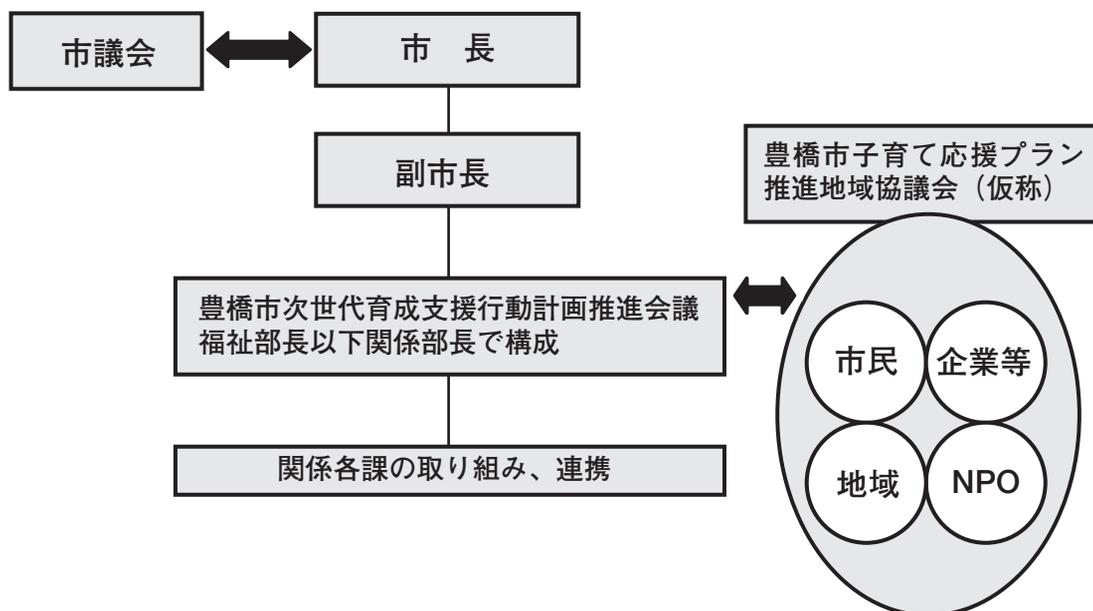
さらに、次世代育成支援対策推進法で設置を求めている地域協議会を新たに組織し、行政・関係団体・ボランティア・労働者・企業等が共に次世代育成支援行動計画を実現させる体制を整えます。

■ 計画の推進に向けた視点

- ① 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現
生活のゆとりを生み出すため、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の啓発を行い、その実現に向けた取り組みを行っていきます。
- ② 市民協働*の実践
市民協働を基本的な姿勢として、様々な取り組みを進めることとします。
- ③ 情報提供の充実
子育てにかかる情報を収集整理し、様々な方法で提供します。
- ④ 進捗状況の確認
計画の進捗状況を常に掌握し、必要な措置を行います。また、PDCAサイクルにより、市民ニーズに合った施策を行います。

■ 計画の推進体制

豊橋市子育て応援プラン推進地域協議会（仮称）及び推進会議の設置



第1章

第2章

第3章

第4章

基本目標1

基本目標2

基本目標3

第5章

資料編

資料編

1

用語の解説

あ

■育児休業

育児・介護休業法に基づいて、全ての事業所を対象に、1歳未満の子どもを養育する男女労働者に育児休業の取得を保障する制度。父親の育児休業取得促進のために平成22年6月30日からは、「パパ・ママ育休プラス」として父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間が1歳2か月に達するまでに延長される。

■一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」第12条第1項に基づき、企業の事業主が策定する行動計画。300人を超える従業員を有する企業には平成21年4月1日以降、101人以上300人以下の従業員を有する企業には平成23年4月1日以降義務付けされ、100人以下の従業員を有する企業には努力義務とされている。仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備などに関する企業の取り組みについて、達成すべき目標、講ずるべき措置の内容等を記載する。

か

■核家族

夫婦と未婚の子どもとの家族で、夫婦・父子・母子のみの家庭も含む。

■合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当するといわれている。人口予測モデルの中では、合計特殊出生率は、平均初婚年齢、生涯未婚率、生涯完結出世児数の3つの要素で決まる。

さ

■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。「バランス」という言葉のイメージで、仕事と生活の配分を図るものとして捉えられやすいが、二者択一するものではなく、生活の充実が相乗効果となって質の高い仕事につながり、仕事での充実感が生活の質をさらに高めるもの。女性労働者だけでなく、男性労働者にもこの実践が重要となる。

■児童の権利に関する条約

1989年（平成元年）国際連合で採択され、児童の意見の尊重、健康の享受、児童の権利等を包括的に明文化した、児童の福祉の向上を図るための条約。

■主任児童委員

民生委員・児童委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当する人。

■市民協働

市民及び市が互いの特性を認識し、協力し合い、より良いまちづくりを目指して、多種多様な取り組みを行うこと。

■就業率

15歳以上の人口に占める就業者の割合。

■小児慢性特定疾患

小児慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、その治療が長期間にわたり、医療費の負担も高額となることからその治療の確立と普及を図り、併せて患者家庭の医療費の負担軽減にも資するため、医療費の補助制度があるが、その対象となる疾患。

■食育

生きるうえでの基本であって、知育・徳育および体育の基礎となるべきものであり、さまざまな体験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。

■人口ピラミッド

国などの地域のある時点における年齢階層別人口を上下に、男女を左右に分けて並べた図。その形態によって人口構成を知ることができる。一般に発展途上国などの多産多死型ではピラミッド型になるが、先進国などの少産少死型社会ではつぼ型になる。

■心理判定員

児童や障害者の自立のために心理学的な見地から援助を行う専門職。

た

■待機児童

認可保育所への入所を希望しながら、定員や保育の時間帯など、さまざまな理由で保育所に入ることができない児童のこと。

■多重債務者

借金（キャッシング・ローンなど）を負い、返済不能に陥った状態の人。

■出前講座

自治会や子ども会などが開催する会合や学校の授業などに市職員が出向いて、市役所の仕事やまちづくりのことなどの話をする講座。

■男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に参画する機会を確保し、男女が均等に利益を享受するとともに責任を担うこと。

■特定事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」第19条第1項に基づき、国及び地方公共団体などが策定する行動計画。計画には、仕事と育児の両立を図るために必要な環境整備などに関する取り組みについて、達成すべき目標、講ずるべき措置の内容等を記載する。

■特別支援教育

障害を持っている子どもを対象とする教育支援で、子どもの自立や社会参加を支援することを目的とし、平成18年6月の学校教育法の一部改正以降実施されている。それまで盲・聾各学校や養護学校などの特殊学校、あるいは小中学校に設置された特殊学級で個別に展開されてきた教育を改め、総合的な特別な支援体制を敷いたもの。これにより、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握した上で、適切な指導及び必要な支援を行うことを目指し、具体的には、各校の校長が指名した特別支援教育コーディネーターが中心となり、支援の必要な児童生徒に校内で連携して対応すると同時に、医療や保健、福祉等の学校外の機関とも協力して障害に配慮した教育を行えるようになった。

な

■認可外保育施設

託児所や企業内保育所、病院内保育所、ベビーホテルなど保育を行うことを目的とする施設であって、所轄庁の認可を受けていない施設。

■認定こども園

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」によりスタートした幼保一体化の施設。認定こども園には、幼稚園と保育所が一体的な運営をする「幼保連携型」、幼稚園に保育所機能を加えた「幼稚園型」、保育所に幼稚園に機能を加えた「保育所型」、自治体の独自認定型の4種類がある。

は

■ハイリスク児

発育・発達過程において、何らかの問題が生じる可能性のある子ども。

■発達障害

自閉症、高機能自閉症（アスペルガー症候群）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）、これらに類する脳機能障害の総称。

■バリアフリー

体の不自由な人でも支障なく活用できるような生活環境のため、バリア（障壁）を除去すること。段差などの物理的な障害だけでなく、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

■ベビーホテル

保育の必要な乳幼児を24時間預かる、所轄庁の認可を受けていない施設。

ま

■民生委員・児童委員

地域から選任され、厚生労働大臣の委嘱（任期は3年）を受けて、地域の人々の福祉向上のために活動するボランティア。民生委員は、民生委員法によってその設置が定められ、児童委員は、児童福祉法により民生委員が兼ねることとされている。

や

■ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境等をデザインする考え方。

ら

■臨床心理士

臨床心理学を始め、様々な心理学の知識や心理療法、カウンセリングなどの技法を活かして「こころの問題」にかかわる専門職。

2

児童の権利に関する条約(概要)

平成6年5月16日 公布

この条約は、前文、本文 54 箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1 児童の定義

児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く（第1条）。

2 締約国の義務

(1) 一般的義務

(2) 生命に対する権利

締約国は、生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する（第6条）。

(3) 登録、氏名、国籍等についての権利

(イ) 締約国は、児童が出生後直ちに登録され、氏名を有し及び国籍を取得する権利の実現を確保する（第7条）。

(ロ) 締約国は、児童が国籍、氏名及び家族関係を含むその身元関係事項を保持する権利を尊重し、その身元関係事項が不法に奪われる場合には、これを回復するため、適当な援助及び保護を与える（第8条）。

(4) 家族から分離されない権利

(イ) 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保し、また、父母の一方又は双方から分離されている児童が父母との接触を維持する権利を尊重する（第9条）。

(ロ) 家族の再統合のための児童又はその父母による締約国への入国又は締約国からの出国の申請については、締約国が積極的、人道的かつ迅速な方法で取り扱う（第10条）。

(ハ) 締約国は、児童が不法に国外へ移送されることを防止し及び国外から帰還することができない事態を除去するための措置を講ずる（第11条）。

(5) 意見を表明する権利

締約国は、児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される（第12条）。

(6) 表現の自由についての権利

児童は、表現の自由についての権利を有する（第13条）。

(7) 思想、良心及び宗教の自由についての権利

締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する（第14条）。

(8) 結社及び集会の自由についての権利

締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める（第15条）。

(9) 干渉又は攻撃に対する保護

いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない（第16条）。

(10) 情報及び資料の利用

締約国は、大衆媒体（マス・メディア）の果たす重要な機能を認め、児童が多様な情報源からの情報及び資料を利用し得ることを確保する（第17条）。

(11) 家庭環境における児童の保護

(イ) 締約国は、児童の養育及び発達について父母が共同の責任を有するとの原則の認識を確保するために最善の努力を払う（第18条）。

(ロ) 締約国は、虐待、放置、搾取（性的虐待を含む。）等から児童を保護するためのすべての適切な措置をとる（第19条）。

(ハ) 家庭環境を奪われた児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する（第20条）。

(ニ) 締約国は、児童の養子縁組に当たり、児童の最善の利益について最大の考慮が払われること、また、権限のある当局によってのみこれが認められることを確保する（第21条）。

(12) 難民の児童に対する保護及び援助

締約国は、難民の地位を求めている児童又は難民と認められている児童が適当な保護及び人道的な援助を受けることを確保するための適切な措置をとる（第22条）。

(13) 医療及び福祉の分野における児童の権利

(イ) 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める（第23条）。

(ロ) 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める（第24条）。

(ハ) 締約国は、養護、保護又は治療を目的として収容された児童に対する処遇等に関する定期的な審査が行われることについての児童の権利を認める（第25条）。

(ニ) 締約国は、すべての児童が社会保障からの給付を受ける権利を認めるものとし、このための必要な措置をとる（第26条）。

(ホ) 締約国は、相当な生活水準についての児童の権利を認める（第27条）。

(14) 教育及び文化の分野における児童の権利

(イ) 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等を基礎として達成するための措置をとる。また、締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる（第28条）。

(ロ) 締約国は、児童の教育が、児童の人格、才能等を最大限度まで発達させること、人権及び基本的自由並びに国連憲章にうたう原則の尊重を育成すること、児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること等を指向すべきことに同意する（第29条）。

(ハ) 少数民族に属し又は原住民である児童は、自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない（第30条）。

(ニ) 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童が遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に参加する権利を認める（第31条）。

(15) 搾取等からの児童の保護

(イ) 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは教育の妨げとなり又は健康若しくは発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める（第32条）。

(ロ) 締約国は、麻薬及び向精神薬の不正な使用からの児童の保護等のためのすべての適当な措置をとる（第33条）。

(ハ) 締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する（第34条）。

(ニ) 締約国は、児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な措置をとる（第35条）。

(ホ) 締約国は、いずれかの面において児童の福祉を害する他のすべての形態の搾取から児童を保護する（第36条）。

(16) 自由を奪われた児童、刑法を犯したと申し立てられた児童等の取扱い及び武力紛争における児童の保護

(イ) 締約国は、いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと等を確保する。締約国は、また、自由を奪われた児童が、人道的に、人間の固有の尊厳を尊重して、かつ、その年齢の者の必要を考慮した方法で取り扱われること、特に、成人とは分離されないことがその最善の利益であると認められない限り成人とは分離されること等を確保する（第37条）。

(ロ) 締約国は、武力紛争の影響を受ける児童の保護及び養護を確保するため

のすべての実行可能な措置をとる（第38条）。

(ハ)締約国は、放置、搾取若しくは虐待、拷問若しくは他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の回復及び社会復帰を促進するためのすべての適切な措置をとる（第39条）。

(ニ)締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての意識を促進させるような方法等を取り扱われる権利を認める（第40条）。

3 条約と国内法及び他の国際法との関係

この条約のいかなる規定も、締約国の法律及び締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって、児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない（第41条）。

4 条約の広報義務

締約国は、この条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する（第42条）。

5 委員会の設置等

(1)この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する（第43条）。

(2)締約国は、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置等に関する報告を国連事務総長を通じて委員会に提出することを約束する（第44条）。

(3)委員会は、専門機関及び国連児童基金その他の国連の機関からこの条約の実施についての報告を提出するよう要請することができる。また、委員会は、提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる（第45条）。

6 最終条項

署名、批准、加入、効力発生、留保等について規定している（第46条から第54条まで）。

3

豊橋市次世代育成支援行動計画
策定に関するニーズ調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、次世代育成支援行動計画の後期計画策定にあたっての基礎資料として、市民の子育て支援に関する生活実態や要望、意見等を幅広く把握することを目的として実施しました。

(2) 調査の概要（調査対象・調査方法）

- | | |
|-------|------------------------------|
| ①調査地域 | 豊橋市内 |
| ②調査内容 | 0～11歳の子どものいる世帯 |
| ③標本数 | 6,000件 |
| ④抽出方法 | 無作為抽出（子どもの年齢1歳ごとに500人） |
| ⑤調査方法 | 郵送配付、郵送回収 |
| ⑥調査期間 | 平成20年12月19日から平成21年1月9日（22日間） |

(3) 設問の内容

- ①子どもと家族の状況について
- ②出産や子育てに対する考え方について
- ③子育てに関する悩みや不安感について
- ④ご家庭の状況について
- ⑤両親の就労状況について
- ⑥保育サービスの利用について
- ⑦病児・病後児保育について
- ⑧一時預かりについて
- ⑨宿泊を伴う一時預かりについて
- ⑩放課後児童クラブの利用について
- ⑪放課後の過ごし方について
- ⑫ベビーシッターの利用について
- ⑬ファミリー・サポート・センターの利用について
- ⑭子育て支援などの事業に関する認知度・利用意向について
- ⑮育児休業制度の利用について
- ⑯出産や子育てに対する考え方について
- ⑰子育てについて
- ⑱豊橋市の子育て環境・子育て支援サービスについて

(4) 回収状況

- | | |
|--------|--------|
| ①標本数 | 6,000票 |
| ②有効回収数 | 2,211票 |
| ③有効回収率 | 36.9% |

4

豊橋市次世代育成支援行動計画
(後期計画) 検討の経過

○平成20年度

年月日	事項	
平成20年8月28日	第1回幹事会	豊橋市次世代育成支援に関するニーズ調査について
平成20年11月12日	第1回社会福祉審議会	豊橋市次世代育成支援に関するニーズ調査について
平成20年12月19日 ～平成21年1月9日	豊橋市次世代育成支援に関するニーズ調査の実施 (標本数6,000 有効回収数2,211票 有効回収率36.9%)	
平成21年3月25日	第2回社会福祉審議会	豊橋市次世代育成支援に関するニーズ調査について

○平成21年度

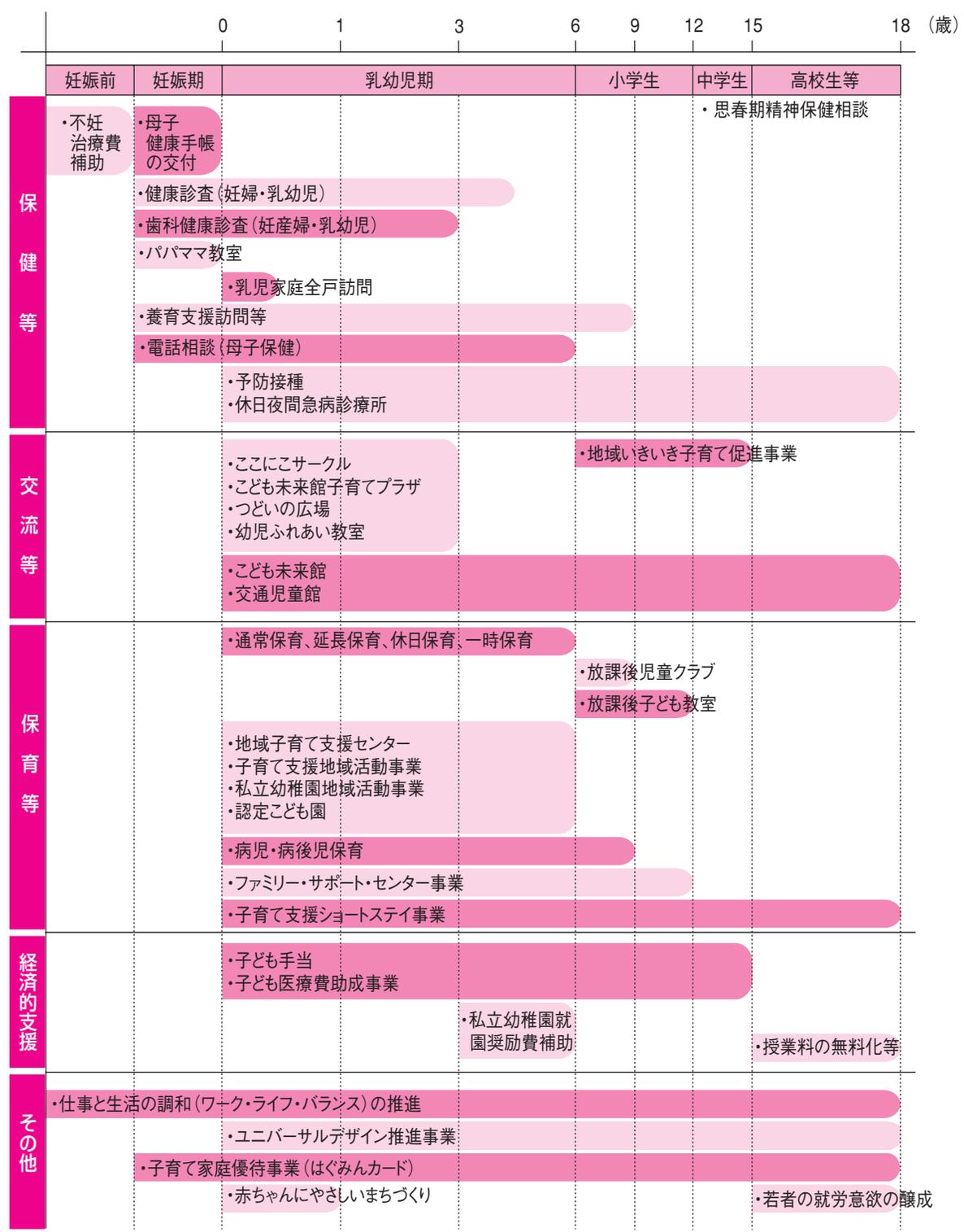
年月日	事項	
平成21年5月26日	第1回策定委員会	豊橋市次世代育成支援行動計画(後期計画)の特色について 前期計画の進捗状況について
平成21年5月29日	第1回幹事会	豊橋市次世代育成支援行動計画(後期計画)の策定について 前期計画の進捗状況について
平成21年6月19日	第1回ワーキング	豊橋市次世代育成支援行動計画(後期計画)に係る 事業調査及び評価指標の検討について
平成21年6月～7月	関係団体等ヒアリング調査の実施	
平成21年10月2日	第2回策定委員会	豊橋市次世代育成支援行動計画(後期計画)の体系について 後期計画の特色について
平成21年10月15日	第2回幹事会	豊橋市次世代育成支援行動計画(後期計画)の体系について 後期計画の特色について
平成21年11月12日	第1回策定会議	豊橋市次世代育成支援行動計画(後期計画)素案について
平成21年11月13日	第3回策定委員会	豊橋市次世代育成支援行動計画(後期計画)素案について
平成21年11月26日	調整会議	豊橋市次世代育成支援行動計画(後期計画)素案について
平成21年12月7日	政策会議	豊橋市次世代育成支援行動計画(後期計画)素案について
平成21年12月22日	市議会福祉教育委員会	豊橋市次世代育成支援行動計画(後期計画)素案について
平成22年1月5日 ～2月3日	計画素案の公表及び意見の募集(パブリックコメント)	
平成22年2月26日	第2回策定会議	豊橋市次世代育成支援行動計画(後期計画)案について

5

子育て支援に関連する週間・月間など

子育て支援に関する週間・月間など	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
児童福祉週間 5/5～5/11		■ ⑤～⑪										
禁煙週間 5/31～6/6		■ ⑩～⑮										
世界禁煙デー 5/31		■ ⑩										
食育月間 6月			■									
歯の衛生週間 6/4～6/10			■ ④～⑩									
男女共同参画週間 6/23～6/29			■ ⑮～⑲									
社会を明るくする運動強化月間 7月				■								
青少年の非行問題に取り組む市民運動 (夏期) 7～8月				■								
市民福祉の日 8/22					■ 22							
健康増進普及月間 9月						■						
食生活改善普及運動 9月						■						
自殺予防週間 9/10～9/16						■ ⑩～⑯						
青少年健全育成県民運動 (全国青少年健全育成強調月間) 11月								■				
児童虐待防止推進月間 11月								■				
乳幼児突然死症候群(SIDS) 対策強化月間 11月								■				
全国糖尿病週間 (世界糖尿病デーを含む1週間)								■				
世界糖尿病デー 11/14								■ 14				
青少年の非行問題に取り組む市民運動 (冬期) 12/20～1/10									■			
家庭の日市民運動強調月間 2月										■		
家庭の日 毎月第3日曜日	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
家族の日 11月第3日曜日								■				
家族の週間 (家族の日の前後各1週間)								■				
はぐみんデー 毎月19日	■ 19	■ 19	■ 19	■ 19	■ 19	■ 19	■ 19	■ 19	■ 19	■ 19	■ 19	■ 19
食育の日 毎月19日	■ 19	■ 19	■ 19	■ 19	■ 19	■ 19	■ 19	■ 19	■ 19	■ 19	■ 19	■ 19

6 ライフステージに応じた各種事業



7

豊橋市次世代育成支援行動計画
策定委員からのメッセージ

～策定に関わって感じたこと、伝えたいこと～

すべての子どもたちが健やかに楽しく大きな夢と希望を持ってしっかりと生きていける。そんな社会を、環境を私たちが知恵を出し合い、力を合わせて構築していきたいと思えます。

後期行動計画として数多くの施策が示されています。数値目標も提示していますので私なりに目標を達成できるよう、努力したいと思えますので市民の方からのご意見を是非、お聞かせください。

豊橋という名前は豊かな架け橋(虹)という解釈もあります。童話「虹のかかたに」は、子どもの夢を叶えてくれます。私たちの社会が、子どもたちの未来に夢を描けるよう行動計画の推進をしていきたいものです。

行動計画策定にかかわってみて、本市では子育て支援のため、多くの事業が行われていることがわかりました。それぞれの事業が上手にコーディネートできれば、すばらしい成果を上げることが出来ると思えます。

次世代育成プランは大きな森のようです。静かだけれど、長い時間をかけ着実に次の世代へつなく木々の営みに似ています。急ぎ結果が出るものではありませんが、「あなたに会えてよかった…」と、想い合うことのできる親子が育つことを祈ります。

日本を担う子どもたちのために、社会全体でバックアップしなければならぬと思えます。各分野で自分たちができることに取り組む必要があります。先ず豊橋市が目標値に向けがんばって、それに続いて私たちも、計画をPRしていきます。

子どもの成長は、振り返ってみるととても速いものです。今、大変かもしれないが、この時期を大切にゆったりと子育てを楽しんでください。つらい時には、市では様々な支援が用意されていますので、自分のペースでご活用ください。

多角的な視点から多くの事業が盛り込まれた計画になっています。推進にあたっては、「お互いさま」の気持ちでタイムリーに情報を伝え、子どもたちの笑顔を増やしていけたらと思っています。

様々な家庭環境の中で子育てをしている親を支えることは、子どもの育ちへの支えともなります。すべての親が子育てを楽しみ、すべての子どもたちが生まれてきてよかったと思えるように社会全体で支えあう時代をもう一度作らなければなりません。

豊橋市次世代育成支援行動計画は、前期計画の検証、新たなアンケート結果を踏まえ、後期計画が策定されました。計画の着実な遂行で、未来の豊橋を支えていく次世代が、健やかに育ってくれることを期待しています。

安心して、次世代が子育てできる町豊橋であることを願っています。

NPOがこれからの子育て支援に新たな仕組み作りを考え、地域の子育て力を高めていく必要性が求められています。皆さまと協働の輪を広げ「子育てが楽しくなるまちづくり」を目指していきます。

本計画の最大のキーワードは「ワーク・ライフ・バランス」。策定委員会の活発な議論を通して立派なバックボーンはできました。あとは市民総参加の実践でいかに肉付けしていくかだと思えます。

次世代を担う子どもたちに幸せがあふれるように、さまざまな環境にある子どもたちがつどえるように、携わるすべての人たちに笑顔があるように、そのために必要な社会資源・サービスの構築を望みます。

各種団体の市民の代表がそれぞれの立場で真剣に議論できて良かった。豊橋の将来を担う子どもたちが、明るく、元気で、たくましく、夢と希望をもって育つことに期待いたします。

内閣府調査で「結婚しても子どもを持つ必要がない」と答えた人が過去最高の42.8%にのぼった、ということです。しかし、結婚したくても出来ない(出会いの場がない)人も多くいます。結婚したい人を結婚まで進められる支援も必要だと思います。

病児・病後児保育が、すこやか診療所にでき利用者が飛躍的に増えたのは、設置場所が診療所だったからではないでしょうか。新しい設置場所もそうした環境の所がよいと思いました。

少子高齢化対策は誰もが避けて通れない現実であり課題です。残された時間はあとわずか、と言われています。この計画を手にした市民の皆さんがそれぞれの立場で計画をさらに「補充」「修正」されることを願います。

子育て中の家庭の意見を大切に次世代育成支援行動計画が策定されました。今後は市民一人ひとりが関わり、子どもを中心とした育ちの支援につながるよう願っています。

いかなる環境下であっても、私たち大人は、夢みる子どもたちの未来を奪う権利は何一つなく、その為には、何が必要とされ、どう行動していくかということの日々、心に置いておくことが大切だと思います。

8

豊橋市次世代育成支援行動計画
策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づき、次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される地域環境の実現を目指し、豊橋市次世代育成支援行動計画を策定するため、豊橋市次世代育成支援行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 豊橋市次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定に関し、調査研究を行うこと。
- (2) 前号のほか豊橋市次世代育成支援行動計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員会に、会長及び副会長各1名を置く。

3 会長は、委員の互選により選出する。

4 副会長は、会長が委員のうちから指名する。

5 会長は、委員会を代表し会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長を務める。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員会の委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健部子育て支援課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年5月18日から施行する。

2 この要綱は、豊橋市次世代育成支援行動計画が策定されたときに、その効力を失う。

別表（第3条関係）

委員会構成員

豊橋市議会議員の代表
豊橋市社会福祉協議会事務局長
豊橋市民生委員児童委員協議会主任児童委員代表
豊橋保育協会会長
豊橋市幼稚園協会会長
愛知大学名誉教授
豊橋創造大学短期大学部教授
愛知県東三河福祉相談センター児童育成課長
豊橋市母子福祉会会長
豊橋市立小中学校長会の庶務
豊橋女性団体連絡会副会長
豊橋市青少年施設利用者委員会の代表
愛知学童保育連絡協議会の代表
豊橋子育てネットゆずり葉の代表
NPO まんま代表理事
ファミリー・サポートセンター・アドバイザー
豊橋商工会議所の代表
連合愛知豊橋地域協議会の代表
豊橋市小中学校PTA連絡協議会の代表
豊橋保育協会母の会連合会の代表
豊橋市幼稚園協会PTA連合会の代表
豊橋障害者（児）団体連合協議会の代表

9

豊橋市次世代育成支援行動計画
策定会議設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法の理念に基づき、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進し、豊橋市における行動計画の策定について必要な事項を検討するため、豊橋市次世代育成支援行動計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定会議は次の事務を所掌する。

- (1) 次世代育成支援行動計画の策定に関する重要事項の調査検討及び調整
- (2) 次世代育成支援行動計画の立案
- (3) その他目的達成に必要な事項の検討

(策定会議)

第3条 策定会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長、副会長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 策定会議は、会長が招集する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 策定会議は、必要と認めるときは関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(次世代育成支援行動計画策定委員会)

第4条 策定会議は、次世代育成支援行動計画の推進に当たり市民の意見を反映させるため、必要に応じて次世代育成支援行動計画策定委員会に意見を求めるものとする。

(幹事会)

第5条 策定会議に幹事会を置き、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 幹事会は次の事項を所掌し、幹事長は策定会議に次世代育成支援行動計画素案その他必要な資料を提出する。
 - (1) 次世代育成支援行動計画の策定に関する必要事項の調査検討
 - (2) 次世代育成支援行動計画素案の作成
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、会務を総理する。
- 4 幹事会は、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 策定会議にワーキンググループを置き、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 ワーキンググループは次の事務を所掌し、リーダーは幹事会に必要な資料を提出する。
 - (1) 次世代育成支援行動計画の策定に必要な基礎的な調査研究
- 3 ワーキンググループは、リーダーが招集し、会務を総理する。
- 4 ワーキンググループは、必要に応じて関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 策定会議の事務局は、福祉保健部子育て支援課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成15年10月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年9月14日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年5月18日から施行する。

別表第1（第3条関係）
策定会議

役職	職名
会長	福祉保健部長
副会長	総務部長
委員	財務部長
〃	企画部長
〃	文化市民部長
〃	産業部長
〃	建設部長
〃	都市計画部長
〃	教育部長
〃	福祉事務所長
〃	保健所長

別表第2（第5条関係）
幹事会

役職	職名
幹事長	子育て支援課長
副幹事長	保育課長
幹事	財政課長
〃	政策企画課長
〃	安全生活課長
〃	市民協働推進課長
〃	多文化共生・国際課長
〃	男女共同参画課長
〃	福祉保健課長兼保健センター等建設推進室長
〃	健康課長
〃	こども未来館副館長
〃	障害福祉課長
〃	保健所保健予防課長
〃	工業勤労課長
〃	道路維持課長
〃	住宅課長
〃	公園緑地課長
〃	教育委員会総務課長
〃	〃 学校教育課長
〃	〃 社会教育課長
〃	〃 青少年課長
〃	〃 スポーツ課長

別表第3（第6条関係）
ワーキンググループ

役職	職名
リーダー	子育て支援課主幹
スタッフ	財政課職員
〃	政策企画課職員
〃	安全生活課職員
〃	市民協働推進課職員
〃	多文化共生・国際課職員
〃	男女共同参画課職員
〃	福祉保健課職員
〃	保健センター等建設推進室職員
〃	健康課職員
〃	こども未来館職員
〃	子育て支援課職員
〃	保育課職員
〃	障害福祉課職員
〃	保健所保健予防課職員
〃	工業勤労課職員
〃	道路維持課職員
〃	住宅課職員
〃	公園緑地課職員
〃	教育委員会総務課職員
〃	〃 学校教育課職員
〃	〃 社会教育課職員
〃	〃 青少年課職員
〃	〃 スポーツ課職員



豊かな愛情で未来への架け橋を
育むまち とよはし

豊橋市次世代育成支援行動計画（後期計画）

平成22年3月発行

豊橋市子育て支援課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL. 0532-51-2325 FAX. 0532-56-5133

